

平成 29 年定例会
総務常任委員会 年間白書

平成 30 年 5 月

四日市市議会

目次

1. 委員会の構成	P 1
2. 委員会開催状況	P 2 ~ P 2 5
3. 委員長報告等	P 2 6 ~ P 1 2 0
4. 所管事務調査報告書	P 1 2 1 ~ P 1 4 2
5. 行政視察報告書	P 1 4 3 ~ P 1 6 8
6. 議会報告会の概要	P 1 6 9 ~ P 1 8 7
7. 4 常任委員会報告会で出された意見	P 1 8 8 ~ P 1 9 0

1. 委員会の構成

委員長 村山繁生

副委員長 平野貴之

委員 太田紀子

笹岡秀太郎

土井数馬

中川雅晶

早川新平

森 康 哲

2. 委員会開催状況

総務常任委員会事項書

平成29年5月16日(火)

第1委員会室

1. 委員長の互選について

2. 副委員長の互選について

3. 管内視察について (案)

① 5月31日 (水)

② 6月2日 (金)

4. 行政視察について (案)

① 7月24日 (月) ～7月26日 (水)

② 7月18日 (火) ～7月20日 (木)

③ 7月26日 (水) ～7月28日 (金)

総務常任委員会/予算常任委員会総務分科会 審査順序

平成29年6月19日（月）
10：00～ 第1委員会室

政策推進部

（予算常任委員会総務分科会）

- | | |
|---|------------|
| 1. 議案第2号 平成29年度四日市市一般会計補正予算（第2号）
第1条 歳入歳出予算の補正
歳出第2款 総務費
第1項 総務管理費中関係部分
〔第8目 企画費〕 | …補正予算書P14～ |
|---|------------|

危機管理監

（予算常任委員会総務分科会）

- | | |
|--|------------|
| 2. 議案第2号 平成29年度四日市市一般会計補正予算（第2号）
第1条 歳入歳出予算の補正
歳出第2款 総務費
第1項 総務管理費中関係部分
〔第14目 防災対策費〕 | …補正予算書P14～ |
|--|------------|

（総務常任委員会）

- | | |
|--------------------|------------------------|
| 3. 議案第6号 土地の取得について | …議案書（平成29年6月16日上程分）P1～ |
|--------------------|------------------------|

財政経営部

（予算常任委員会総務分科会）

- | | |
|---|------------|
| 4. 議案第2号 平成29年度四日市市一般会計補正予算（第2号）
第1条 歳入歳出予算の補正
歳入全般 | …補正予算書P12～ |
|---|------------|

その他

- | |
|--------------------------------------|
| 5. 6月定例会議会での所管事務調査について（委員から提案があった場合） |
|--------------------------------------|

- | |
|---|
| 6. 休会中の所管事務調査について |
| ①日程案 8月9日（水）午前10時 or 午後1時30分
8月10日（木）午前10時 |
| ②調査項目の決定 |

- | |
|---|
| 7. 6月定例会議会 議会報告会 シティ・ミーティングについて |
| 日 時：平成29年7月3日（月）午後6時30分～8時45分（集合時間午後6時） |
| 場 所：内部地区市民センター別館2階大ホール |
| シティ・ミーティングテーマ：「投票率向上について」「防災全般について」 |

8. 8月定例月議会 議会報告会 シティ・ミーティングについて
日程案：10月17日（火）午後6：30～8：45

9. 行政視察について
日 程：7月24日（月）～26日（水）
視察先：坂出市、呉市、姫路市

※配付資料

<会議用システム内のフォルダ>

○議案書、補正予算書、補正予算参考資料等

01_本会議－05_平成29年6月定例月議会

○予算常任委員会資料（部局別）

06_予算常任委員会－06_平成29年6月定例月議会－補正予算資料（部局別）

○事項書、その他資料

02_総務常任委員会－05_平成29年6月定例月議会

総務常任委員会事項書

平成29年8月9日（水）10：00～

（休会中所管事務調査）

1. 入札制度について

（その他）

2. 議会報告会、シティ・ミーティングで出された意見について

- ・市民意見を【1】議会として協議すべき意見【2】各常任委員会で協議すべき意見【3】その他の意見に分ける

※配付資料

<会議用システム内のフォルダ>

○事項書、資料

02_総務常任委員会-06_平成29年8月9日

総務常任委員会／決算、予算常任委員会総務分科会 審査順序

平成29年 9月12日（火）

10:00～ 第1委員会室

政策推進部

【決算分科会】

1. 議案第7号 平成28年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について	
歳出第2款 総務費	
第1項 総務管理費	
第1目 一般管理費中秘書課、東京事務所、広報広聴課関係部分	決算書P152～ 実績報告書P35～
第4目 文書広報費中広報広聴課関係部分	決算書P156～ 実績報告書P42～
第8目 企画費	決算書P160～ 実績報告書P47～
第11目 国際化推進費中秘書課、政策推進課関係部分	決算書P162～ 実績報告書P52～
第8款 土木費	
第5項 港湾費	決算書P234～ 実績報告書P168～

消防本部

【決算分科会】

1. 議案第7号 平成28年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について	
歳出第9款 消防費	
第1項 消防費	
第1目 常備消防費	決算書P242～ 実績報告書P179～
第2目 非常備消防費	決算書P244～ 実績報告書P181
第3目 消防施設費	決算書P244～ 実績報告書P182

【総務常任委員会】

2. 議案第18号 動産の取得について	
－消防ポンプ自動車（CD－I型水槽付）1台－	議案書P31～
3. 議案第19号 動産の取得について	
－救助工作車（Ⅲ型）1台－	議案書P35～
4. 議案第20号 動産の取得について	
－高規格救急自動車 3台－	議案書P39～
5. 議案第21号 物損事故に関する和解について	議案書P43

危機管理監

【決算分科会】

1. 議案第7号 平成28年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について
- 歳出第2款 総務費
- 第1項 総務管理費
- 〔第1目 一般管理費中危機管理室関係部分 決算書P152～ 実績報告書P35～〕
- 〔第14目 防災対策費 決算書P164～ 実績報告書P56～〕
- 第9款 消防費
- 第1項 消防費
- 〔第4目 水防費 決算書P246～ 実績報告書P183〕

総務部

【決算分科会】

1. 議案第7号 平成28年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について
- 歳出第2款 総務費
- 第1項 総務管理費
- 〔第1目 一般管理費中総務課、人事課、調達契約課、検査室関係部分 決算書P152～ 実績報告書P35～〕
- 第2目 人事管理費 決算書P154～ 実績報告書P40～
- 第3目 恩給及び退職年金費 決算書P156～ 実績報告書P42
- 第4目 文書広報費中総務課関係部分 決算書P156～ 実績報告書P42～
- 第9目 計算記録管理費 決算書P160～ 実績報告書P49～
- 第15目 人権推進費 決算書P166～ 実績報告書P57～
- 〔第21目 諸費中総務課関係部分 決算書P170～ 実績報告書P67～〕
- 第4項 選挙費 決算書P174～ 実績報告書P72～
- 第5項 統計調査費 決算書P178～ 実績報告書P74～

会計管理室

【決算分科会】

1. 議案第7号 平成28年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について
- 歳出第2款 総務費
- 第1項 総務管理費
- 〔第6目 会計管理費 決算書P158～ 実績報告書P45～〕

監査事務局

【決算分科会】

1. 議案第7号 平成28年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について
- 歳出第2款 総務費
- 第6項 監査委員費 決算書P180～ 実績報告書P74～

財政経営部

【決算分科会】

- | | |
|--|---------------------|
| 1. 議案第7号 平成28年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について | |
| 歳出第2款 総務費 | |
| 第1項 総務管理費 | |
| 第1目 一般管理費中管財課関係部分 | 決算書P152～ 実績報告書P35～ |
| 第5目 財政管理費 | 決算書P156～ 実績報告書P44～ |
| 第7目 財産管理費 | 決算書P158～ 実績報告書P46～ |
| 第21目 諸費中収納推進課、財政経営課関係部分 | 決算書P170～ 実績報告書P67～ |
| 第2項 徴税費 | 決算書P172～ 実績報告書P68～ |
| 第4款 衛生費 | |
| 第4項 病院費 | 決算書P210～ 実績報告書P133 |
| 第8款 土木費 | |
| 第7項 下水道費 | 決算書P240～ 実績報告書P176 |
| 第11款 公債費 | 決算書P264～ 実績報告書P211 |
| 第12款 予備費 | 決算書P264～ 実績報告書P212 |
| 桜財産区 | 決算書P422～ 実績報告書P282～ |

【予算分科会】

- | | |
|-----------------------------------|--|
| 2. 議案第12号 平成29年度四日市市一般会計補正予算（第3号） | |
|-----------------------------------|--|

 第1条 歳入歳出予算の補正

 歳入全般

補正予算書P12～

- | | |
|-----------------------------------|--|
| 3. 議案第23号 平成29年度四日市市一般会計補正予算（第4号） | |
|-----------------------------------|--|

 第1条 歳入歳出予算の補正

 歳入全般

補正予算書(2)P14～

 第3条 地方債の補正

補正予算書(2)P9、19

【総務常任委員会】

- | | |
|----------------------------|--|
| 4. 議案第15号 四日市市税条例の一部改正について | |
|----------------------------|--|

議案書P11～

財政経営部・会計管理室

【決算分科会】

- | | |
|--|-------------------|
| 1. 議案第7号 平成28年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について | |
| 歳入全般 | 決算書P114～ 実績報告書P7～ |

議会事務局

【決算分科会】

- | | |
|--|--------------------|
| 1. 議案第7号 平成28年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について | |
| 第1款 議会費 | 決算書P152～ 実績報告書P33～ |

その他

1. 所管事務調査について

2. 休会中の所管事務調査について

① 日程（案）・10月25日（水）10時～ または 13時30分～

または

・10月27日（金）13時30分～

② 調査項目の決定

3. 8月定例会議会 議会報告会 シティ・ミーティングについて（役割決め）

日程：平成29年10月17日（火）18:30～20:45

会場：水沢地区市民センター 2階大会議室

テーマ：防災全般について

4. 11月定例会議会 議会報告会 シティ・ミーティングについて

※配付資料

<会議用システム内のフォルダ>

○議案書、決算書、主要施策実績報告書、補正予算書、補正予算参考資料等

01_本会議－06_平成29年8月定例会議会

○予算常任委員会資料（部局別）

06_予算常任委員会－07_平成29年8月定例会議会－補正予算資料（部局別）

○決算常任委員会資料（部局別）

07_決算常任委員会－06_平成29年8月定例会議会－決算常任委員会資料（部局別）

○審査順序、決算常任委員会総務分科会資料、総務常任委員会資料等

02_総務常任委員会－07_平成29年8月定例会議会

総務常任委員会事項書

平成29年9月26日（火）9：30～

1. 8月定例会議会 議会報告会 シティ・ミーティングについて

※配付資料

<会議用システム内のフォルダ>

○事項書

02_総務常任委員会-08_平成29年9月26日

予算常任委員会総務分科会 審査順序

平成29年10月5日(木)

第1委員会室

総務部

1. 議案第24号 平成29年度四日市市一般会計補正予算(第5号)

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第2款 総務費

第4項 選挙費

…補正予算書(3)P14~

財政経営部

1. 議案第24号 平成29年度四日市市一般会計補正予算(第5号)

第1条 歳入歳出予算の補正

歳入全般

…補正予算書(3)P12~

※配付資料

<会議用システム内のフォルダ>

○補正予算書、補正予算参考資料等

01_本会議-06_平成29年8月定例会議会

○事項書

02_総務常任委員会-09_平成29年10月5日

総務常任委員会事項書

平成29年10月25日（水）10：00～

（休会中所管事務調査）

1. 災害時における情報共有・伝達手段について

（その他）

2. 議会報告会、シティ・ミーティングで出された意見について

- ・市民意見を【1】議会として協議すべき意見【2】各常任委員会で協議すべき意見【3】その他の意見に分ける

※配付資料

<会議用システム内のフォルダ>

○事項書、資料

02_総務常任委員会-10_平成29年10月25日

総務常任委員会／予算常任委員会総務分科会／協議会審査順序

平成29年12月13日（水）

10:00～ 第1委員会室

総務部

【予算常任委員会総務分科会】

- | | |
|--|----------------|
| 1. 議案第33号 平成29年度四日市市一般会計補正予算（第6号）
第3条 債務負担行為の補正（関係部分） | 補正予算書P11～、P38～ |
| 2. 議案第58号 平成29年度四日市市一般会計補正予算（第7号）
第1条 歳入歳出予算の補正
歳出第1款 議会費 ～ 第10款 教育費 | 補正予算書(2)P16～ |
| 3. 議案第59号 平成29年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第4号） | 補正予算書(2)P58～ |
| 4. 議案第60号 平成29年度四日市市介護保険特別会計補正予算（第2号） | 補正予算書(2)P74～ |
| 5. 議案第61号 平成29年度四日市市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） | 補正予算書(2)P90～ |

【総務常任委員会】

- | | |
|--|--------------------|
| 6. 議案第40号 四日市市事務分掌条例の一部改正について | 議案書P1～ |
| 7. 議案第41号 四日市市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について | 議案書P3～ |
| 8. 議案第62号 四日市市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について | 議案書(12月12日上程分)P5～ |
| 9. 議案第63号 四日市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について | 議案書(12月12日上程分)P7～ |
| 10. 議案第64号 四日市市職員給与条例の一部改正について | 議案書(12月12日上程分)P9～ |
| 11. 議案第65号 四日市市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について | 議案書(12月12日上程分)P27～ |

政策推進部

【予算常任委員会総務分科会】

- | | |
|--|----------------|
| 1. 議案第33号 平成29年度四日市市一般会計補正予算（第6号）
第1条 歳入歳出予算の補正
歳出第8款 土木費
第5項 港湾費 | 補正予算書P34～ |
| 第3条 債務負担行為の補正（関係部分） | 補正予算書P11～、P38～ |

【総務常任委員会】

- | | |
|----------------------------|---------|
| 2. 議案第48号 あらたに生じた土地の確認について | 議案書P47～ |
|----------------------------|---------|

消防本部

【予算常任委員会総務分科会】

- | | |
|-----------------------------------|----------------|
| 1. 議案第33号 平成29年度四日市市一般会計補正予算（第6号） | |
| 第3条 債務負担行為の補正（関係部分） | 補正予算書P11～、P38～ |

財政経営部

【予算常任委員会総務分科会】

- | | |
|-----------------------------------|-----------------|
| 1. 議案第33号 平成29年度四日市市一般会計補正予算（第6号） | |
| 第1条 歳入歳出予算の補正 | |
| 歳出第2款 総務費 | |
| 第1項 総務管理費 | |
| 第21目 諸費 | 補正予算書P26～ |
| 歳入全般 | 補正予算書P18～ |
| 第3条 債務負担行為の補正（関係部分） | 補正予算書P11～、P38～ |
| 第4条 地方債の補正 | 補正予算書P14、P40 |
| 2. 議案第58号 平成29年度四日市市一般会計補正予算（第7号） | |
| 第1条 歳入歳出予算の補正 | |
| 歳入全般 | 補正予算書(2)P14～ |
| 第2条 地方債の補正 | 補正予算書(2)P10、P45 |

【総務常任委員会】

- | | |
|-------------------------------------|--------|
| 3. 議案第42号 四日市市本町プラザ駐車施設条例の廃止について | 議案書P9 |
| 4. 議案第54号 四日市市総合会館集会施設の指定管理者の指定について | 議案書P67 |

【総務常任委員会協議会】

- | |
|----------------|
| 5. 指定管理者制度について |
|----------------|

議会事務局

【予算常任委員会総務分科会】

- | | |
|-----------------------------------|--------------|
| 1. 議案第33号 平成29年度四日市市一般会計補正予算（第6号） | |
| 第3条 債務負担行為の補正（関係部分） | 補正予算書P12、P39 |

その他

- | |
|---------------|
| 1. 所管事務調査について |
|---------------|

- | |
|--------------------------|
| 2. 休会中の所管事務調査について |
| ①日程案 平成30年1月26日（金）午前10時～ |
| または |
| 平成30年2月1日（木）午前10時～ |
| ②調査項目の決定 |

3. 報告書の確認について

4. 市制120周年記念シティ・ミーティングについて

日 時：平成30年1月21日（日）午後1時～午後4時

場 所：総合会館8階ほか

※配付資料

<会議用システム内のフォルダ>

○議案書、補正予算書、補正予算参考資料等

01_本会議－07_平成29年11月定例月議会

○予算常任委員会資料（部局別）

06_予算常任委員会－08_平成29年11月定例月議会－01_補正予算資料（部局別）

○審査順序、総務常任委員会資料等

02_総務常任委員会－11_平成29年11月定例月議会

総務常任委員会事項書

平成30年2月1日（木）10：00～

（休会中所管事務調査）

1. 災害時における情報共有・伝達手段について

（その他）

2. 市制120周年記念シティ・ミーティングで出された意見について

- ・市民意見を【1】議会として協議すべき意見【2】各常任委員会で協議すべき意見【3】その他の意見に分ける

※配付資料

<会議用システム内のフォルダ>

○事項書、資料

02_総務常任委員会ー12_平成30年2月1日

総務常任委員会／予算常任委員会総務分科会 審査順序

平成30年 2月28日 (水)

10:00～ 第1委員会室

政策推進部

【予算常任委員会総務分科会】

1. 議案第69号 平成30年度四日市市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

第1目 一般管理費中秘書課、東京事務所、広報広聴課関係部分

…予算書P84～

第4目 文書広報費中広報広聴課関係部分

…予算書P88～

第8目 企画費

…予算書P94～

第11目 国際化推進費中秘書課、政策推進課関係部分

…予算書P96～

第8款 土木費

第5項 港湾費

…予算書P204～

第2条 債務負担行為（関係部分）

…予算書P15～

2. 議案第109号 平成29年度四日市市一般会計補正予算（第8号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第8款 土木費

第5項 港湾費

…補正予算書P38～

消防本部

【予算常任委員会総務分科会】

1. 議案第69号 平成30年度四日市市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算

歳出第9款 消防費

第1項 消防費

第1目 常備消防費

…予算書P216～

第2目 非常備消防費

…予算書P218～

第3目 消防施設費

…予算書P218～

2. 議案第109号 平成29年度四日市市一般会計補正予算（第8号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第9款 消防費

第1項 消防費

〔第1目 常備消防費

…補正予算書P42～

第3目 消防施設費

…補正予算書P42～

【総務常任委員会】

3. 議案第106号 四日市市消防関係手数料条例の一部改正について

…議案書P211～

危機管理監

【予算常任委員会総務分科会】

1. 議案第69号 平成30年度四日市市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

〔第14目 防災対策費

…予算書P100～

第9款 消防費

第1項 消防費

〔第4目 水防費

…予算書P220～

第2条 債務負担行為（関係部分）

…予算書P15～

2. 議案第109号 平成29年度四日市市一般会計補正予算（第8号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

〔第14目 防災対策費

…補正予算書P28～

第2条 繰越明許費の補正（関係部分）

…補正予算書P10

総務部

【予算常任委員会総務分科会】

1. 議案第69号 平成30年度四日市市一般会計予算	
第1条 歳入歳出予算	
歳出第2款 総務費	
第1項 総務管理費	
第1目 一般管理費中総務課、人事課、調達契約課、検査室関係部分	…予算書P84～
第2目 人事管理費	…予算書P88～
第3目 恩給及び退職年金費	…予算書P88～
第4目 文書広報費中総務課関係部分	…予算書P88～
第9目 計算記録管理費	…予算書P94～
第15目 人権推進費	…予算書P102～
第23目 諸費中総務課関係部分	…予算書P110～
第4項 選挙費	…予算書P116～
第5項 統計調査費	…予算書P122～
第2条 債務負担行為（関係部分）	…予算書P15～

2. 議案第109号 平成29年度四日市市一般会計補正予算（第8号）	
第1条 歳入歳出予算の補正	
歳出第2款 総務費	
第1項 総務管理費	
第1目 一般管理費	…補正予算書P28～
第2目 人事管理費	…補正予算書P28～
第2条 繰越明許費の補正（関係部分）	…補正予算書P10

3. 議案第116号 平成30年度四日市市一般会計補正予算（第1号）	
第1条 歳入歳出予算の補正	
歳出第1款 議会費、第2款 総務費、第10款 教育費（人件費補正分）	
	…補正予算書(2)P16～

【総務常任委員会】

4. 議案第82号 四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について …議案書P7～
5. 議案第83号 四日市市職員退職手当支給条例等の一部改正について …議案書P9～
6. 議案第84号 四日市市職員定数条例の一部改正について …議案書P17～
7. 議案第85号 四日市市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について …議案書P19～
8. 議案第104号 四日市市議会議員及び四日市市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について …議案書P203～

9. 議案第121号 四日市市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について …議案書(2月27日上程分)P5
10. 議案第122号 四日市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について …議案書(2月27日上程分)P7

(所管事務調査)

11. 平成29年度第1回及び第2回四日市市人権施策推進懇話会並びに平成29年度第1回四日市市同和行政推進審議会について

会計管理室

【予算常任委員会総務分科会】

1. 議案第69号 平成30年度四日市市一般会計予算
第1条 歳入歳出予算
歳出第2款 総務費
第1項 総務管理費
〔第6目 会計管理費〕 …予算書P90～

監査事務局

【予算常任委員会総務分科会】

1. 議案第69号 平成30年度四日市市一般会計予算
第1条 歳入歳出予算
歳出第2款 総務費
第6項 監査委員費 …予算書P122～

財政経営部

【予算常任委員会総務分科会】

1. 議案第69号 平成30年度四日市市一般会計予算	
第1条 歳入歳出予算	
歳出第2款 総務費	
第1項 総務管理費	
第1目 一般管理費中管財課関係部分	…予算書P84～
第5目 財政管理費	…予算書P90～
第7目 財産管理費	…予算書P92～
第23目 諸費中収納推進課、財政経営課関係部分	…予算書P110～
第2項 徴税費	…予算書P112～
第4款 衛生費	
第4項 病院費	…予算書P168～
第8款 土木費	
第7項 下水道費	…予算書P212～
第12款 公債費	…予算書P246～
第13款 予備費	…予算書P246～
第2条 債務負担行為（関係部分）	…予算書P15～
第5条 歳出予算の流用	…予算書P7
2. 議案第81号 平成30年度四日市市桜財産区予算	…予算書(特別会計・財産区) P237～

3. 議案第109号 平成29年度四日市市一般会計補正予算（第8号）	
第1条 歳入歳出予算の補正	
歳出第2款 総務費	
第1項 総務管理費	
〔第21目 諸費〕	…補正予算書P28～
第11款 公債費	…補正予算書P46～

4. 議案第116号 平成30年度四日市市一般会計補正予算（第1号）	
第1条 歳入歳出予算の補正	
歳出第2款 総務費	
第1項 総務管理費	
〔第23目 諸費〕	…補正予算書(2)P16～
第8款 土木費	
第7項 下水道費	…補正予算書(2)P18～

【総務常任委員会】

5. 議案第86号 四日市市特別会計条例の一部改正について …議案書P25～

財政経営部・会計管理室

【予算常任委員会総務分科会】

1. 議案第69号 平成30年度四日市市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算

歳入全般

…予算書P24～

第3条 地方債

…予算書P18

第4条 一時借入金

…予算書P7

2. 議案第109号 平成29年度四日市市一般会計補正予算（第8号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳入全般

…補正予算書P18～

第4条 地方債の補正

…補正予算書P12～

3. 議案第116号 平成30年度四日市市一般会計補正予算（第1号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳入全般

…補正予算書(2)P12～

第2条 地方債の補正

…補正予算書(2)P8

議会事務局

【予算常任委員会総務分科会】

1. 議案第69号 平成30年度四日市市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算

歳出第1款 議会費

…予算書P84～

その他

1. 所管事務調査について

2. 2月定例月議会 議会報告会におけるシティ・ミーティングについて（役割決め）

日程：平成30年3月27日（火）18:30～20:45

会場：橋北交流会館 3階 第6会議室

テーマ：防災全般について

3. 4 常任委員会報告会について

日程：平成 30 年 4 月 26 日(木) 午後 1 時～

4. 平成 29 年度 総務常任委員会 年間白書について

5. 閉会中の所管事務調査について

※配付資料

<会議用システム内のフォルダ>

○議案書、予算書、当初予算資料等

01_本会議－08_平成 30 年 2 月定例月議会

○予算常任委員会資料（当初予算）

06_予算常任委員会－10_平成 30 年 2 月定例月議会－当初予算資料（部局別）

○予算常任委員会資料（補正予算）

06_予算常任委員会－10_平成 30 年 2 月定例月議会－補正予算資料（部局別）

○事項書、総務常任委員会資料等

02_総務常任委員会－13_平成 30 年 2 月定例月議会

総務常任委員会事項書

平成30年4月12日（金）10：00～

（休会中所管事務調査）

1. 入札制度について

（その他）

2. 2月定例会議会 議会報告会 シティ・ミーティングで出された意見について

- ・市民意見を【1】議会として協議すべき意見【2】各常任委員会で協議すべき意見【3】その他の意見に分ける

3. 4 常任委員会報告会について

※日程 平成30年4月26日（木）午後1時

4. 平成29年度 総務常任委員会 年間白書について

※配付資料

<会議用システム内のフォルダ>

○事項書、資料

02_総務常任委員会-14_平成30年4月12日

3. 委員長報告等

総務常任委員長報告（平成29年6月定例会月議会）

総務常任委員会に付託されました議案につきまして、当委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

議案第6号 土地の取得については、寺方町及び曾井町において、総合防災拠点整備事業のための事業用地を取得しようとするものであります。

委員からは、本議案の上程が6月16日の追加上程となった理由を確認する質疑があり、理事者からは、地権者から用地協力の同意を得た時期が今定例会月議会の直前であったため、追加上程となったとの答弁がありました。

これに対し委員からは、追加上程となる可能性を予測していたのであれば、その旨を事前に報告すべきではなかったのかとの意見がありました。

また、委員からは、今回取得する土地の形状が、介護老人福祉施設を取り囲むような形となった理由を確認する質疑があり、理事者からは、排水調整施設整備のための用地が必要であること、また、物資輸送等の車両の出入りに備え、道路に面した土地をより多く確保した結果であるとの答弁がありました。

これを受けて委員からは、総合防災拠点が隣接することに対し、同福祉施設への十分な説明を行い、理解を得ているのかとの質疑があり、理事者からは、土地の取得にあたっては事前に事業説明を行い、理解を得ているとの答弁がありました。

また、委員からは、同福祉施設との境界に、囲いなどを設置する予定はあるのかとの質疑があり、理事者からは、福祉施設であることを鑑み、周囲に緩衝帯を設ける予定であるとの答弁がありました。

また、他の委員からは、多くの地権者の協力を得て、防災拠点整備が可能となったことに対し、感謝の念を持って事業を進めてほしいとの意見がありました。

また、他の委員からは、取得する土地の単価はすべて同一であるのかとの質疑があり、理事者からは、各土地の道路との位置関係により、単価が異なるとの答弁がありました。

以上の経過により、当委員会に付託されました議案につきましては、別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

これをもちまして、総務常任委員会の審査報告といたします。

予算常任委員会総務分科会長報告（平成 29 年 6 月定例月議会）

総務分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第 2 号 平成 29 年度四日市市一般会計補正予算（第 2 号）

【政策推進部・経過】

○第 1 条 歳入歳出予算の補正

≪歳出第 2 款総務費 第 1 項総務管理費 第 8 目企画費≫

マーケティング調査事業

- Q. 本事業は、近県から本市への来訪者数を増やすことを目的とした調査に留まっているように見受けられる。近年、インバウンドのニーズが、従来の観光地から農村体験などの体験活動型へと変化している中で、本市においては、マーケティング調査の段階でインバウンドの視点が欠けているのではないか。
- A. インバウンドについては、商工農水部を中心に外国客船誘致などの取り組みを行っており、今回のマーケティング調査においては、市民の本市への愛着度や誇りの把握、また、名古屋圏を中心とした居住者への本市に対するイメージ等の実態調査を行っていききたい。
- Q. 外国客船誘致においては、受け入れ態勢の整備が重要であり、商工農水部と連携し、部局を横断した政策を形成するのが政策推進部の役割である。しかし、今回の調査においてはその視点が欠けており、マーケティング調査として不十分ではないのか。近県の居住者から選んでもらうことも重要であるが、限定的な方策となるのではないかと危惧する。また、本事業は観光・シティプロモーション条例に基づく取り組みであるのか。
- A. 観光・シティプロモーション条例に基づき、本市の観光施策を推進すべく、四日市市観光・シティプロモーション戦略を策定した。観光・シティプロモーション事業は商工農水部が担当しているが、市長の重点施策である子育てや教育施策の充実といった本市の将来を見据えたシティプロモーションにおいては、多部局にわたる幅広い取り組みが必要であると考えている。また、今回のマーケティング調査においては、交流人口を増加させ、最終的に定住人口の増加を目的としており、本市に定住してもらうための施策を展開すべく、ターゲット層や本市の優位性について分析し、効果的な定住促進へとつながるよう、全庁的に取り組んでいく。
- Q. 観光・シティプロモーション条例施行後 1 年以上経過しており、調査時期として遅いと感じる。また、アンケート調査を業者に委託するだけでなく、本市の潜在的な魅力を引き出すための効果的な調査手法は考えているのか。
- A. 一例として若い世代の女性へのヒアリング調査を通じて、意見の把握などを図りたいと考えている。本市に在住する市民にとって必要な施策がひいては交流人口、定住

人口の増加のための施策につながるという意識を持って、調査を行いたい。

Q. 外部の視点を取り入れることがマーケティングを活用した調査であり、考え方を改めるべきではないのか。短期的な方策を策定し、人口の変動に一喜一憂するのではなく、長期的な戦略を策定し、社会情勢の変化に応じて適応していくことがマーケティングであると考えているがどうか。

A. シティプロモーション方策を策定した後も、常にマーケティングの取り組みを継続する必要があると考えており、実施体制の充実も含めて、長期的な視点も踏まえたいので取り組んでいきたい。

Q. 前市長は、観光元年を掲げたが、観光分野において、本市の魅力としてアピールできるポイントは産業遺産のみであると考えているが、潮吹き防波堤には駐車場がなく、また、跳ね上げ橋の末広橋梁には、座って見学できる場所やトイレがなく、受け入れ態勢が不十分である。対外的なアピールだけでなく、具体的な施策を講じるべきではないのか。また、定住人口を増やすためには、雇用が重要であるが、本市は産業分野が充実していることから、行政と民間との連携を推し進めるべきである。

A. 本市には数多くの魅力が存在するが、単に情報発信だけでなく、焦点を絞ってアピールをしていく必要があると考えており、マーケティング調査の結果をもとに、戦略的に発信していきたい。また、指摘のように来訪者への受け入れ態勢を整えたいので、定住に結びつくような方策を策定し、施策の実施にあたっては全庁的に取り組んでいきたい。

(意見) 市長の掲げる重点施策の実現に向け、政策推進部を中心として検討を行うべきであり、早急に調査を実施すべきである。

Q. これまでに本市が取り組んできた産学官連携に関する調査は行わないのか。

A. 本市の産業のさらなる発展のためには、人材育成は必要であり、調査の結果によっては対外的にアピールしていきたい。なお、これまでの四日市大学との地（知）の拠点の取り組みなど、人材育成については今後も継続していく。

Q. 近年、四日市大学の学生から本市職員の採用実績がないと聞いている。地元で育った優秀な学生を地元で雇用し、定住できるようなサイクルを設けるためにも、以前に地域採用枠の提案をしたが進展が見られない。これまでの課題への解決策が示されていないにもかかわらず、さらに調査を行い課題だけを増やすのか。また、本市は工業のまちでもあり、工業高校の優秀な生徒を地元企業に雇用してもらうための取り組みも必要であると考えているがどうか。

A. 本市の優秀な人材の流出を防ぐために、本市に愛着を持ってもらえる人材を育成し、雇用までつなげられるよう、各部局と連携しながら取り組んでいきたい。

Q. 本市は観光都市を目指しているが、例えば、外国客船誘致において、外国人を集客できるような場所がなく、伊勢神宮やナガシマリゾート等、他市の観光地への通過点になるのではないかと危惧しており、受け入れ態勢の充実を図ることが必要である。また、定住人口増加のためには、リピーターの存在が必要であるが、本市には一日中楽しめる場所が少なく、再度訪れたくなる魅力が少ないのではないのか。アンケート調査も効果的ではあるが、本市のこれまでの施策に対する検証も必要であり、検証から

新たな方策を見出すことができるのではないのか。

A. 来訪者への受け入れ態勢については、他部局と連携しながら取り組む必要があると考えており、これまでの反省点を踏まえ、次なる戦略を検討していきたい。

(意見) 他市と同様の定型的なアンケートではなく、本市の魅力を再発掘するためにも、独自アンケートを実施すべきである。

Q. 市内をはじめ、名古屋圏等の大都市部にて調査を行うとのことであるが、どのような都市を想定しているのか。

A. 本市に隣接する県内の周辺市町や名古屋市及びその周辺市町を想定している。

Q. 東京や大阪は調査の対象とならないのか。

A. 首都圏や大阪での調査についても検討を行ったが、効果的な結果が見込めない可能性があるため、例えば、首都圏において、本市にゆかりのある方を対象として、東京からみた四日市という視点での調査を検討している。

Q. 2027年のリニア中央新幹線東京・名古屋間の開通を見据え、本事業を掲げているが、リニア中央新幹線とどのような関連性があるのか。

A. リニア中央新幹線の開通により、企業や産業の全国的な分散を予測しており、名古屋市を中心としたまちの情勢が変革するのではないかと考えている。リニア中央新幹線が開通する10年後の名古屋市の状況を見据えた本市の今後の取り組みについて検討を進めていきたい。

Q. 本市や三重県では、リニア中央新幹線名古屋・大阪間早期開通に向けた活動を行っているが、今回の調査ではそのような視点が見受けられない。シティプロモーション方策の策定後も、社会情勢に応じた見直しを図る必要があると考えるが、マーケティングは今回の調査をもって完結するのではなく、これからスタートしていくということか。

A. 今年度よりマーケティング担当理事を設置し、今後は必要に応じて組織の充実も検討しており、今回の調査によるシティプロモーション方策の策定後も、リニア中央新幹線開通を含む社会経済情勢を意識しながら、継続的に修正し、本市のシティプロモーションを効果的に推進していきたい。

(意見) リニア中央新幹線を名古屋までとして捉えるのではなく、その先の将来を見据え、適宜見直しを行わなければ、生きたマーケティングにならないと考えており、ぜひお願いしたい。

(意見) 選ばれるまちとなるためには、リニア中央新幹線開通による優位性を生かすことも効果的である。また、市長は「子育てするなら四日市」「教育するなら四日市」との方針を掲げており、周辺都市の施策との比較検討が必要である。併せて、スポーツ施策についても検討すべきである。さらに、リニア中央新幹線開通後は首都圏との交通の利便性が大幅に向上するため、大学のサテライトキャンパスの誘致を含めた検討を行うことで、今回のマーケティング調査が生きたものになると考える。

Q. 調査の委託先はどのような事業者を考えているのか。

A. シンクタンクを想定しているが、本事業に対しては市民から、全国の自治体で同様

の調査を行った経験豊富な業者の提案を適切に評価し、実のある政策につなげてほしいといった意見が寄せられており、プロポーザル方式を活用し、十分に検討したい。
(意見) 経験豊富な業者に効果的な提案をしてもらうためにも、慎重に選定してほしい。
(意見) 多額の予算を投じて調査を行うため、効果的な手法を用いて調査を行い、今後の施策につながるよう有効に活用してほしい。
(意見) 現在、将棋の公式戦連勝記録を更新している藤井聡太四段の次の対局相手は、本市の高校を卒業した澤田真吾六段である。また、じばさん三重では、毎年、大学生の将棋の全国大会が開催されており、こうした情報も幅広く収集し、多角的に本市の魅力発信につなげてほしい。

【危機管理監・経過】

○第1条 歳入歳出予算の補正

≪歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第14目防災対策費≫

地域防災組織育成助成事業

Q. 海蔵地区から一般財団法人自治総合センターに対して助成申請のあった防災倉庫や発電機等の整備については、2年続けて不採択であるが、事業を実施するために、本市による支援はないのか。

A. 本市では、地区防災組織に対する補助制度を設け、ハード事業においては2分の1を補助率としており、当該制度を活用して取り組んでももらいたい。

Q. 防災倉庫や発電機等の整備においては、2分の1の補助率であっても地区の負担が大きいため、多額の費用を要する事業に対しては、別の補助メニューを検討すべきである。また、東日本大震災発生後、津波に対する意識や災害への危機管理意識が高まり、必要とする防災資機材等も変化しているため、補助メニューの見直しを検討すべきである。特に、複数回助成申請が行われている事業に対しては、本市独自の考え方を検討すべきであると考えがどうか。

A. 地域防災組織に対する補助制度の見直しに向け、今夏、市内全地区を回り、地区の方に意見を聴きながら検証を行いたい。

(意見) 複数回助成申請を行っても採択が困難な事業については別途検討すべきである。
また、市民のニーズも変化しているため、十分な調査を行い、補助メニューの検討につなげてほしい。

【財政経営部・経過】

○第1条 歳入歳出予算の補正

≪歳入全般≫

別段の質疑、意見はなかった。

【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分については、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、全体会に送るべきとする事項についても特段ありませんでした。

これをもちまして、総務分科会の審査報告といたします。

総務常任委員長報告（平成29年8月定例会議会）

総務常任委員会に付託されました議案につきまして、当委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

議案第15号 四日市市税条例の一部改正につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、関係する規定を整備するものであり、別段質疑および意見はありませんでした。

次に、議案第18号 動産の取得につきましては、消防ポンプ自動車1台を取得しようとするものであります。

委員からは、入札予定価格の算定にあたり、他市町の事例は参考としたのかとの質疑があり、理事者からは、本市の過去の購入実績や他市町の事例を参考とし、予定価格を算出したとの答弁がありました。

また、委員からは、本市と同型の車両を取得した県内のすべての消防本部が、同一の業者と契約しており、本市の契約方法について確認する質疑があり、理事者からは、入札が不調となった後に、最低価格の応札業者と協議を行い、随意契約を行っているとの答弁がありました。

これに対し委員からは、入札不調による随意契約が続いているため、十分に検証を行ったうえで、入札を実施すべきであるとの意見がありました。

また、他の委員からは、昨年度の入札予定価格との差異の理由を確認する質疑があり、理事者からは、同型の車両であ

るが、積載する資機材の追加により、価格差が生じたとの答弁がありました。

また、他の委員からは、当該車両の取得により、国の定める消防力の整備指針における消防力の充足率は何%になるのかとの質疑があり、理事者からは、消防車については基準台数である14台を満たし、100%の充足率となるが、消防車両台数に対する職員数の充足率については、現在、基準人数282名に対し、239名であり、84.8%の充足率であるとの答弁がありました。

これに対し委員からは、職員数の充足率が低いことに対する今後の考え方を確認する質疑があり、理事者からは、全国及び三重県の平均値を上回っているが、引き続き、県や他市町の状況を注視しながら取り組んでいくとの答弁がありました。

これに対し委員からは、効率的な職員配置を求めるあまり職員への過度な負担を与えないよう、さらなる充足率の向上に努めるべきではないのかとの質疑があり、理事者からは、市民の期待に応えるべく、平成30年に開署する北部分署の運用を見極めたうえで適正な職員数について検討したいとの答弁がありました。

次に、議案19号 動産の取得については、救助工作車1台を取得しようとするものであります。

委員からは、新たに取得する車両と更新対象となる車両を並行して活用し、順次車両を更新してはどうかとの質疑があ

り、理事者からは、老朽化が著しいため、車両本体は廃車とするが、積載品は他の救助兼用の消防車両に載せ替え、有効活用していくとの答弁がありました。

次に議案第20号 動産の取得につきましては、高規格救急自動車3台を取得しようとするものであります。

委員からは、本市の保有する救急車がすべて同一の車両メーカーである理由を問う質疑があり、理事者からは、入札によって、より安価な車両メーカーの救急車を導入した結果であるとの答弁がありました。

これに対し委員からは、業者への聴き取り等により、原因を調査したのかとの質疑があり、理事者からは、業者への聴き取りを行ったが、明確な理由は確認できなかったとの答弁がありました。

また、委員からは、救急車のベースとなる車両について、他メーカーの車両との設計年度の違いを確認する質疑があり、理事者からは、他のメーカーのほうがより新しい設計年度の車両であるとの答弁がありました。

これを受け委員からは、設計年度の違いにより、安全性能や耐久性等の車両性能に差が生じるため、入札において価格差が生じる一因となるのではないか。また、市民への説明責任を果たすためにも、仕様を見直すべきではないのかとの質疑があり、理事者からは、車両性能についても検証を行い、十分に仕様を検討したうえで、入札を行いたいとの答弁がありました。

また、他の委員からは、本市消防整備計画に基づき、高齢化に対応した車両を取得するののかとの質疑があり、理事者からは、国の基準に沿った資器材を積載しているが、今後は在宅介護等、高齢化に対応した資器材の導入に向けて検討したいとの答弁がありました。

また、委員からは、高額な車両の取得であるため、市民のより十分な理解を得るためにも、高齢化の進展に伴う救急需要に対応するための車両整備である旨を、市民に周知するとともに、車両取得後も継続して周知を行い、一層の導入効果を上げるべきではないのかとの質疑があり、理事者からは、今後は効果的な情報発信に努めたいとの答弁がありました。

また、他の委員からは、各定例月議会で行っている議案に対する市民意見募集において、車両の更新時期や効果を問う意見があったため、今後は市民に向けても情報発信すべきであるとの意見がありました。

次に議案第21号 物損事故に関する和解につきましては、本市消防車両と相手方軽自動車との間で発生した物損事故に関し、相手方と和解しようとするものであります。

委員からは、事故の再発防止に向け、不断の努力を行うとともに、市民に対する事故防止に向けた意識の向上や周知啓発に取り組んでほしいとの意見がありました。

また、他の委員からは、緊急車両に対する市民の協力を求めるべく、消防本部だけでなく警察等の関係機関に対しても協力を呼びかけてほしいとの意見がありました。

以上の経過により、当委員会に付託されました5議案につきましては、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

これをもちまして、総務常任委員会の審査報告といたします。

予算常任委員会総務分科会長報告(平成 29 年 8 月定例会月議会)

総務分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第 12 号 平成 29 年度四日市市一般会計補正予算(第 3 号)について

【財政経営部・経過】

○第 1 条 歳入歳出予算の補正

別段の質疑、意見はなかった。

議案第 23 号 平成 29 年度四日市市一般会計補正予算(第 4 号)について

【財政経営部・経過】

○第 1 条 歳入歳出予算の補正

予算措置について

Q. 今後、新たな台風により、被災箇所の被害が増大し、当該補正予算だけでは対応できない場合、早期復旧に向けてどのような予算措置を行うのか。

A. 当該補正予算は、台風 5 号の被害復旧にかかる予算であるため、今後の台風により被害が増大した場合は、改めて補正予算を上程することになる。しかし、被害の早期復旧のため、既決予算により緊急復旧工事を行い、必要に応じて、復旧に要した経費を改めて補正予算として上程することも考えられる。なお、甚大な被害が発生した場合は、その時点で必要な予算措置を講じる。

Q. 当該補正予算額は、台風 5 号の被害復旧に要した事業費の総額であるのか。

A. 今回、既決予算では対応できない復旧工事について増額補正を行うものであり、雨漏り等の軽微な修繕は既決予算で対応している。

(意見) 河川緑地の塵芥については、平時より適切な処理が必要であると考えため、今後の予算措置についても検討してほしい。

○第 3 条 地方債の補正

公共土木災害復旧事業資金について

Q. 災害復旧の財源として地方債を活用することにより、どのようなメリットがあるのか。

A. 公共土木災害復旧事業資金については、市単独の災害復旧事業の場合、財政力に応じて 47.5%から 85%の率で元利償還金に対する交付税措置がなされ、本市においては 47.5%の交付税措置になると思われる。また、国により災害復旧事業として認定され、国庫補助制度の対象となった場合、95%の交付税措置が受けられる。

Q. いずれの場合も、財政調整基金を取り崩すよりもメリットがあると判断して地方債を活用するのか。

A. 将来の交付税上のメリットを見据え、地方債を活用するものである。

【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分については、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

また、全体会に申し送るべき事項についても、特段ありませんでした。

これをもちまして、総務分科会の審査報告といたします。

予算常任委員会総務分科会長報告(平成 29 年 8 月定例月議会)

総務分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第 24 号 平成 29 年度四日市市一般会計補正予算 (第 5 号)

【総務部・経過】

○第 1 条 歳入歳出予算の補正

≪歳出第 2 款総務費 第 4 項 選挙費≫

衆議院議員選挙事務費等について

Q. 選挙当日の職員配置について、どのような体制を予定しているのか。また、立会人のような途中交替制をとっているか確認したい。

A. 概算になるが、投開票事務については 1000 名強、うち開票事務についてはその半数を若干下回る数の職員を、重複のないよう分けて配置する予定である。以前は、投票から開票まで連続して従事する職員もあったが、投票時間が午後 8 時まで延長されたことを機に、分けて配置することとした。消防や病院の現場の職員を除くなど終日対応できる職員を配置している。また、投票所に従事する職員については、途中交替を行っていない。

Q. 今回、選挙区の区割り変更が行われているが、選挙管理委員会においては、市民が混乱しないよう、どのような周知を行ったのか。

A. 去る 6 月 16 日の公職選挙法の改正により、選挙区の区割り変更が行われたことについて、まず、速やかに選挙管理委員会ホームページに当該情報を掲載し、併せて総務省ホームページへのリンクを貼るなど、市民に向けた周知を行った。続いて、広報よっかいち 8 月上旬号、また各地区市民センターだよりにおいて、区割り変更についての記事を掲載し、さらなる周知を図ったところである。また、10 月 5 日付の広報よっかいち選挙特集号において、区割り変更の状況について、地図を用いて分かりやすく示したほか、今後発送する入場券の封筒にも、区割りについての情報を記載していく予定である。さらに、実際に区割りが変更となる 4 地区については、別途案内チラシを封入して、漏れのないよう周知に努めていきたい。

(意見) 投票日当日は、区割り変更により混乱が生じることも想定されるので、万全な対応を図るよう努力してほしい。

Q. 今回の衆議院議員選挙を執行するにあたり、選挙管理委員会の会議は何回程度開催したのか。

A. 10 月 4 日に開催したところであるが、衆議院の解散が近づく段階においても、事前に意見を聴きながら、準備を進めてきた。

(意見) 選挙終了後でよいので、会議内容について報告してほしい。

Q. 学生など、遠方にいる市民に対する周知はどのように行っているのか。

A. 本市で選挙を行うことができる転出者に対しては、不在者投票による投票方法についてハガキで周知を図っている。

Q. その際に選挙区の区割り変更についても周知を行っているのか。

A. 周知する予定である。

【財政経営部・経過】

○第1条 歳入歳出予算の補正

《歳入全般》

Q. 説明資料において、補正前と補正後の予算額が読み取りにくいのが、なぜこのような記載方法としているのか。

A. 国が示す様式に従って、抜粋して記載しているため、若干わかりにくい部分もあるが、ご理解願いたい。

【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分については、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

また、全体会に申し送るべき事項についても、特段ありませんでした。

これをもちまして、総務分科会の審査報告といたします。

決算常任委員会総務分科会長報告(平成 29 年 8 月定例月議会)

総務分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第 7 号 平成 28 年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

【政策推進部・経過】

≪歳出第 2 款総務費 第 1 項総務管理費 第 1 目一般管理費≫

シティプロモーション推進事業費について

Q. 現在、何名の観光大使を選任しているのか。

A. 24 名である。

Q. 全ての観光大使がシティプロモーションイベントに出演しているのか。また、新たに観光大使を任命する予定はあるのか。

A. イベント内容に適した観光大使に出演を依頼しており、全ての観光大使がイベントに出演しているわけではない。なお、商工農水部が観光大使を選任しており、今後の選任予定については把握できていない。

Q. 観光大使だけでなく、本市出身の話題性のある人物をシティプロモーションイベントに起用してはどうか。また、本市では毎年、じばさん三重で大学生の将棋の全国大会が開催されており、アマチュア将棋の聖地であるが、将棋をシティプロモーションの材料として活用したことはあるのか。

A. 観光大使だけでなく、本市出身の著名人もイベントに出演し、本市を PR してもらっている。なお、将棋をテーマとしたシティプロモーションを行ったことはない。
(意見) アマチュア将棋の聖地であることは本市の魅力の一つであるため、シティプロモーションの材料として活用してほしい。

Q. イベントへの参加以外に観光大使はどのような活動をしているのか。

A. 日々の活動の中で SNS などを用いて、本市でのイベントや本市の良さについて情報発信をしてもらっている。

(意見) 他の自治体では、観光大使の名刺にその自治体で受けられる特典を付与するなど、来訪者数を増やすための工夫しており、本市においても商工農水部と連携し、観光大使のさらなる活用方法を検討してほしい。

Q. イベント実施後に効果検証は行っているのか。

A. 三重テラスイベントでのアンケート調査においては、8 割の方が四日市に行きたいとの回答であったが、実際に本市に来訪があったかどうかについての調査は行っていない。また、本市の特産品を使ったイベント実施後、三重テラスでの物販売り上げ数の増加につながっており、効果はあると考えている。

(意見) 交流人口を増やすためには本市への来訪希望者の追跡調査が重要であり、効果

的な調査方法を検討してほしい。

(意見) アンケート調査において本市に関心がないと答えた回答を分析し、本市に魅力を感じてもらえるよう、調査結果を有効に活用すべきである。

Q. 一般社団法人移住・交流推進機構、総務省主催による移住・交流イベントにおいて、本市への移住相談者は何名であったのか。

A. 三重県のブースとして県下 13 市町が参加しており、県全体で 20 名の相談があった。

Q. 相談のあった 20 名のうち、本市に関心を持った相談者は何名であったのか。

A. 関心を持ったかどうかの判断は難しいため把握できていない。なお、県外からの転入者に対する本市の移住支援にかかる補助制度を活用しての平成 28 年度の移住実績は 2 名であった。

(意見) 本市に少しでも関心を持った方に対しては、積極的に、その後の追跡調査や働きかけを実施すべきである。

Q. 本市は「都会すぎず、田舎すぎず」ということで「ちょうどいいがここにある」をキャッチフレーズとして本市での暮らしの特長を PR しているが、このキャッチフレーズによる集客効果はあるのか。

A. 相談会では、田舎暮らしを全面的に PR する自治体がある中、本市への移住相談もあり、本市には自然も、働く場所もある都市として認識してもらったものと考えている。

(意見) 「都会すぎず、田舎すぎず」といった「ちょうどいいがここにある」をキャッチフレーズとして本市を PR するのであれば、そのコンセプトに沿ったまちとなるよう、政策推進部が中心となってまちづくりの方向性を定めていくべきである。

Q. 三重県主催の移住相談会において、本市への移住相談者数は把握しているのか。

A. 人数は把握しているが、平成 28 年度の移住実績はなかった。

Q. 相談者を把握しているのであれば、個別に働きかけを行うべきではないのか。

A. まずは県から相談者への働きかけを行い、県からその情報提供を受け、本市から働きかけを行うということになるが、より効果的な手法を検討していきたい。

(意見) 移住してもらうには粘り強い働きかけが必要であり、より効果的な手法を見出してほしい。

Q. 移住イベントの開催に注力しており、その後の相談者への働きかけまで至っていないと見受けられる。イベントを開催し、その成果が出る仕組みづくりが必要であると考えらるがどうか。

A. まずは本市を知ってもらうことに重点を置いており、今年度においてはマーケティングを活用したシティプロモーション戦略を打ち出し、来年度、新たな組織体制で成果を出せるよう臨んでいきたい。

(意見) 平成 29 年度の決算審査においては、イベント開催回数の報告だけでなく、移住の成果も報告できるよう取り組んでほしい。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第4目文書広報費》

情報発信事業費について

- Q. ちゃんねるよっかいちの番組制作費はどのくらいであるのか。
- A. 平成28年度は1526万円余であった。
- Q. 広報戦略会議やアンケート調査により、多様な意見を聴取していることは評価するが、聴取した意見を番組制作にフィードバックするとともに、よりタイムリーな情報を提供するなど、マーケティングの考え方を念頭に置き、質の高い番組制作を心掛けてほしいと考えるがどうか。
- A. 現状を報告するだけの番組ではなく、シティプロモーションにつながるような番組制作に努めたい。また、CTYの番組審議会において、ちゃんねるよっかいちをさらにPRすべきであるとの意見もあったため、今後は番組のさらなるPRにも努めたい。(意見)例えば、観光大使を活用するなど、市民が見たいと思えるような番組制作を心掛けてほしい。
- Q. ホームページをリニューアルしたことにより、以前よりも利用しづらくなったとの声を聞いている。また、リンク切れもあり、必要な情報がすぐに取得できないといった現状を把握しているのか。
- A. 市民からも、情報を入手しづらいついた声や、リンク切れについての指摘を受けている。現在、作業を進めており、より利用しやすいホームページにしていきたい。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第8目企画費》

広域連携促進調査検討事業費について

- Q. 総務省より受託した新たな広域連携促進事業は、本市、いなべ市、東員町、菰野町、朝日町、川越町の北勢2市4町での構成であるが、どのような広域連携促進事業であるのか。
- A. 一定の圏域内で中心的な市が近隣市町村との連携を行う事業であり、北勢5市5町により組織する「FUTURE21北勢」で構成自治体について協議を重ねてきたが、結果的に3市1町は参加を見送ることになり、2市4町の圏域で調査を実施することとなった。
- Q. 本市ではこれまでも桑名市や鈴鹿市などを含めた北勢5市5町で各分野における連携を行っており、当該事業と重複するのではないか。また、広域連携に向けてどのような検討を行ったのか。
- A. 北勢2市4町圏域の潜在的な可能性について調査を行い、当該圏域では産業面での潜在可能性が高いという調査結果であった。また、四日市大学における広域的な産学官連携事業等の具体的な可能性調査を行うとともに、広域連携の意識を高めるためのシンポジウムを行った。
- (意見) 参加の見送りについてはそれぞれの市町の判断によるものであるが、多くの市町が連携し、広域行政を行ったほうが地域の住民にとってもメリットがある。国の事業を実施するために形式的に連携するだけでは有名無実であり、地方から国に対しても意見を申すべきである。

中核市移行推進事業費について

Q. 本市は中核市ではないが、中核市サミットに参画し、どのような協議を行ったのか。

A. 中核市候補市として参画し、中核市から国への要望事項等について情報収集を行った。

Q. 以前より中核市移行に向けた情報収集を行っているが、中核市サミットをはじめとした会議への参画により新たな情報は得られたのか。

A. 中核市に移譲される事務等は随時見直しが行われており、最新の情報を把握するとともに、財源措置や県費負担教職員の人事権の移譲に関する情報等についても収集を行った。

Q. 保健所政令市移行に伴い、保健所機能が本市に移行したけれども市民にとって直接的なメリットがあまりなかったと感じているが、中核市移行によるメリットはあるのか。また、中核市への移行時期は、産業廃棄物不適正処理事案に対する対策工事が完了する平成 32 年度から平成 33 年度を目途としているのか。

A. 保健所機能が三重県合同庁舎から総合会館に移転したことにより、これまで別々の場所で行っていた業務が同一の場所で可能となり事務の簡素化につながった。また、権限が移譲されることで、今後、市自らの判断と責任で、市民サービスの迅速かつ効率的な提供が可能となる。なお、中核市移行時期について、県との覚書の中で、県の責任で産業廃棄物不適正処理事案を解決することを前提に進めてきたが、仮に現状のまま中核市に移行すれば本市の事務として引き継ぐことになるため、本市が中核市への移行後もなお県の責任と負担で完遂してもらえるか等を含めて検討してきたが困難であるため、産廃特措法に基づく対策工事の完了予定年度である平成 32 年度を中核市移行の目途としている。

Q. 10 年以上前から産業廃棄物不適正処理事案については懸案となっており、本市が移行時期を定めても、県による対策工事が完了しなければ、中核市に移行できないのではないか。

A. 当初は、対策工事など具体的な部分が決まっていない状況での覚書であったが、地元や県の努力により、産廃特措法の対象となり、県が対策工事を行い、解決に向けて進めている中で、本市としても中核市への移行時期を見極めてきたが、産廃特措法に基づく事業を途中で引き継ぐと本市の事務となり、その事業費を県が負担することは事務的に困難であるため、事業途中での中核市への移行は難しいと判断した。そこで、本市としては、工事が完了する平成 32 年度を目途として取り組んでおり、事業が計画期間内に終了するよう、市としても側面から支援していく。

(意見) 平成 32 年度を移行時期として見据え、しっかりと取り組んでほしい。

Q. 県からは、対策工事の進捗状況について報告を受けているのか。

A. 環境部が報告を受けている。

Q. 工事の進捗状況は政策推進部としても把握しておくべきである。また、県の対策工事の進捗が本市の中核市移行時期に大きく影響を及ぼしているため、県に対し工事の早期完了を要望すべきであると考えるがどうか。

A. 平成 32 年度を完了年度とした事業計画であり、現在、工事の進捗に遅滞は生じてい

ないと聞いているが、遅滞が生ずるようであれば市としても働きかけを行う。

Q. 産業廃棄物不適正処理事案については、中核市移行後においても県の責任と負担によって処理するといった覚書であったが、なぜ中核市に移行できないのか。

A. 本市が中核市に移行した後も県の負担と責任において処理するという覚書を結び、県による対策工事の途中で中核市に移行する方法はないか模索してきたが、本市の事業費を県が負担することは困難であるため、移行時期の一つの目安として対策事業が完了する平成 32 年度を目途として取り組んでいる。

(意見) 他の中核市候補市とともに、中核市移行に向けて 1 年でも早く課題が解決できるように引き続き働きかけを行ってほしい。

Q. 中核市移行の人口要件は 30 万人から 20 万人に緩和されたが、それ以外に緩和された要件はあるのか。

A. 現在の中核市移行の要件は人口要件のみである。

Q. 中核市移行により、児童相談所設置に関する権限移譲は行うのか。また、今後は、本市に移譲すべき権限や財政負担、メリット等を総合的に検討し、市民や議会に示すべき段階にあると考えるが、より詳細な検証を行う事業に移行すべきではないのか。

A. 児童相談所設置については、権限を受けることが可能になるが、全国の中核市でも受けているところはまだ少ない。ノウハウや組織体制を鑑みると、中核市移行と同時に設置することは困難であると考えているが、厚生労働省からの情報収集などに努めている。また、中核市移行にあたっては、システム改修や準備経費が必要となることから、移行時期に合わせて業務を精査しながら中核市移行のための準備を行いたい。

(意見) 児童相談所設置によるメリットはあるため、最初から否定的に考えず、検討を行ってほしい。

《歳出第 2 款総務費 第 1 項総務管理費 第 11 目国際化推進費》

《歳出第 8 款土木費 第 5 項港湾費》

別段の質疑、意見はなかった。

【消防本部・経過】

《歳出第 9 款消防費 第 1 項消防費 第 1 目常備消防費》

職員の適正配置について

Q. 南部分署は中央分署と同程度の救急車の出動件数にもかかわらず、中央分署よりも少ない人員配置であるが救急車と消防車の同時出動は可能であるのか。

A. 南部分署では、救急車と消防車の出動は乗り換えでの対応となっており、同時に出勤する体制とはなっていない。

(意見) 市民の安全度をさらに高めるためにも救急車と消防車が同時出動できるよう適正に職員を配置すべきである。

Q. 平成 27 年より定数条例を 320 名から 361 名に増員したが、平成 30 年の北部分署開署による人員配置を鑑みると、職員に不足は生じないのか。

- A. 北部分署の開署により市内9署所からの出動体制となるため、北部分署開署後の救急出動件数や火災出動件数等を勘案し、適正な人員配置について検討したい。
- Q. 救急ワークステーションの本格運用や消防行政の広域化等を視野に入れた、より適正な人員配置となるよう必要な職員数を確保すべきである。また、北部分署及び南部分署において、救急車と消防車の同時出動を行うためには何名の職員が必要なのか。
- A. 20名程度必要と思われる。
- Q. 本市の消防行政については高く評価しているが、職員が不足することにより、交通事故をはじめとした事故の危険性が高まること、また、消防団員への指導・訓練や市民への災害予防活動に影響を及ぼさないよう、適正に人員を配置すべきであるがどうか。
- A. 平成27年に新分署開署に向けた定数増員を図っており、新分署に対する地域の方々への期待に応えるため、また、広域消防に向けた人員配置について十分考えていかなければならないが、まずは北部分署の運用を見極めたうえで適正な職員数について検討していきたい。
- (意見) 本市では、高いスキルを身につけた救急救命士を養成しており、総務省消防庁への出向や他の自治体での研修等への参加者を増やし、本市での消防活動に役立ててほしいと考えるが、そのためにも人員を拡充する必要があるため、拠点整備とともに人員確保についても強く要望する。
- (意見) 消防職員の重要性は、市民も理解しているため、さらなる増員を行うべきである。

消防活動及び救急救命活動について

- Q. 桑名市の救急車運用台数9台に対し、本市の運用台数は10台であるが、人口規模で比較すると本市の運用台数は少ないのではないかと。
- A. 桑名市は隣接する東員町やいなべ市を含む広範囲にわたる区域を管轄としており、多くの台数が必要であるのではないかと考えるが、本市においても人口動向、管轄面積の動向を踏まえ、今後の救急車のあり方について検討していく。
- Q. 救急車の現場到着までの時間が年々伸び続けているが、救急車の運用台数に起因しているのではないかと。
- A. 国の定める消防力の整備指針上の基準台数は満たしているが、救急車の到着時間は年々伸びているため、平成30年に北部分署が開署し、新たに1台の救急車を配備して、より強固な救急体制で運用を行いたい。
- (意見) 人員不足により、北部分署においても救急車と消防車の同時出動ができないのではないかと危惧する。
- Q. 消防車の出動指令から放水開始までの時間及び救急車の出動指令から現場到着までの時間が、過去5年間で一番遅いが原因は分析しているのか。
- A. 現在、原因分析を行っているが、北部分署に救急車と消防車を新たに1台配備し、その動向を見据えて、さらなる追究を行うとともに、出張所の活用方法も含めた検討を行い、5分救急8分消防に取り組んでいきたい。

Q. 交通渋滞が到着までの遅れの原因であるのか。

A. 交通事情により、毎回の出勤に数秒の遅れが生じており、その積み重なりにより統計上の数値に影響があったと考えている。なお、道路交通網の整備により、交差点や信号数の増加による減速回数の増加や、昨年8月に消防車両と一般車両との交通事故があったため、安全運転の徹底を行っており、心理的にもより慎重になっているのではないかと推測する。また、管轄内の消防署の救急車が出動中の場合は、管轄外の消防署から出動することになるため、到着時間に遅れが生じる原因となっている。

(意見) 近年、緊急車両の優先に対する交通ルールの意識が低下している。そのため、緊急車両であっても赤信号では完全に停止してから交差点に進入しているため、到着時間の遅れの要因となっており、一般運転者の運転マナーの低下も原因の一つであると考ええる。

(意見) 市民に対しても緊急車両への理解や協力を求めるべく、さまざまな媒体を通じて意識づけを行うよう周知啓発をしていくべきである。

(意見) 一般運転者のマナーの低下も原因の一つであり、複合的な要素があることは理解するが、救急車と消防車が同時出動できるようにすべきである。

消防指令センター共同運用事業費について

Q. 消防指令センターの共同運用事業費について、主要施策実績報告書では10,977,480円であるが、追加資料では9,734,000円である。差額の理由は何か。

A. 差額は消防指令センターの臨時職員の人件費分である。

Q. 消防通信指令事務協議会の負担割合について、朝日町、川越町は負担していないのか。

A. 本市の負担金の中に、本市に事務を委託している朝日町、川越町も含まれている。

Q. 朝日町、川越町も負担しているのであれば、表記を工夫してはどうか。

A. 消防本部ごとに区分をしており、桑名市の場合、桑名市に事務を委託している東員町、いなべ市が含まれていることから、消防本部の区分で取りまとめている。

(意見) 消防指令センターによる運用方式を最善として捉えることなく、市民の安全を守るため、よりよい運用方法を検討してほしい。

負担金について

Q. 三重県防災航空隊負担金の各市町の負担割合はどのようなようであるか。

A. 各市町で隊員9名分の人件費を負担しており、県内の14市が85%、15町が15%を負担し、負担割合は均等割30%、人口割70%である。

Q. 三重県防災航空隊の隊員数は15名であるが、6名分の人件費は県が負担するのか。

A. 15名のうち、9名は各消防本部からの派遣職員であるため各市町が負担し、残り6名は県職員であるため、県が負担する。

《歳出第9款消防費 第1項消防費 第2目非常備消防費》

一般管理費について

Q. 台風時における各地区の消防団員の出動人数について、分団長からの報告があった人数以外にも、団員の出動があったことについて把握しているか。

A. 分団長からの費用弁償請求に基づき出動人数を把握しているため、報告のあった人数以外の出動状況は把握していない。

Q. 羽津地区では、米洗川の護岸が崩れ、実際には9名の団員が出動したが把握しているのか。

A. 費用弁償請求のあった6名と認識している。分団長が団員を増員する場合には、前もって副団長を通じ、団長へ報告するようにしており、消防本部としてその情報を把握できていなかったと考える。

Q. 台風時の出動団員数を6名と定めているが、実際に災害が発生した場合は、災害対応に従事する団員数を考慮した配備が必要ではないのか。

A. 災害発生前の初動対応として一次的に6名とし、災害が発生した場合には、分団長の判断により増員を行っている。

Q. 団員はそれぞれの職業に就いていること、また、現場到着までにかかる時間等を鑑みると、6名の団員を招集するには、その人数を超える団員に招集を要請しなければならず、分団長は招集に苦慮しており、仮に要請を行った団員が全員招集した場合は、実態に合わせた費用弁償を支給しなければ、消防団は成り立たないと考える。現場の声を聴きながら、改善する必要があるのではないのか。

A. 台風時は、災害が継続する可能性があるため、まずは一定数に限定して招集しているが、平成28年度より、分団長の判断により8名までの招集ができるよう改善を行った。また、地域を守るために自主的に出動する団員もいるため、一定のルールのもと、出動実態に応じた費用弁償ができるようにしていきたい。

(意見) 消防団員の費用弁償は条例に明確に定められており、また、消防団員の出動にかかる費用弁償のための予算において多額の不用額が出ていることから、実態に即した費用弁償とすべく強く要望する。

非常勤職員報酬について

Q. 消防団員への報酬に対する不用額が生じているが、例年に比べて増加したのか。

A. 例年通りである。

Q. 近年、機能別分団員は増加しているが、消防団員数はどのように推移しているのか。

A. 機能別分団員として学生班が加わり、若干上昇傾向であったが、現在585名であり、横ばいで推移している。

(意見) 不用額が発生しないよう定数どおりの消防団員数の確保に努めてほしい。

《歳出第9款消防費 第1項消防費 第3目消防施設費》

別段の質疑、意見はなかった。

【危機管理監・経過】

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第1目一般管理費》

熊本地震関係経費について

Q. 熊本地震被災地への見舞金の金額はどのように算出したのか。

A. 東日本大震災時の見舞金をもとに、住宅の全壊や半壊戸数の比率から算出した。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第14目防災対策費》

委員報酬について

Q. 防災会議委員報酬の不用額はどのような理由により生じたのか。

A. 委員である連合自治会長やPTA会長等に対し報酬を支給しているが、会議への欠席により支出できなかったためである。

Q. 1回の出席につき報酬額はいくらか。

A. 7900円である。

Q. 不用額自体は少額だが、執行率としては低いため、開催日程等に課題があったのではないか。

A. 当初は、防災会議2回、国民保護協議会1回を開催する予定であったが、伊勢志摩サミット開催に伴い、防災会議1回、国民保護協議会2回の開催としたため不用額が生じた。

(意見) 会議開催方法や委員の選定等について、十分精査してほしい。

防災システム事業費について

Q. 地域からの防災行政無線の設置要望に対する設置の見通しはどのようなか。

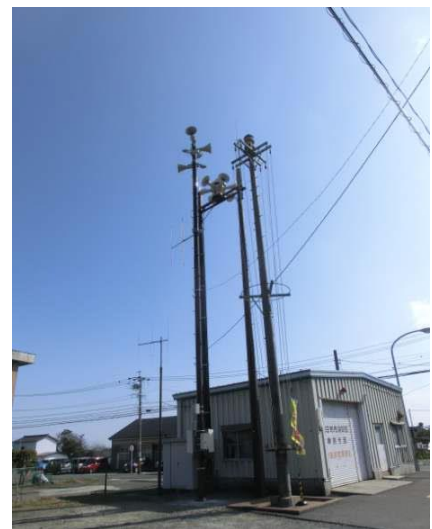
A. 現在、土砂災害警戒区域のうち住宅地を含む土石流区域に指定された場所に設置を予定しており、要望箇所が当該区域内になれば設置の予定はない。

Q. 羽津ポンプ場に設置されている防災行政無線は、周りに民家が少ないため、より民家の多い場所への移動を希望する声もあるがどうか。

A. 地元自治会から話を聞いたところ、現在の設置場所においても無線の音達範囲内に民家があるため、肯定的でなかった。

Q. 防災行政無線を外すのではなく、住民の人口密度も考慮に入れ、より効果のある場所へ移動すべきではないのか。また、無線の音達試験の調査結果を踏まえた設置場所を検討すべきではないのか。

A. 全市的には、防災行政無線のエリア内では85%程度は聞こえたとの調査結果であり、また、当該地区には防災行政無線が多く、多方向からの音達が見込める地域である。さらに、羽津ポンプ場の行政防災無線は地域住民だけでなく霞ヶ浦緑地や通行車両に



向けた役割も担っている。

Q. 防災行政無線は地域住民を対象としているにもかかわらず、羽津ポンプ場の防災行政無線のみを通行車両を対象とすることに疑問を感じる。また、地域からは無線が聞こえないとの声が多いため、市民の声を受け止め、伝達効果が低い場所は移動すべきではないのか。

A. 情報伝達手段としては、防災行政無線だけでなく、ホームページ、テレビやラジオなど様々な手段を組み合わせ対応していきたい。

(意見) 多くの媒体での周知は当然であり、防災行政無線は確実に聞こえるよう効果的に設置すべきである。また、設置場所の見直しについては以前の決算常任委員会においても指摘しているが、見直しがなされておらず、さらに、設置要望箇所への設置に向けた検討がなされていないことに疑問を感じる。

Q. 羽津ポンプ場の防災行政無線の音達範囲内の住民数は調査したのか。

A. 音達範囲は調査したが、範囲内の住民数は調査していないため、資料として提出する。

Q. 効果的に設置するためにも、詳細な調査を実施すべきである。また、富士町には企業の寮があることや、集合住宅の増加により人口が増加していることを勘案し、羽津ポンプ場の防災行政無線を移動させることで、より多くの住民に向けた運用ができるのではないのか。

A. いただいた意見を踏まえ、設置場所の移動について検討したい。

(意見) 効果的な場所への移動をお願いします。

Q. Jアラートの受信機テストに伴い、菰野町の防災ラジオに誤報が流れたが、本市の緊急告知ラジオは起動しなかったため、有事の際に正常に作動するのか危惧するがどうか。

A. 菰野町の防災ラジオは、CTY-FMの緊急割込放送が流れると自動起動する。また、本市のJアラート受信機とCTY-FMは直結しているため、本市による誤操作により今回起動した。一方、本市の緊急告知ラジオは、FM三重の信号により自動起動する仕組みとなっており、FM三重に連絡したうえで放送されるが、今回はテストを行っていないため自動起動しなかった。

Q. FM三重への連絡に要する時間分のタイムラグが生じるが問題ないのか。

A. 若干のタイムラグが生じるため、緊急告知ラジオからの放送よりも先に、テレビやエリアメール等により一斉放送される。

自主防災組織活性化事業費について

(意見) これまでの取り組みにより防災の視点における男女共同参画の機運が高まっているため、引き続き取り組みを継続するとともに、障害者への合理的配慮の視点も取り入れるよう、より一層の取り組みを推進してほしい。

Q. 自主防災隊名簿の提出があっても、本人に自覚がない事例もあり、有事の際に機能しない可能性が高いため、自主防災組織をより実効性のあるものにすべきではないか。

A. 防災士の資格取得者や減災アドバイザー等に地域のリーダーとしての役割を担って

もらえるよう働きかけていきたい。

防災減災人材養成事業費について

Q. 家族防災手帳は活用されているのか。

A. 家族防災手帳の認知度について平成 28 年度にアンケート調査を実施し、家族防災手帳を知っていると答えた割合は、33.4%であった。家族防災手帳は、自助の基本である家族を対象にしており、出前講座等で特に強調して啓発している。

Q. 家族での情報共有は重要であり、より浸透すべく啓発を行うとともに、ホームページで内容を示し、家族だけでなく、職場や学校等においても活用してはどうか。

A. 出前講座や各種訓練等でのPRや小学生・中学生への配布を行っているが、今後もさらなる活用を推進すべく取り組んでいく。

防災倉庫管理費について

Q. 非常食調理用の水は何名分購入したのか。また、現在、非常食を何食分備蓄しているのか。

A. 県の被害想定に基づき、安島防災倉庫と南部拠点防災倉庫等にクラッカーも含め 20 万食ほど備蓄している。あわせてアルファ化米の調理用の水も備蓄している。

Q. 現在備蓄している非常食に対する調理用の水は充足したのか。

A. 詳細については確認したい。

Q. 災害時の避難者に向けた物資の詳細について把握していないことは残念に感じる。なお、各指定避難所の防災倉庫と拠点防災倉庫に、あわせて何万食を備蓄するのか。

A. 避難者数 4 万 800 人として見込んでおり、市の目標食数も含めた必要備蓄食数は約 35 万食である。

Q. 31 万人の市民の安心を守るためには現在の備蓄食数で十分であるのか、さらなる検討を重ねてもらいたい。また、拠点防災倉庫から各地区へ迅速に物資を搬送するためには、緊急輸送道路や防災道路の指定、整備が必要であると考えているがどうか。

A. 北部拠点防災倉庫が完成した段階において、関係部局と連携し、計画を策定していきたい。

Q. 現在は未整備であるため、今後計画を立てながら進めていくのか。

A. 拠点防災倉庫から各地区への道路状況を検証し、計画を立てていきたい。

Q. 同様に、現在整備中の総合防災拠点施設についても検討すべきであるがどうか。

A. 総合防災拠点施設についても、あわせて検討していく。

Q. 指定避難所の防災倉庫はどのように管理しているのか。

A. 市の所有ではあるが、日常点検等の管理は地区の住民にお願いしている。

Q. 非常食に賞味期限切れがあったと聞くが、その場合はどのように対応するのか。

A. 点検の結果、不備等あれば市で対応している。

Q. 備蓄品の入替は市が行っているのか。

A. 非常食の賞味期限等は市で把握しており、計画的に入替えを行っているが、点検の際に指摘があれば必要に応じて入替えを行う。

Q. 拠点防災倉庫や各防災倉庫の備蓄物や今後の整備計画について、市民にもわかるよう周知すべきであると考えがどうか。

A. 広報紙や機関誌等を活用して周知していきたい。

防災施設等整備事業費について

Q. 南部拠点防災倉庫は、拠点防災倉庫であるため、市民が直接訪問する場所でないが、付近の住民であっても、市の施設かどうかわからないとの声を聞く。そのため、市の施設であることや役割について周知すべきはないのか。また、進入口や建物自体がわからなければ、有事の際に支障をきたすのではないかと危惧するがどうか。

A. 現在整備中の総合防災拠点において救援物資を受け入れるため、南部拠点防災倉庫へ直接物資を配送する想定はしていないが、業者やボランティアの出入りに備え、看板や進入口の明示方法について検討したい。

Q. 拠点防災倉庫は、各地区へ救援物資を配送するための重要な拠点であり、有事の際に市民が殺到しないようにすべき施設であるため、十分に留意したうえで、周知の方法について考えるべきある。

A. 広く市民に施設の役割を知らせることも必要であるため、周知方法について検討したい。

＜歳出第9款消防費 第1項消防費 第4目水防費＞

水防活動事業費について

Q. 水防訓練用に支給する土のう作成用の砂はどのような手続きによって支給しているのか。

A. 防災訓練前に危機管理室と事前協議を行ったうえで支給している。

Q. 四日市市防災大学や市民総ぐるみ総合防災訓練における水防訓練のための支給が多かったのか。

A. 各地区での防災訓練のための支給が多かった。

Q. 土のう作成用の砂は朝明川の川砂であるのか。

A. 朝明川の川砂かどうかは把握していない。

(意見) 朝明川は大雨による越水が多発する河川であり、越水の危険性を少しでも回避するためにも、川砂を有効活用できればよいと考える。

【総務部・経過】

＜歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第1目一般管理費＞

一般職給について

Q. 消防本部の決算審査において、南部分署では救急車と消防車の同時出動ができないため、当委員会としては職員数を増員すべきとの考えに至ったが、総務部としての見解はどのようなであるか。

A. 消防本部での職員の適正配置に関する議論の結果を踏まえ、条例定数の改正につい

て協議していきたい。

Q. 平成 30 年には北部分署が開署し、また、消防行政の広域化、総務省消防庁や他市町への研修、救急救命士の養成等、職員不足や多忙化を解消するためにも適正な配置を行うべきである。また、市全体の人事採用はどのような方針であるのか。

A. 平成 10 年に行財政改革大綱を策定し、職員数のスリム化を図ってきたが、現在、人材育成に時間のかかる技術職や専門職を中心に積極的に採用を行っており、適正な職員配置に取り組みたい。また、南部分署の救急出動件数は把握しており、消防力の適正配置や指導者の人員数等も勘案しながら、適正人数を議論していくべきであると考ええる。

(意見) 消防本部における決算審査での議論も踏まえ十分に検討してほしい。

Q. 職員数については、スリム化も必要ではあるが、必要な所属には適正に配置すべきであるがどうか。

A. 将来の職員体制を見据えた採用を行うとともに必要な所属には適正に配置をしていく。近年、特に技術職を中心に積極的に採用しており、スリム化と両立して検討していきたい。

Q. 以前より、本市の高校からの技術職の採用が見込めないというのが大きな課題であるが、採用に向けた取り組みは行っているのか。

A. 市内の工業高校からのインターンシップの受け入れや、工業高校を訪問し、校長や進路指導担当に、生徒への早期からの意識づけをお願いしている。また、近年は採用実績もあるため、改善に向かっていると考える。

(意見) 地元で育った子供たちに、地元で定住して働けるような人事となるよう期待する。

Q. 平成 27 年度と比べ、平成 28 年度の時間外勤務は縮減できたのか。

A. 平成 28 年 7 月に時間外勤務適正化対策本部を立ち上げ、長時間の時間外勤務職員数は半減した。しかし、総時間外勤務数については大きな縮減には至らなかったため、今後努力していきたい。

調達契約事務費について

Q. 建築基準法違反の業者に対し、なぜ入札の機会を与えているのか。

A. 本市では入札参加資格停止基準を定めており、建築基準法違反で入札参加資格停止とする場合は「不正または不誠実な行為」が該当要件となるが、中央公契連の申し合わせ事項では、関係する法令違反の容疑で逮捕または起訴がその要件となっており、現時点では「不正または不誠実な行為」の要件を満たしていないため、入札参加資格停止としていない。

Q. 建築基準法違反者に対して建築指導課が指導する一方で、市として公共事業を発注しており、法令を遵守して業務を行っている業者や市民からの疑念が生じているがどのように考えるか。

A. 基準を逸脱した措置は困難であるが、市民感情を十分考慮しながら、各部局が連携し、業務を進めていく必要がある。

- Q. 市民感情を無視せずに、改善に向けて検討すべきであると考えているがどうか。
- A. 行政の責務として、まずは法令遵守等の指導をすべきであると考えているが、一方で入札参加資格登録は県内で統一していることや、逮捕または起訴されていない段階での入札資格停止については、慎重に検討しなければならない。
- Q. 特に土木業者は公共事業を請け負わなければ業として成り立たないため、公平・公正な運用のもとで入札が行われるべきである。また、本市独自で入札参加資格の停止要件を変更することはできるのか。
- A. 説明責任が果たせる根拠が必要であるため、改めて整理したい。
(意見) 市民に説明ができるよう改善を強く要望する。
(意見) 現状についても十分に調査を行い、スピード感を持って対応してほしい。
- Q. 業者数を決めて行う入札にはどのようなものがあるのか。
- A. 工事については一般競争入札としており、物品や業務委託については過去の実績や金額に応じて業者数を決めて指名競争入札を行っている。
- Q. 市内業者の入札参加機会拡大のためにどのような改善を行ったのか。
- A. 入札参加条件をなるべく市内業者とすべく、路面表示や大規模な電気工事について市内業者への発注とするよう改めた。
- Q. 本市の所有する高規格救急車はすべて同一の車両メーカーであるため、全国の状況を鑑みながら、車体自体の仕様や安全性や耐久性も加味した入札とすべきであるがどうか。
- A. 消防本部と協議し、より公正な入札となるよう努める。

検査室一般管理経費について

- Q. 平成 28 年の台風 16 号による大雨により、米洗川河川改修工事現場直上流部において、護岸が崩れるという事態が発生した際の対応に問題があったにもかかわらず、当該改修工事の工事成績評定が 80 点を超過しているが、1 億円以上の工事で 80 点以上の工事成績評定は何件あったのか。
- A. 535 件中、80 点以上の工事成績評定は 74 件であり、うち 1 億円以上の請負工事は 11 件であった。
- Q. 本事案については、工事期間内に起こった災害であり、工事により護岸に影響を与えた可能性もあるのではないかとの声も聞く。また、三重県建設業協会と災害応急復旧工事に関する協定を結んでいるにもかかわらず、なぜ当該工事業者に復旧工事を発注したのか。
- A. 当該工事業者とも災害復旧協定を結んでいること、また、早期に災害復旧が可能であると判断し、選定した。
- Q. 災害発生後、工事業者と連絡が取れたのは 4 時間以上経過した後であったが、どのように考えているのか。
- A. 現場の工事を担当しており資材等の調達を見込めるため、早急に復旧工事が開始できると判断したものである。
(意見) 重大な事故を引き起こしかねない事案であり、現場管理や安全管理ができてい

ないことは明白であり、業者選定に疑問を感じる。

Q. 工事成績評価には反映したのか。

A. 監督職員の考査評定において、連絡体制及び安全管理の項目で反映している。

Q. 人の生命に関わる安全管理は最重要項目であり、工事成績評価における配点を上げるべきではないのか。

A. 県においては、安全対策の項目があり最高点が5点である。県の基準とも比較しているが、本市では4点としている。

Q. 本市も配点を上げるべきではないのか。

A. 今後、検討していきたい。

(意見) 安全管理や連絡体制の項目について、配点を見直すべきである。

(意見) 市民に説明責任を果たすためにも、今後の安全確保に向け、改善を行うべきである。

法令遵守について

Q. 児童発達支援センターあけぼの学園の相談支援専門員の報酬請求について、必要な義務を履行せずに請求をしているのではないかとの指摘があったが、公設公営の施設に対するチェック体制が甘いのではないかと考える。今後、法令遵守についてどのように是正していくのか。

A. 県や国に問い合わせしており、具体的にはその回答を得てからの対応となる。

Q. 本事業だけにかかわらず総務部としてガバナンスが働くように確認を行うとともに再発防止に努めるべきであると考えますがどうか。

A. 早期の段階で法令遵守推進監や法務専門監等と情報を共有し、組織としてしっかりと対応していきたい。

(意見) 法令を遵守し、法に則った対応を行ってほしい。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第2目人事管理費》

公平委員会委員報酬について

Q. 公平委員会の委員はどのような研修に参加しているのか。

A. 公平委員会は、職員に対する不利益な処分についての裁決等を行うための機関であり、全国や三重県の公平委員会連合会の研修に参加している。

職務満足度について

Q. 職務満足度について、所属により大きな差は生じているのか。

A. 満足度が高い部局は80%を超えているが、低い部局は40%台である。

Q. 自己の仕事に対する満足度なのか。それとも、やりがいに対する満足度なのか。

A. 人事異動に際しての自己申告書のアンケートであるため、各個人によって捉え方が異なる。

Q. 職務満足度を調査する目的は何か。

A. 人事異動及び職場づくりの材料として生かしている。

- Q. 調査結果を踏まえマネジメントの研修に生かしているのか。それとも、職員の適性を把握するために行うのか。
- A. 職場環境や改善点、職務に対する適性等を記述できるようにしており、職場改善や人事異動のための基礎資料としている。
- (意見) 指標のあり方については工夫すべきである。また、今後の有効な人材活用に向けた的確な指標や報告のあり方を検討してほしい。

職員安全衛生管理費について

- Q. 産業医面接において必要となる診断情報提供料とはどのような経費であるのか。
- A. 復帰希望者の主治医からの診断情報提供書にかかる経費である。
- Q. 何件分なのか。
- A. 10件分である。
- Q. 産業医面接による職場復帰支援はいつから実施しているのか。
- A. 平成21年より実施している。
- Q. 産業医面接実施前と比べ、職場復帰した職員数や復帰後再度休職する職員の状況に変化はあったのか。
- A. 数字としては把握していないが、産業医による復帰判断やアドバイス等により、復帰後に再度休職するケースは以前と比べて減少した。
- (意見) 休職に至った原因等も情報共有しながら、引き続き丁寧に取り組んでもらいたい。あわせて、これまでの取り組みを総括するとともに、臨床心理士によるこころの健康相談室の実施回数の検証を行い、さらなる効果的な体制について検討してほしい。
- Q. こころの健康相談室における相談者は何名であったのか。
- A. 平成28年度は延べ79名である。
- Q. 長期にわたり定期的に相談を行う職員と短期の相談で解決する職員の割合はどのようか。
- A. 定期的に相談を行っている職員が半数である。
- Q. 具体的な人数は把握していないのか。
- A. 相談を受けた職員は把握しているが、統計データとしては管理していない。
- (意見) 相談内容によっては月2回の開催では少ないため、開催回数を増やすべきである。
- Q. こころの相談室の相談者数は増加しているのか。
- A. 平成26年度62名、平成27年度52名、平成28年度79名であり、大きくは変動していない。
- (意見) それぞれの年度における業務量を考慮し、開催回数を見直すべきである。

◀歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第3目恩給及び退職年金費▶

◀歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第4目文書広報費▶

別段の質疑、意見はなかった。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第9目計算記録管理費》

文書の電子化について

Q. 行政内部情報システム上において、どのように電子決裁を行っているのか。

A. 電子上で決裁文書を起案することにより担当者から決裁権者までの決裁が順次開始され、決裁状況は関係者であれば確認できる。なお、国や県等から紙文書を収受した場合は、当該文書をスキャンし、電子化した後に、同様の手順で決裁を行っている。

Q. 決裁権者の決裁状況も確認できるのか。

A. 確認できる。また、決裁権者も各担当者の決裁状況を確認できるため、進捗状況を確認し、各担当者に指導することができる。

Q. 決裁すべき案件の管理は担当者及び所属長が行わなければならないが、電子上での決裁が開始されれば円滑かつ迅速に情報が共有できる仕組みであるということか。

A. そうである。

(意見) 電子化により事務の安全性がすべて担保されるわけではないため、担当者及び所属長によるマネジメントと電子化によるマネジメントを併せて進めていかなければならないと考える。

Q. 決裁の電子化を開始して何年が経過したのか。

A. システム導入後10年以上経過している。

(意見) 職員の声を聴き取り、次回の更新時には改善すべき点や必要な機能等を提案できるようにしてほしい。

Q. 紙媒体、電子媒体それぞれに長短があるが、100%の電子化率を目指すのか。

A. 例えば、大型の図面などは電子化できず、紙媒体での保存となるため、それぞれの長短を勘案しながら進めていきたい。

(意見) 保存媒体の基準を明確化し、庁内で画一的な運用をすべきである。

Q. セキュリティの強靱化対策として、庁内ネットワークを基幹系と情報系に分離したことにより、個人情報等の保護性の高い情報を扱う決裁は紙媒体となったのか。

A. 庁内ネットワーク上において、分離された基幹系と情報系が相互に情報を利用できなくなったため、紙媒体の利用が増えたが、個人情報を扱う決裁が紙媒体に限定されたわけではないため、引き続き、電子化率の向上に取り組む。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第15目人権推進費》

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第21目諸費》

別段の質疑、意見はなかった。

《歳出第2款総務費 第4項選挙費》

選挙啓発費について

Q. 選挙啓発についての成果と課題はどのようであったか。

A. 昨年の選挙権年齢引き下げに伴い、若者に対する投票の呼びかけを強化し、その結果、全国的な傾向ではあるものの10代の投票率が高かったため、啓発による効果があ

ったのではないかと考える。しかし、全体的な投票率は低いため、より効果的な啓発方法を検討したい。

Q. 投票率向上のためには、啓発だけでなく、投票結果についても詳細に分析し、投票所のあり方も踏まえ、効果的な手法を検討すべきである。目標とする投票率を掲げ、戦略を立ててはどうか。

A. 特に若年層の投票率が低いため、新有権者に啓発ハガキを送付しているほか、高校生をターゲットに関心の喚起を高めるための活動を行っている。

Q. 新有権者への啓発ハガキの追跡調査は行ったのか。

A. 成人式への来場者 100 名程度に聴き取りを行った。なお、啓発ハガキを送った 18 歳、19 歳のほうが、20 歳代に比べて投票率が高かったため、啓発の効果があったのではないかと考える。

Q. 啓発ハガキは何通送付したのか。

A. 8182 通である。

(意見) 100 件程度の聴き取りではなく、成果についてはしっかりと分析すべきである。

Q. 高齢者の中には投票に行きたくても行けない方もおり、例えば、他市で実施している移動式投票所を検討できないのか。

A. 本市の自治体規模で実施するには課題が多いと考えるが、今後研究していきたい。

(意見) 投票率向上のためにも、住民票を異動せずに県外に住んでいる大学生等が投票する方法などについて、より興味を引く掲載となるよう、高校生や大学生に意見を聴き取りながらホームページの充実を図ってほしい。さらに、総務省の投票向上に向けた取り組み事例や、例えばコミュニティバスやタクシーによる移動支援等、他の自治体の事例研究を行い、具体的な手法を検討してほしい。

(意見) 啓発ハガキに往復ハガキを利用して追跡調査を行うなど、成果を検証できるよう検討してほしい。

(意見) 郵便による不在者投票について、投票方法の説明がわかりづらいとの声があるため、簡素化できるよう検討してほしい。

《歳出第 2 款総務費 第 5 項統計調査費》

別段の質疑、意見はなかった。

【会計管理室・経過】

《歳出第 2 款総務費 第 1 項総務管理費 第 6 目会計管理費》

会計管理経費について

Q. 平成 29 年度より政務活動費の支払い方法を後払い方式に変更したが、従前までの前払い方式による支出方法は適正であったのか。

A. 会計事務上はいずれの支出方法も可能であり、会計管理室としては、適正な会計処理を行っているかどうかを判断し、支出している。

Q. 実地検査実施回数目標値はどのように設定しているのか。

- A. 支出関係と物品・現金の出納関係に対象を分けて、それぞれ3年に1回各所属を検査するようにしており、年度によって多少回数差は生じる。
- Q. どのような実地検査を行うのか。
- A. 会計帳票の検査や備品の実査等を行う。
- Q. 検査の結果、不備や支払い遅延等はなかったのか。
- A. 軽微な不備はあったが、重大な不備はなかった。
- Q. 市税等口座振替委託料は、各課がそれぞれ支出するのではなく、会計管理室が一括して支出しているのか。
- A. 会計管理室においては個人の預貯金口座から振り替えるために必要となる各金融機関との間のデータ処理に関する業務を委託しているが、各金融機関における口座振替にかかる手数料は各所属で支出している。
- Q. 公金の運用については効率的な運用を行っているとのことであるが、こういった債券を選択するかなどは会計管理室で決めて運用しているのか。
- A. 資金管理運用方針をもとに、財政経営課と協議し、安全性、流動性、効率性の順を優先度として運用を行っている。

【監査事務局・経過】

《歳出第2款総務費 第6項監査委員費》

一般経費について

- Q. 平成28年度定期監査の中で、予算執行において重大な過失はなかったのか。
- A. 重大な過失はなかった。
- Q. 以前、保育園での監査の際に、物品の用意ができずに近くの小学校から借りてきた事案があったが、平成28年度はそのようなことはなかったか。
- A. 平成28年度においてはそのような事例はなかったが、平成29年度の事前調査において物品が足りないという所属が判明し、現在対応を協議している。
- Q. 監査事務局職員による事前調査は一律的であるため、各所属の特性を考慮した事前調査を行うようにすべきであると考えているがどうか。
- A. 各所属のそれぞれの業務に関する法律などの詳細までをすべて把握したうえでの事前調査は難しいが、これまで以上に丁寧な聴き取りを行っていききたい。
- Q. 地方自治法の改正に伴う議選監査委員の選任の義務付けの緩和により、議員のうちから監査委員を選任しないことができるようになる。各所属の特性については監査事務局が把握し、補完することが必要となるため、例えば、各部署の特性を踏まえた監査調書を作成する等の手法により、これまで以上に監査事務局職員による事前調査の精度を高めるべきであると考えているがどうか。
- A. 前回の監査結果をもとに、各所属の特性を踏まえたうえで、十分な事前調査を行っていききたい。
- Q. 監査結果における指摘事項と意見の区分基準について説明してほしい。
- A. 予算執行に適正性を欠くものや事務処理の不備については指摘事項とし、事務処理

- 等により適正化を図るためにさらに改善努力を求めるものを意見として整理している。
- Q. 平成 28 年度定期監査での教育委員会に対する改善事項は多いが、どのような内容か。
- A. 教育委員会は所属数が多いため、件数も多く、財産の管理、労務管理の徹底・時間外勤務縮減、内部事務管理についての改善事項が多かった。
- Q. 市立四日市病院の労務管理は難しいと認識しているが、教育委員会よりも改善要望数が少ないため、より労務管理の徹底が図られているということか。
- A. 市立四日市病院の監査は総務課、医事課、施設課を対象として実施している。
(意見) 明瞭に理解できるような資料の作成方法について検討してほしい。

【財政経営部・経過】

《歳出第 2 款総務費 第 1 項総務管理費 第 1 目一般管理費》

民間車両借上経費について

- Q. 同一車種であっても年度によりリース金額に差が生じているが、仕様が異なるのか。
- A. 仕様については同一である。
- Q. 同一車種かつ同一の仕様であっても、年度によりなぜリース金額が異なるのか。
- A. 調達契約課において他所属が所有する公用車をまとめて入札するため、台数によるスケールメリットにより、リース金額への影響があったと考える。
- Q. 平成 25 年度と平成 26 年度のリース車両は同一の車種であるが、リース期間である 7 年間で 1 台あたり 20 万円を超える差額が生じているのはなぜか。
- A. 消費税率の引き上げも起因していると考ええる。
- Q. 平成 26 年度と平成 29 年度の消費税率は同一であるが、同一車種であっても平成 29 年度のリース金額のほうがより安価であるがなぜか。
- A. 平成 29 年度はリース台数及び車種が多いため、リース会社による残価設定等による価格差に起因していると考ええる。
- Q. これまでもリース年度の違いにより、リース金額に大きな差額が生じた事例はあるのか。
- A. これまでも同様の事例はあった。
- Q. リース会社への聴き取りを行う等、金額の差異について調査すべきではないのか。
- A. リース会社 9 社に聴き取り調査を行っており、メンテナンス等のスケールメリットや車両調達価格をもとにリース金額を算定しているとのことであった。
- Q. 近年、同一のリース会社による落札が続いているが、公平な競争性を担保した入札方法であるのか。
- A. 調達契約課と協議し、予定価格に応じた業者数での指名競争入札を行っている。
- Q. 5 年間でリース契約と 7 年間でリース契約の金額比較は行っていないのか。
- A. 基本的に 7 年間のリースとしており、車両によっては 2 年間の再リースを行っている。そのため、リース契約期間の違いによる金額比較を行ったことはない。
(意見) より安価なリース金額となるよう契約期間の違いによる金額比較を行うべきである。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第5目財政管理費》

行財政改革推進費について

- Q. 職員による業務改善提案制度による提案内容のうち、実施に至った提案はどのくらいあるのか。
- A. 平成26年度から平成28年度までの提案内容のうち、実施に向けて課題のあるもの以外は実施している。
- Q. 優秀な提案に対し、どのような褒賞を与えているのか。
- A. 平成28年度は、自由提案14件のうち3件に1万円分の図書カード、実績提案10件のうち1件に5000円分の図書カード、9件に2000円分の図書カードの褒賞とした。
(意見) 今後も引き続き取り組むとともに、それぞれの提案に対する効果を検証し、フィードバックを行い、新たな提案やさらなる改善提案を喚起できるよう展開してほしい。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第7目財産管理費》

自動販売機設置にかかる入札について

- Q. 自動販売機設置の条件として、泗水の里の販売条件を加えたため、大手自動販売機設置事業者による入札参加が困難になったとの声を聞いているが把握しているのか。
- A. 平成29年度においては、泗水の里の販売を特記事項として入札を行ったが、事業者からはそのような声は聞いていない。
- Q. 三浜文化会館の自動販売機設置における入札では、一抜け方式を採用し、2者が落札しているが、他に応札業者はなかったのか。
- A. 3台の公募を行ったが、応札者が2者であり、結果的に2台のみの設置となった。
- Q. 設置予定台数を満たしておらず、適正な市民サービスを提供できないのではないかと。また、入札の結果、設置事業者は売上金額の34.6%の貸付料を市に納付するのか。
- A. 自動販売機の売上金額に34.6%の貸付料を乗じた額に消費税を加算した額である。
- Q. 電気料金は設置事業者が負担するのか。
- A. 子メーターを設置し、使用した電気量に応じた電力料金を設置事業者が負担する。
- Q. 高額な貸付料に加え、電気料金も支払わなければならないと、設置事業者は採算を見込めるのか。
- A. 採算性については事業者の判断によるところであるが、貸付料についてはこれまでの自動販売機の入札結果と比較すると高額である。
- Q. 以前までは行政財産の目的外使用許可による随意契約にて自動販売機の設置を行っていたが、現在の入札方法では地元の事業者をはじめ、多くの市内業者が入札に参加できない。本市の財産貸付は営利を目的としているのか。
- A. 新たな財源の確保を目的として、平成24年より一般競争入札により業者選定しているが、入札参加資格は市内業者としている。なお、落札しても結果的に、実際の売上金額が市に支払う貸付料を下回るケースもある。今回は、これまでに自動販売機を設置したことがない施設であり、参考となる実績がないため、従来の貸付料総額の入札

ではなく、自動販売機の売上金額に乗じる貸付料率による入札とした。しかしながら、結果的には、市の設定した最低貸付料率を大きく上回る率となった。

Q. 行政財産の貸付による財源確保と、市民への積極的な入札参加の促進とは相反する面もあるが、3台設置すべき自動販売機を2台しか設置できなかったことは明らかに市民サービスの低下であるがどのように考えるか。

A. 3台分設置可能なスペースに対し入札を行ったが、業者による判断として2台分の応札しかなかった。なお、残りの1台分のスペースは、文化振興課の判断により入札は行っておらず、2台の設置としている。

Q. 三浜文化会館の収容可能人員を考慮した設置台数での入札ではなかったのか。今後は市民サービスの低下を招かないような入札方法について検討すべきであるがどうか。

A. 飲料メーカー直系の自動販売機設置業者においては同じスペースに2台以上設置することが困難であるとの声を聞いており、今回の入札において飲料メーカー直系の自動販売機設置業者の応札がなかった要因の一つではないかと考える。

(意見) 今回落札した自動販売機設置事業者のうち1者は飲料メーカー直系の設置事業者であり、もう1者は大手飲料メーカーの100%子会社であるため、他に応札業者がなかった要因ではないと考える。

Q. どのような理由により設置期間を2年間としたのか。

A. 初めて自動販売機を設置する場所であるため、設置期間を最長3年とする貸付料率による入札としたが、次回入札からは設置期間を最長5年とする貸付料総額による入札に切り替えたい。

Q. 事業者が自動販売機を設置するために必要な金額を把握しているのか。

A. 把握していない。

Q. 1台あたり30万円から40万円であり、さらに設置費用として3万円ほどの経費を要する。そのため、設置事業者にとって2年間ではリスクが高いため、設置期間についても検討すべきであるがどうか。

A. 次回入札時には長期間の設置ができるよう検討を行う。また、応札が少なかったことについて、設置期間の設定にも原因であったのではないかと反省する。

Q. 以前から指摘しているが、自動販売機の設置は入札に適していないと考える。採算を度外視した過当競争となっており、現に、大手飲料メーカーが入札に参加しておらず、公正な入札であるといえるのか。また、市民目線からも大手飲料メーカーの飲料が選択できず、市民サービスの向上につながっていないではないのか。

A. 過去の入札結果を鑑みて、今回は貸付料率による入札とし、また、従来から入札参加資格を市内に1年以上事業所がある業者としている。また、今後はなるべく多くの飲料メーカーの自動販売機が設置できるよう工夫したい。

(意見) 今回の入札結果を鑑みて、改善できたといえるのか。以前に実施した自動販売機の入札におけるアンケート調査では、約8割の事業者が入札には反対であるとの回答であり、真摯に受け止めるべきである。

Q. 今回の入札においては、一抜け方式を採用し、改善を図ったが、より多くの業者が参加できるよう、さらなる入札制度の改善を進めるべきである。例えば、以前に行っ

ていたプロポーザル方式による業者選定方法も一つの手法であると考えているかどうか。

A. プロポーザル方式とした場合、合理性かつ客観性のある選定基準の設定が課題となる。以前に四日市ドームでプロポーザル方式で行っていた際の選定基準を一般競争入札参加資格とした場合においても、一定の品質が確保できるため、一般競争入札となった経緯がある。また、多くの自治体が一般競争入札を採用しており本市としても現在の方法が最善であると考えている。

(意見) 他市では入札不調に陥っている事例もあり、同様の入札方法を採っている本市においても起こり得る。その際に影響を受けるのは市民であり、市民サービスの低下を招くことになる。また、現在の入札方法では、全国展開している自動販売機設置業者しか参加できない状態であり、地元の事業者も入札に参加できるようにすべきである。

市庁舎等管理運営費について

Q. 総合管理業務委託料のうち警備保安業務について、1日延べ何名の警備員が従事しているのか。

A. 市庁舎は、8時半から21時までは3名以上、その他の時間は2名以上、総合会館は、8時半から18時までは2名以上、その他の時間は1名以上の配置である。

Q. 仕様書上ではなく、実際の配置人数は把握しているのか。

A. 延べ8名である。

Q. 警備保安業務に要する金額である6179万2000円を延べ8名で割り戻すと、1人あたり1日2万1000円程度である。諸経費等を勘案する必要はあるが、妥当な金額であると考えているか。

A. 施工単価や建築物価の基準に従って算出しており、適正な金額であると考えている。

Q. 他の警備保安業務との金額比較は行っているのか。

A. 比較していない。

(意見) 今後の委託料を検討するためにも比較し、検証を行うべきであり、資料として提出してほしい。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第21目諸費》

別段の質疑、意見はなかった。

《歳出第2款総務費 第2項徴税费》

《歳出第4款衛生費 第4項病院費》

《歳出第8款土木費 第7項下水道費》

《歳出第11款公債費》

《歳出第12款予備費》

《桜財産区》

別段の質疑、意見はなかった。

【財政経営部&会計管理室・経過】

《歳入全般》

自動販売機設置にかかる財産貸付収入について

(討論) 市内業者の育成や身体障害者団体への就労の場づくりという観点から、自動販売機設置による財産貸付により高額な財産収入を得るべきではない。入札制度上の課題もあるが、現状において多額の収入を得ているため、反対する。

(討論) 小規模な事業者の参入が難しい側面はあるが、市民全体の利益を鑑みて、賛成する。ただし、今後の入札のあり方は議論すべきである。

(討論) 入札制度については、今後も議論の必要はあるが、歳入決算額に疑義はないため、賛成する。

【議会事務局・経過】

《歳出第1款議会費》

議員報酬等について

Q. 議員共済負担金について、平成27年度は1億5380万円であったが、平成28年度は9913万7千円となっており、段階的に負担率を下げていくのか。例えば、改選時に引退する議員があった場合は支給の対象者が増え、負担率は増えるのか。

A. 地方議会議員年金制度の廃止に伴い、受給権者は、議員退職後に年金として受けるか、当該任期終了後に一時金で受けるかを選択できるという制度設計となっており、平成27年度の改選の際に、一時金の選択者が多かったため、その原資が必要となり負担率が上昇したが、今後は、受給権者の減少に応じて負担金額の減少が進む見込みである。

Q. 共済給付金を一時金として受け取る場合と、議員退職後に年金として受ける場合では受け取る総額に差異が生じるのか。

A. 支給額の差異がわかる資料を提出したい。

Q. 現職の市議会議員の受け取り状況はどのようなようか。

A. 一時金での受け取りがほとんどであり、議員退職後の年金として受け取る議員はわずかである。

事務局体制について

Q. 議員の政策力向上のためには、議員をサポートする議会事務局職員の調査法制能力の向上もあわせて必要である。特に、地方自治法の改正による監査制度の見直しや、市長の施策である公会計改革に伴い、議会においても、さらなる能力の向上を図る必要がある、そのためにも、専門的知見の活用や、議会事務局職員の政策提案能力を高

めるための具体的な取り組みや予算計上も必要であると考えているかどうか。

A. 職員の政策提案能力向上に向け、各種研修への参加や法制担当部局との意見交換等により能力向上に努めるとともに、特別委員会をはじめとした実務の中でも能力の向上を図っていききたい。また、専門的知見の活用も視野に入れて、さらなる取り組みを進めていききたい。

(意見) 政策論争で対峙できるよう努めてほしい。

Q. 他の自治体と比較して、職員数は充足しているのか。また、議会事務局の提言もあり、政務活動費の支払い方法の見直しが円滑に進んだため、議会事務局から議員に対して提案をしていくということも必要ではないか。

A. 職員数については、他の同規模の自治体においてはそれぞれ力を入れている分野も違うため、一概に比較することは難しいが、他市の状況を踏まえながら不足がないように人員を配置しており、不足する場合には人事当局に要望していく。また、議員へのサポートについてはその範囲も含め、議員とともに考えていききたい。

(意見) 議員としても議会事務局のサポートは必要であるため、議会事務局からも積極的に意見を伝えてほしい。また、人員配置についても、議員も協力するので伝えてほしい。

政務活動費について

Q. 本市は交付方法を後払い方式に変更し、不適切な支出がないよう努めており、他市町に向けて情報発信するとともに、後払い方式ゆえの不適切な支出が起らないよう十分に検証を行いながら、適正な支出に努めてほしいがどうか。

A. 本市は、県内で初めて後払い方式を導入して注目されている。後払い方式により、適正な支出が確実に担保されたわけではないため、今後、議員とともにより適正かつ効果的な運用ができるようにしていきたい。

旅費について

Q. 議会事務局長の会議において、どのような情報を得て、課題を共有したのか。

A. 多くの自治体において、議会報告会への市民参加や効果的な情報発信といった広報広聴体制が課題となっている。今後は、効果的な事例について情報収集し、議会に対しても情報提供を行い、協議していきたい。

【結果】

以上の経過により、議案第7号 平成28年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定における当分科会所管部分につきましては、賛成多数により、原案のとおり認定すべきものと決した次第であります。

また、全体会に申し送るべき事項についても、特段ありませんでした。

これもちまして、総務分科会の審査報告といたします。

総務常任委員長報告（平成29年11月定例月議会）

総務常任委員会に付託されました議案につきまして、当委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

議案第40号 四日市市事務分掌条例の一部改正につきましては、組織機構の見直しに伴い、シティプロモーション部及びスポーツ・国体推進部を新たに設置しようとするものであり、また、議案第41号 四日市市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定につきましては、組織機構の見直しに伴い、スポーツに関する事務を市長が管理し、及び執行するための根拠規定を整備しようとするものであります。

委員からは、シティプロモーション部において、どのような戦略に基づいて交流人口及び定住人口の増加を図っていくのかとの質疑があり、理事者からは、本市の優位性を把握し、一貫したシティプロモーション方針を定めたうえで、発信機能の強化を含めて戦略的に方策を推進していきたいとの答弁がありました。

これを受け委員からは、「都会すぎず、田舎すぎず」を本市の暮らしの特長としてPRしてきたが、本市の目指す方向性を明確に定めたうえで、先駆的な取り組みを進めてほしいとの意見がありました。

また、他の委員からは、スポーツ・国体推進部が目指すスポーツ施策への展望を確認する質疑があり、理事者からは、まずは、国体の成功に向けて注力するが、国体だけでなく、

スポーツに関する事務についても教育委員会から市長部局に移管することとしており、国体終了後のスポーツ施策を見据え、例えば、健康や文化とスポーツとの連携といった施策についても、同時並行して検討していくとの答弁がありました。

これを受け委員からは、議会も、ともに検討していけるよう、早期に方向性を示してほしいとの意見がありました。

また、他の委員からは、今回整備する施設を一過性のものとして終わらせるのではなく、新たな大会を定期的を開催する等、積極的に活用してほしいとの意見がありました。

また、他の委員からは、各定例月議会で行っている議案に対する市民意見募集において、新しく設置する部に期待する声も寄せられているが、現状の体制では不十分であるがゆえに新しい部を設置するのかといった疑問も寄せられており、行政としてどのような考え方を持っているのかとの質疑があり、理事者からは、現状よりもさらなる市民サービスの向上を図るため、庁内での連携をより強化すべく組織を改めるものであるとの答弁がありました。

また、他の委員からは、専門的な部局を設置することで、縦割り行政の傾向が強まるのではないかと危惧するがどうかとの質疑があり、理事者からは、条例の改正により、組織面での連携体制が強化されるが、実務面においても関係部局間での連携が進むよう、十分に留意したいとの答弁がありました。

また、他の委員からは、四日市市みんなのスポーツ応援条

例及び第3次四日市市スポーツ推進基本計画の基本政策である「スポーツを通じた健康長寿社会の創生」の観点から、健康福祉部と連携し、健康寿命の延伸にも寄与できる組織体制となることが望ましいと考えるがどうかとの質疑があり、理事者からは、「スポーツを通じた健康長寿社会の創生」は、本市において重要な観点であると認識しているとの答弁がありました。

また、他の委員からは、本市は市民に向けた情報発信が弱いと考えており、市民への情報の周知も十分ではない状況で、どのようにシティプロモーションを行うのかとの質疑があり、理事者からは、まずは基本となる広報業務やパブリシティを十分に充実させたうえで、シティプロモーション戦略に取り組んでいくとの答弁がありました。

これに対し委員からは、市民に向けた情報発信も戦略的に行ってほしいとの意見がありました。

また、他の委員からは、東京オリンピック・パラリンピックを機にバリアゼロの社会を目指すべきであると考えており、関係部局間での連携を進め、本市は障害者にやさしいまちとして、また、全国に誇れるテニスコートが整備されることから、テニスの聖地として打ち出してはどうかとの質疑があり、理事者からは、より関係部局間での連携を円滑に進め、障害者に向けた視点も取り入れるとともに、テニスの聖地として発信することで、市民に対しても本市への誇りや郷土愛の醸成にもつながると考え、十分意識して取り組んでいきたいとの答弁がありました。

これを受け委員からは、他都市に向けたPRや大会誘致も積極的に進めてほしいとの意見がありました。

また、他の委員からは、新しい部に設置する課及び人員体制を確認する質疑があり、理事者からは、シティプロモーション部には、広報マーケティング課及び観光交流課、スポーツ・国体推進部には、スポーツ課及び国体推進課を設置し、両部局ともに、増員する予定であるが、今後の採用や退職状況を鑑み、決定するとの答弁がありました。

これを受け委員からは、業務内容や関係部局との連携等を考慮した十分な人員を配置してほしいとの意見がありました。

議案第42号 四日市市本町プラザ駐車施設条例の廃止につきましては、利用台数の減少、施設の老朽化等に伴い、本町プラザ駐車施設を廃止しようとするものであります。

委員からは、駐車施設の廃止とあわせて、宝くじ売り場の購入客の路上駐車への対応も課題となっていたが、対応状況はどうかとの質疑があり、理事者からは、宝くじ売り場の事業者に対し、新丁ひろば駐車場の利用を促すよう呼びかけたとの答弁がありました。

これに対し委員からは、事業者への呼びかけとあわせて、路面上への標識といった手法も検討してほしいとの意見がありました。

また、委員からは、駐車施設の跡地に計画している思いやり駐車場の駐車可能台数を確認する質疑があり、理事者から

は、乗降のためのスペースを鑑み、2台を予定しているとの答弁がありました。

これに対し委員からは、思いやり駐車場の2台に加え、例えば、緊急時に数台駐車できるスペースは確保できないのかとの質疑があり、理事者からは、可能な限り多くの台数を駐車できるよう、多方面から検討したが、現行のスペースでは2台が限界であるとの答弁がありました。

また、他の委員からは、思いやり駐車場の利用料金を確認する質疑があり、理事者からは、無料であるとの答弁がありました。

議案第48号 あらたに生じた土地の確認につきましては、楠町地先の公有水面埋立ての竣功に伴い、あらたに生じた土地を市域として確認しようとするものであります。

委員からは、今後埋め立てを予定している一団の公有水面のうち今回、一部の土地のみを先に確認する理由を問う質疑があり、理事者からは、現在、埋め立て中の三重県の南部浄化センター用地のうち、本市の吉崎ポンプ場の放流渠建設に必要な箇所竣功認可がなされたことに伴い、確認するものであるとの答弁がありました。

議案第54号 四日市市総合会館集会施設の指定管理者の指定につきましては、総合会館集会施設の指定管理者を指定しようとするものであります。

委員からは、前回の提案価格と今回の提案価格との差額の

要因を確認する質疑があり、理事者からは、労務単価の上昇及び消費税率の改定を見込んだ金額であるとの答弁がありました。

これに対し委員からは、提案価格のうち人件費に相当する金額を確認する質疑があり、理事者からは、提案価格約2,800万円のうち、約2,400万円が人件費であるとの答弁がありました。

また、委員からは、指定管理者の募集にあたり、複数の団体から応募があったことはあるのかとの質疑があり、理事者からは、公募を開始した当初から応募団体は1団体のみであるとの答弁がありました。

これに対し委員からは、指定管理と外部委託それぞれのメリットやデメリットを鑑みたうえで、今後も指定管理を継続していくのかとの質疑があり、理事者からは、モニタリングレポート等を検証し、指定管理者のノウハウを生かし、創意工夫をこらした運営を行い、利用件数も前年度を上回っていることも確認しているが、今後の運営のあり方については改めて検証したいとの答弁がありました。

これに対し委員からは、当該指定管理業務は、自主事業を伴わない貸館管理業務であること、また、これまでに応募団体が1団体しかないこと、さらに、提案価格の妥当性などを総合的に考え、今後も指定管理を継続する必要性があるのか疑問に感じるが、どうかとの質疑があり、理事者からは、指定管理者導入の判断は市の直営で運営するよりも経費の削減効果が図られ、かつ、指定管理者の工夫により市民サービ

スが向上されるかどうかを基準としており、当該指定管理業務については、貸館管理業務ではあるが、経費削減とあわせて、市民サービスの向上に向けた取り組みが評価されていると理解している。しかしながら、応募者が1団体のみしかないため、当該施設を管理する魅力を打ち出せるよう、検討していくとの答弁がありました。

議案第62号 四日市市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、議案第63号 四日市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、議案第64号 四日市市職員給与条例の一部改正について、議案第65号 四日市市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正については、いずれも本年度の人事院勧告に準拠し、関係する規定を整備しようとするものであります。

委員からは、一般職員の勤勉手当と任期付一般職員の期末手当の支給月数に差が生じる理由を確認する質疑があり、理事者からは、人事院勧告に準拠して改定しているためであるとの答弁がありました。

これを受け委員からは、今回の改正は、平成30年6月以降の期末手当及び勤勉手当より適用されるのかとの質疑があり、理事者からは、平成29年の給与に関する人事院勧告であるため、本年12月に支給した勤勉手当及び期末手当から適用となるとの答弁がありました。

また、他の委員からは、今回の給与等の改定に伴う職員団

体との交渉経緯を確認する質疑があり、理事者からは、職員団体が職員から人事院勧告に対する意見を集約したうえ、人事課と事務レベルでの予備交渉を数回行い、正式な交渉を経て妥結に至ったとの答弁がありました。

以上の経過により、当委員会に付託されました9議案につきましては、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

これをもちまして、総務常任委員会の審査報告といたします。

予算常任委員会総務分科会長報告(平成29年11月定例月議会)

総務分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第33号 平成29年度四日市市一般会計補正予算(第6号)について

【政策推進部・経過】

○第1条 歳入歳出予算の補正

◀歳出第8款土木費 第5項港湾費▶

四日市港管理組合負担金

Q. 外国客船の受け入れ対応に要する経費を計上しているが、平成30年1月2日に入港する外国客船「コスタネオロマンチカ」への受け入れに間に合うのか。

A. 船会社の寄港発表時期の関係で当初予算での計上ができなかったことから、今回、補正予算として計上し、対応を行うものである。

Q. 今後入港が予定されている外国客船の外国人乗船客の国籍は把握しているのか。

A. 平成30年1月2日に入港する外国客船においては、乗船客約1300名のうち約1割が外国人であり、欧米の乗船客が多いと聞いている。

Q. 外国客船が入港した際、本市のPRを行う予定はあるのか。

A. 本市、三重県、四日市港管理組合、四日市商工会議所、四日市観光協会、四日市港振興会等で構成する四日市港客船誘致協議会で受け入れ対応を行うこととし、平成30年1月2日の外国客船の入港に際しては、四日市観光協会を中心に、近隣地域を含めた観光案内、物販等も計画している。

(意見)本市をPRするよい機会であり、関係団体と連携を図りながらシティプロモーションに取り組んでほしい。

Q. 外国客船の入港料はどのくらいか。

A. 平成30年1月2日に入港する外国客船は14万9222円である。なお、岸壁使用料は減免になると聞いている。

Q. 外国客船の総トン数によって入港料が決まるのか。

A. そのとおりである。なお、来年度入港する外国客船「ダイヤモンドプリンセス」は28万9687円である。

Q. 入港料は歳入として計上されるのか。

A. 四日市港管理組合の使用料として計上される。

○第3条 債務負担行為の補正

広報紙デザイン制作業務委託

Q. 専門業者への委託は何年前から行っているのか。

A. 6、7年前から行っている。

- Q. 呉市では、広報紙をデジタルブック化し、外国語への翻訳機能や音声読み上げ機能を付加しているが、本市ではデジタルブック化を行う予定はあるのか。
- A. 現在、デジタルブック化を行う予定はないが、今後はこれまでの紙媒体だけではなく、新たなニーズも捉えながら研究していきたい。
- (意見) デジタルブックは、障害者への支援や多文化共生の視点からも効果が期待でき、さらに経費削減の可能性もあるため検討してほしい。

外国語（ポルトガル語）版広報作成業務委託

- Q. 現在、外国人に向けた広報紙はポルトガル語版のみであるが、なぜ英語版は作成しないのか。
- A. 特に四郷地区に多数在住する外国人市民に市政情報を提供すべく作成しており、現在、英語版のニーズがないため、ポルトガル語版のみとしている。
- Q. 本市に在住する外国人市民のうち、ポルトガル語を公用語とする外国人市民の人数等、言語別の外国人市民の人数を把握しているのか。
- A. 詳細までは把握していない。
- Q. 本市には南米系以外の外国人市民も多数在住しており、行政手続きの際に円滑に意思疎通ができず、手続きができないケースも多いと聞くため、適切な配慮を行うべきであり、例えば、英語版の広報紙の作成を検討してはどうか。
- A. 広報紙だけでなく、市のあらゆる手続きにおいて必要な視点であると考え、担当部局と議論したい。
- Q. 広報紙だけでなく、本市への来訪者にまちの情報を提供するための標識や案内板の設置数が他都市に比べて少ない。特に中心市街地には、早急に案内板を増設すべきと考えるがどうか。
- A. 都市整備部にて案内板等の公共サインの整備計画を策定し、順次整備を進めているが、今後、シティプロモーションに関する新たな部が設置され、おもてなしの観点から、案内板の設置も議論の対象となると考えており、増設について検討していくべきと考える。
- (意見) 路面に目的地までの案内や距離等を表記するなど工夫している自治体もあり、本市も調査研究すべきである。また、外国人市民の詳細な人数等については、市民文化部が把握しており、縦割り行政ではなく、政策推進部も把握しておくべきである。

【総務部・経過】

○第3条 債務負担行為の補正

文書集配業務、文書集配室、印刷室管理業務委託

- Q. 文書集配を行う出先機関とはどのような施設か。
- A. 主に地区市民センターをはじめとする外部の施設である。
- Q. 文書集配は公用車を使用しているのか。

- A. 委託先業者の車両で文書集配を行っている。
- Q. 職員は文書集配を行っていないのか。
- A. 委託先業者が行っており、職員は行っていない。
- Q. 文書集配業務の委託先業者が印刷室の維持管理や機器の日常管理等も行うのか。
- A. そのとおりである。
- Q. 文書の発送業務はどのように行っているのか。各課で発送内容等を事前に確認したうえで、業者が発送を行っているのか。
- A. 各課が郵便物等を文書集配室に持ち込み、業者がそれぞれの集配先へ発送している。

平成 30 年度職員定期健康診断等業務委託

- Q. 産業医は定期健康診断の委託先の業者から選任するのか。
- A. 産業医の主な業務として定期健康診断の結果確認を行うため、定期健康診断を委託した業者から産業医を選任する予定である。
- Q. 従前より、同一の委託業者から選任しているのか。
- A. そのとおりである。

【消防本部・経過】

○第 3 条 債務負担行為の補正

別段の質疑、意見はなかった。

【財政経営部・経過】

○第 1 条 歳入歳出予算の補正

《歳出第 2 款総務費 第 1 項総務管理費 第 21 目諸費》

《歳入全般》

別段の質疑、意見はなかった。

○第 3 条 債務負担行為の補正

事務用機器等運用経費

- Q. 今定例月議会で事務用機器等運用経費を増額する理由を確認したい。
- A. 平成 30 年 4 月 1 日より使用する事務用機器等の契約準備行為を今年度中に行うべく、債務負担行為を補正しようとするものであり、契約行為になるべく近い時期に見積もりを行い、より正確に精査した予算を計上できるよう、今定例月議会に上程している。
- Q. 清掃用モップやインドアモップ等も同様の理由か。
- A. そのとおりである。
- Q. 恒常的に必要な事務用機器等も見受けられるため、当初予算上程時に予算の必要性を予見できたのではないか。

- A. 今年度中に予算執行を伴わない債務負担行為であり、なるべく契約行為に近い時期に予算額を積算し、物価変動の状況等も鑑みて予算を計上できるよう、今回上程したものである。
- Q. 車両については、一元管理車両としてリースを行うのか。
- A. 5台のうち、1台は管財課の一元管理車両である。
- Q. 他の4台はどのように管理するのか。
- A. すべてリースであり、道路パトロール車として都市整備部が1台を管理し、あけぼの学園の車両としてあけぼの学園が3台を管理する。
- Q. 一元管理しなければ、リースを行うメリットがないのではないか。
- A. 購入した場合は、定期点検や保険の手続きなどの事務が発生するが、リースであれば、車両管理に関する事務が発生しないため、一元管理以外の車両についても、リースを行っている。
- Q. 一元管理でないため、スケールメリットが得られず、購入する場合よりもリースのほうが高額になるのではないか。
- A. メンテナンス付きのリースであり、職員の事務負担の軽減を図ることも目的としている。
- Q. リースであっても車両に関する事務が皆無になるわけではない。また、単独でリースする場合は、購入した場合との価格差が大きく、リースを選択するメリットが少ないのではないか。
- A. 今回、管財課で保有しようとする車両については、リースと購入の場合との経費を比較しており、購入の場合に必要なメンテナンスにかかる人件費を鑑みると、リースのほうが安価になると見積もった。
- Q. 公用車にはリース車両と購入車両が混在しているが、どのような判断により車両の調達方法を決定しているのか。
- A. 車両を調達する場合、リースの場合と購入した場合との比較を行い、メリットを見極めて決定している。今回も両者の比較を行ったうえで、リースのほうが有利であるという判断に至った。
- Q. 他の4台の車両も金額比較を行い、リースを選択したということか。
- A. そのとおりである。
- Q. 今回補正を行う事務用機器等はすべてリースであるのか。
- A. すべてリースである。
- Q. リース物件を買い取るケースもあるのか。
- A. リース期間満了後も利用できる場合は、再リースに切り替える場合もあるが、基本的には新たなリース契約を行っている。
- Q. 地区市民センター清掃用モップの数量について、資料では23カ所と記載されているが、1地区市民センターあたり1本として積算しているのか。
- A. 1地区市民センターあたり4本程度のリースであるため、95本分の予算を計上している。

(意見) 資料では読み取れないため、リース期間等も含め、明瞭に理解できるような資料にしてほしい。

○第4条 地方債の補正

別段の質疑、意見はなかった。

【議会事務局・経過】

○第3条 債務負担行為の補正

よっかいち市議会だより印刷業務委託

(意見) 広報よっかいちは、紙面の見せ方を工夫するため、専門業者に紙面デザインの制作を委託しているが、市議会だよりも同様に、デザインに関する委託を検討してはどうかと考える。

Q. 過度にイラストを用いた紙面デザインではなく、親しみやすく、手に取ってみたいと思ってもらえるよう、例えば表紙のデザインだけでも委託を検討してはどうか。

A. 広報広聴委員会において、他市の議会だよりの現状等も確認しており、今後の広報広聴委員会での議論も十分も踏まえながら、必要な予算措置についても考えていきたい。

Q. 会議録の作成についての根拠法は何か。

A. 地方自治法第123条の規定に基づき作成している。なお、平成18年の地方自治法の改正に伴い、紙媒体だけではなく、電磁的記録により会議録を作成することも可能となったが、原本性の課題もあり、普及には至っていない。今後、時間をかけて研究し、議員の皆さんの意見も聴きながら検討していきたい。

(意見) 電磁的記録は保存方法や検索性の面で有用であるため、議論を進めてほしい。

Q. 閲覧用の会議録の配布先はどこか。

A. 地区市民センター、図書館等への配架、議員及び理事者等に配布している。

Q. 国立国会図書館にも配布しているのか。

A. 配布先には国立国会図書館も含まれる。

議案第58号 平成29年度四日市市一般会計補正予算(第7号)

○第1条 歳入歳出予算の補正

《歳出第1款 議会費 ～ 第10款教育費》

議案第59号 平成29年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)

議案第 60 号 平成 29 年度四日市市介護保険特別会計補正予算(第 2 号)

議案第 61 号 平成 29 年度四日市市後期高齢者医療特別会計補正予算

(第 1 号) について

【総務部・経過】

人件費全般

Q. 当該補正予算は、人事院勧告に準じて人件費等を補正するものであり、この後に給与等の改定に係る条例改正議案の審査もあるが、条例改正案が審査されていないうちに当該補正予算を先に審査することに法的な問題はないのか。

A. 法的に問題ないを考える。

Q. 人件費に関する条例以外の場合も同様か。

A. 必要な予算上の措置のない条例は、速やかに予算措置を講ずるよう努めることになる。

議案第 58 号 平成 29 年度四日市市一般会計補正予算(第 7 号)

【財政経営部・経過】

○第 1 条 歳入歳出予算の補正

《歳入全般》

別段の質疑、意見はなかった。

○第 2 条 地方債の補正

別段の質疑、意見はなかった。

【結果】

以上の経過により、議案第 33 号 平成 29 年度四日市市一般会計補正予算(第 6 号)のうち当分科会所管部分、議案第 58 号 平成 29 年度四日市市一般会計補正予算(第 7 号)、議案第 59 号 平成 29 年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算(第 4 号)、議案第 60 号 平成 29 年度四日市市介護保険特別会計補正予算(第 2 号)、議案第 61 号 平成 29 年度四日市市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)につきましては、別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

これをもちまして、総務分科会の審査報告といたします。

総務常任委員長報告（平成30年2月定例会月議会）

総務常任委員会に付託されました議案につきまして、当委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

議案第82号 四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、学校薬剤師の報酬額について、兼務手当を廃止し、担当校数に応じた金額とする等の見直しを行おうとするものであります。

委員からは、小中学校と幼稚園との薬剤師報酬額の差額の根拠を問う質疑があり、理事者からは、小中学校の児童生徒数と幼稚園の園児数との人数の差、また、例えば小中学校におけるプールの水質検査等、両者の職務量の差を反映した金額であるとの答弁がありました。

これを受け委員からは、薬剤師会との協議において、報酬額に対する異議や課題はあったのかとの質疑があり、理事者からは、薬剤師会との協議は教育委員会が行っているとの答弁がありました。

これに対し委員からは、学校薬剤師としての役割をこれまで以上に果たすよう、総務部から教育委員会へ申し伝えるとともに、条例改正後も引き続き検証を行い、課題が生じた場合には随時協議してほしいとの意見がありました。

議案第83号 四日市市職員退職手当支給条例等の一部改正について、議案第84号 四日市市職員定数条例の一部改正

について、議案第85号 四日市市職員の育児休業等に関する条例の一部改正につきましては、別段質疑及び意見はありませんでした。

議案第86号 四日市市特別会計条例の一部改正につきましては、収入の増加に伴う歳出予算不足に対応するため、弾力条項を適用することができる特別会計を追加しようとするものであります。

委員からは、通年議会において弾力条項を設ける必要性があるのか。また、弾力条項を適用した場合には、地方自治法上、次の会議で議会に報告する義務があるが、通年議会においては次の定例月議会となるのかとの質疑があり、理事者からは、時間的な理由によりやむを得ない事情が生じた場合にのみ例外的に適用できるようにするものであり、通年議会である以上、弾力条項は安易に適用すべきではないと認識している。また、議会への報告時期については、定例月議会に限らず、直近に開催される議会において報告することになるとの答弁がありました。

議案第104号 四日市市議会議員及び四日市市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部改正につきましては、公職選挙法の改正に伴い、関係する規定を整備しようとするものであります。

委員からは、作成した選挙ビラを頒布するためには、選挙管理委員会が発行する証紙を貼付する必要があるが、貼付に係る事務については、候補者が選挙運動のために雇い入れる

事務員が行う事務の範囲に含まれるのかとの質疑があり、理事者からは、選挙運動に関する事務の範囲内であるとの答弁がありました。

また、委員からは、選挙ビラの作成に係る有償契約を行う相手方は法人だけでなく、個人も可能であるのかとの質疑があり、理事者からは、個人との契約も可能であるとの答弁がありました。

また、他の委員からは、選挙ビラ1枚あたりの作成単価の限度額の算定根拠を確認する質疑があり、理事者からは、政令に定められた国政選挙における選挙ビラの作成単価に準じた金額であり、平成28年の参議院議員選挙前に、国において人件費、物価等の変動を考慮して見直された額であるとの答弁がありました。

また、委員からは、作成単価には新聞折り込み等、頒布に係る経費も含まれるのかとの質疑があり、理事者からは、頒布に係る経費は含まれないとの答弁がありました。

さらに委員からは、作成単価には印刷費だけでなくデザイン料も含まれるのか。また、作成に要した費用が公費負担の限度額を超える場合、超過した費用は、候補者の自費負担となるのかとの質疑があり、理事者からはデザイン料を含めた作成単価である。また、公費負担の限度額を超える額は候補者の自費負担となるとの答弁がありました。

また、他の委員からは、作成できる選挙ビラのサイズについて確認する質疑があり、理事者からは、A4判以内の寸法であれば、候補者の裁量でサイズを決定することができる

の答弁がありました。

また、委員からは、選挙管理委員会事務局における選挙ビラの審査方法について確認する質疑があり、理事者からは、内容の審査は行わず、寸法などの形式的な審査のみを行うとの答弁がありました。

また、他の委員からは、他の自治体では、実際の作成枚数とは異なる枚数にて報告を行い、不正に公費を請求する事案も発覚しているが、本市においては、どのように不正な請求を防止するののかとの質疑があり、理事者からは、交付する証紙の枚数を候補者一人につき4000枚とすることで、所定の枚数を超えて頒布できないようにしているが、実際の作成枚数や頒布枚数の確認までは困難であるとの答弁がありました。

これに対し委員からは、近年、候補者と事業者の双方の故意による実体のない契約といった不正も顕在化しており、不正な請求の検知方法や防止策について研究してほしいとの意見がありました。

議案第106号 四日市市消防関係手数料条例の一部改正について、議案第121号 四日市市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、議案第122号 四日市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正につきましては、別段質疑及び意見はありませんでした。

以上の経過により、当委員会に付託されました9議案につきましては、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、付託されました議案以外の委員会の所管事務についてではありますが、平成 29 年度第 1 回及び第 2 回四日市市人権施策推進懇話会並びに平成 29 年度第 1 回四日市市同和行政推進審議会について、調査を実施いたしましたことを申し添えます。

これをもちまして、総務常任委員会の審査報告といたします。

予算常任委員会総務分科会長報告(平成30年2月定例月議会)

総務分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第69号 平成30年度四日市市一般会計予算

【政策推進部・経過】

第1条 歳入歳出予算

◀歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第1目一般管理費▶

首都圏におけるシティプロモーション推進事業費

Q. 首都圏だけでなく、関西方面や近隣都市へのシティプロモーションも必要であると考えerかどうか。また、2月に和歌山県で全国梅サミット協議会が開催され、13市町が参加し、梅を共通の資源とする市町同士で情報交換や人的交流を行っており、本市においても産業つながりで他都市と連携したシティプロモーションを図ってはどうか。

A. 首都圏のみを対象としたシティプロモーションではなく、東京は人口が集中し、情報の発信力も大きいことから、東京事務所という地の利を生かし、シティプロモーションを行っている。さらに、商工農水部において、名古屋や関西でイベントを開催しており、3月にも大阪でイベントの開催を予定しており、今後も継続していきたいと考える。また、本市との産業つながりで他都市と連携することは、本市の強みを生かした知名度、都市イメージの向上が大いに期待できるため、シティプロモーションの重要な観点であると考えer。

(意見) シティプロモーションを行う都市を絞り込み、計画的に実施してほしい。また、お茶、そうめん、土鍋といった本市と同様の産業や特産品を持つ都市の連携も効果的であると考えerため、例えば全国梅サミット協議会への参加についても検討してほしい。

Q. 平成29年度と比較し、予算を減額した理由を確認したい。また、東京事務所の職員数を増やす予定はあるのか。

A. 平成21年度から29年度まで実施していた地域活性化アドバイザー事業については、一定の成果が得られたため、平成30年度は事業の見直しを行い予算計上しなかったためである。なお、平成30年度に東京事務所の職員数を増員する予定はない。

Q. 首都圏におけるイベント時において、こにゅうどうくんの出演による職員の負担はないのか。

A. 大きな負担となるものではない。

Q. イベントの実施回数は増加しているのか。

A. 平成21年度に初めて実施して以降増加傾向にあり、平成28年度は8回、平成29年度は9回であった。

Q. 平成28年度の主要施策実績報告書において首都圏での魅力発信事業は、平成27年

- 度は16件であったが、平成29年度は9件ということか。
- A. 東京事務所主催のイベント実施件数については9件であり、他部局等に協力する事業などは除いた件数である。
- Q. 毎年イベントを実施することが業務の目的になっているのではないかと危惧する。例えば、販路開拓イベントであるハッピーロード大山商店街でのイベントは毎年開催しているが、新規の販路開拓など実績はあったのか。
- A. 全国の特産品を常時販売するハッピーロード大山商店街の「とれたて村」への出品を目的として毎年イベントを開催しているが、未だ出品できていないため、引き続き年1回のイベントを活用しながら、認知度を高め、販路拡大のきっかけにしていきたい。
- Q. 例えば、本市の地場産品を発信力の高い人に使ってもらったり、映画やドラマへの協賛等、様々な手法で本市の魅力を発信すべきであり、毎年同じ事業の繰り返しでは東京事務所によるシティプロモーション事業としては弱いのではないか。東京事務所という地の利を生かし、情報収集やマーケット分析を行い、他都市でのシティプロモーションへの展開についても研究していくことが東京事務所の役割であり、一步踏み出すべき時期であると考えらるがどうか。
- A. 東京事務所の役割はシティプロモーションだけではないが、東京事務所を持たない市町に比べてアドバンテージもあるため、知恵と足を使って、新たなネットワークづくりや発信方法について検討したい。
- (意見) 首都圏の消費者行動や消費性向をいち早く捉え、先を見据えた動向を本庁へ伝えることが東京事務所の重要な役目であり、今後努力してほしい。
- Q. 品川駅はリニア中央新幹線の発着駅として、再開発や企業の移転等により、特に注目されており、イベント開催場所として選定してはどうか。
- A. 企業のオフィスの移転も進んでおり、検討に値すべき場所であると考えている。オフィスワーカーを中心とした新規顧客層の開拓のためにも、会場使用料等も考慮しながら、今後も会場選定を行っていきたい。
- (意見) 多くの場所で幅広くイベントを実施してほしい。
- Q. 東京の近隣都市でイベントを行った実績はあるのか。
- A. 観光・シティプロモーション課による千葉県でのイベントや埼玉県でのゆるキャライベント等には東京事務所も参画している。
- (意見) 山梨県は、三重県からの旅行者が非常に多く、山梨県と三重県を結ぶバスの本数も多いため、山梨県から三重県に観光客を呼び込むため、本市の工場夜景等をPRしたシティプロモーションを行ってはどうかと考える。
- Q. 東京オリンピック・パラリンピック開催を見据えたシティプロモーションの取り組みは計画しているのか。
- A. 今後、関係部局と連携して取り組んでいきたい。
- (意見) 国内だけでなく、全世界から多くの人が集まるため、本市をPRするよい契機であり、積極的に検討してほしい。
- Q. 平成30年度から、シティプロモーションに関する事業を全てシティプロモーション

部が行うのか。

A. 首都圏におけるシティプロモーションは引き続き東京事務所が行う。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第4目文書広報費》

別段の質疑および意見はなかった。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第8目企画費》

総合計画推進事業費

Q. 総合計画策定支援業務委託費の内容を確認したい。

A. 策定委員会及び庁内での政策検討会議開催にあたってのデータ収集や整理に要する費用のほか討論会やシンポジウムにかかる開催経費である。

Q. 計画策定にあたっては、市民や事業者など関係者の意見を幅広く聴取しながら進めていくとのことであるが、タウンミーティングでの市民意見をどのように反映するのか。また、反映した結果をどのように市民に対し報告するのか。

A. タウンミーティングでは、地区特有の課題や意見もあるが、多くの地区で共通する意見もあるため、意見整理を行い、市の施策として反映すべき意見であれば、総合計画への反映について検討していくことになる。なお、タウンミーティングでいただいた意見にはその場で回答しているが、その後の状況については、次年度のタウンミーティング開催時に報告していきたい。

Q. タウンミーティングの場での意見だけでなく、参加できない市民等、少数意見についてはどのように施策に反映していくのか。

A. 少数意見についても十分に把握し検討すべきであると考えており、懇談会の実施や、パブリックコメントを素案の段階、最終案の段階で実施する等、きめ細かく対応し、検討していきたい。

中核市移行推進事業費

Q. 中核市移行に向けて平成30年度はどのような業務を行うのか。

A. 中核市に移譲される事務等は随時見直しが行われており、最新の情報に再整理すべく、県との協議を実施していきたい。あわせて、産業廃棄物不適正処理事案について、環境部とともに進捗状況について確認を行う。

Q. 最新の情報を収集することも必要ではあるが、産業廃棄物の不適正処理事案が大きな懸案となっていることを鑑み、産業廃棄物の不適正な投棄をさせない社会の構築を目指すべきであり、まずはその点について県と協議すべきではないのか。

A. 中核市移行にあたり、県から移譲される最大の権限は産業廃棄物処理に関する事務であるとする。今後、市がその権限を引き継ぐことで、よりきめ細かに監視し、市民からの通報があった場合にも即座に対応可能となる。重要かつ最大の権限であるとの認識のもと引き継がなければならないと考える。

Q. 不法投棄を許さないまち四日市を目指し、対策工事についても、県に対して強い姿勢で臨む必要があると考えるがどうか。

A. 強く意見を伝えながら十分に協議していきたい。

(意見) 児童相談所設置に関する権限移譲は想定していないと見受けられるが、「子育てするなら四日市」を掲げるのであれば、人員配置、財政的負担等、課題はあるが、権限移譲に向けた議論を行い、本市に設置できるよう検討してほしい。

土地開発公社清算事業費

Q. 土地開発公社の清算に伴い、平成 30 年度はどのような事務手続きを進めるのか。

A. 平成 30 年度末で土地開発公社の経営健全化計画が終了することに伴い、健全化条例に基づき、市と公社の債権債務を清算することとなるため、会計処理方法や他都市の事例等について調査を行う。

Q. 公社解散後、公社から引き受ける土地を管理するための部署を設置するのか。

A. 健全化条例上は公社解散について規定されていないが、本市としては、債権債務の清算後に、公社を解散すべきと考えており、今後、関連議案を上程していきたい。清算後、公社を解散した場合には、現在、公社が保有している土地を市が所有することになるため、本来の土地の用途に応じた部局が管理していくことになると想定している。全体の土地の統括については土地に関する業務を中心に所管する部局が担うことになると考える。

Q. 現在も公社から買い戻した土地の管理について、地元との調整がうまくいっていない土地もあると聞いており、適切な管理をお願いしたい。また、問題が発生した場合の窓口の設置も検討してほしいと考えるがどうか。

A. 現状においても各部局で土地を保有しており、地元との調整が必要な土地もあるため、十分に情報共有し、適切な管理に努める。

Q. 公社解散後、土地開発公社経営健全化基金はどのように活用するのか。また、新保々工業用地に計画している主幹線道路及び進入路の工事予定について確認したい。

A. 土地開発公社経営健全化基金は、基金条例上、公社の健全化に要する経費の財源に充てる場合に限り、取り崩すことができるものとなっており、新保々工業用地の造成費に充てることとしている。そのため、新保々工業用地の主幹線道路及び進入路整備の財源に充当していきたいと考えている。なお、道路整備については、市が土地を引き受けた後、平成 31 年度以降に測量、設計を行う予定で考えているが、工事にあたっては、猛禽類の繁殖期を避けて工事することとなるため、通常の工期よりも長くなると見込んでいる。

Q. 公社を解散する根拠を確認したい。また、公社において、保々ふれあい会館に年間 200 万円程度の補助金を支出しているが解散によりどのような影響があるのか。

A. 健全化条例には解散の規定がなく、法的な根拠があるわけではない。清算にあたり、約 122 億円もの債権放棄を行うこととなり、公社の存続について市民理解を得られないこと、また、他都市における公社の解散状況も鑑み、本市としても解散すべきであるとの判断に基づき、解散しようとするものである。また、保々ふれあい会館への補助金については、公社が解散すれば補助金を支出する理由がなくなるため、タウンミーティングの場で地域に対して説明しており、今後の維持管理について、市としての

支援方法について協議をしていく。

Q. 補助金に替わる支援の可能性もあるということか。

A. 様々な支援方法が考えられる。

Q. 清算時の不足分を充当するために土地開発公社経営健全化基金を活用するのか。

A. 債権債務の清算に対し、土地開発公社経営健全化基金は活用しない。

Q. 工業用地への道路整備だけでなく、企業の業種等を絞り込んだうえで造成を行い、企業へのメリットを打ち出して売却すべきであると考えているが、そういった計画や構想はないのか。

A. 当初計画は、加工組み立て産業を想定した造成を検討していたが、現在、加工組み立て産業は海外を拠点にすることが多いため誘致が難しい。また造成費用として40数億円程度の費用を要することになる一方で、現状のままでは企業誘致が困難であるため、まずはアクセス道路を整備したうえで、企業が誘致を決めてから造成するという注文造成や企業側で造成してもらえるように、市全体として、円滑に造成工事や開発ができるよう全面的に支援、協力していきたい。

(意見) 市長のトップセールスの一環として、また、東京事務所も活用して積極的に企業誘致してほしい。そのためにも、十分な計画を立てて、戦略を練って進めてほしい。

Q. 新保々工業用地へのアクセス道路及びインターチェンジまでの所要時間を確認したい。

A. 直近のアクセス道路である市道大沢中野線を経由して、東海環状自動車道の東員インターチェンジや今後開通が予定されている新名神高速道路の菰野インターチェンジからアクセスが可能であり、両インターチェンジまではそれぞれ約6kmであるため、15分程度である。

Q. 他市町の工業団地と比較して本市を選んでもらうには、メリットを打ち出してPRすることが重要であるが、道路整備だけでは弱いと感じるため、他にも工夫が必要ではないのか。

A. 新保々工業用地へのアクセス性を高めるため、インターチェンジまでの道路整備等について今後の課題であると考えている。

Q. 課題の解決後に当該土地への道路整備を行うべきではないのか。売却の見通しが不明瞭な土地にさらに費用をかけることに対し疑問を感じるがどうか。

A. 地域からは、道路整備に関する強い要望があり、当該道路は生活道路としても利用可能なことから、先行して道路整備を行う。

(意見) この道路整備によって、一部の利用者だけの利便性が向上することにならないよう、再度精査を行い、見直すべきであると考えている。また、企業誘致も重要であるが、地域住民の安心安全を第一に考えてほしい。

Q. 今後、清算手続きを着実に進めていくべきであるが、あわせて市民に対する説明責任を果たすべきである。さらに、市が所有することになる土地についても有効活用や適正管理等、責任を持って検討していくべきであると考えているがどうか。

A. 公社の清算については、市民に対して説明するのが複雑で難しい案件であるため、

工夫しながら説明責任を果たしていきたい。また、引き受けた後の土地を統括する部局についても庁内で調整していきたい。

(意見) わかりやすい説明で十分な理解を求めめるためにも、あらゆる方法で説明責任を果たしてほしい。

企画費全般

Q. 政策推進部とシティプロモーション部の関係性について確認したい。また、政策推進部として平成30年度に最重点として捉えている事業について確認したい。

A. 今後、シティプロモーションに関する主導的役割をシティプロモーション部が担うことになるが、新たな政策を策定するにあたっては、市民の声を十分に聴き取ることが重要であり、シティプロモーション部と連携し、来年度以降もタウンミーティング等で市民の声を聴いていく。また、政策推進部の最重点事業としては次期総合計画の策定の着手であるが、あわせて中核市移行、土地開発公社の清算等、着実に事業を推進していきたい。

(意見) 政策推進部、シティプロモーション部ともに部局横断的な役割を果たす本市の自治体経営において重要な部局であるため、十分連携し、施策を推進してほしい。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第11目国際化推進費》

別段の質疑および意見はなかった。

《歳出第8款土木費 第5項港湾費》

四日市港管理組合負担金

Q. 負担金割合は平成7年度から平成17年度までは、5対5であったが、スーパー中樞港湾にかかる投資を見越し、市の財政状況を踏まえて、平成18年度から5対4とした経緯がある。現在は投資が落ち着いてきて、県市負担金額は平成17年当時の水準程度に戻っており、その後の国際コンテナ戦略港湾には選定されなかったことや外国客船誘致の観点からも、本市が主導して港を管理すべき契機であると考えているがどうか。

A. スーパー中樞港湾に指定されたことにより、コンテナターミナルの岸壁の整備や、霞4号幹線整備といったより一層の財政負担が求められること、また、名古屋港と一体とした伊勢湾港としての想定ビジョンがあり、四日市港の広域性が増すこと、さらに、防災面でも四日市港が三重県全体に対する防災拠点となることを踏まえ、主導性を発揮すべき県の負担割合を高めるべきとの議論を経て5対4となった。しかし、大規模事業が完了するとともに、起債にかかる償還額もピーク時から徐々に下がっており、5対5の負担割合であった平成16年度、17年度の負担金の水準に戻りつつあるものの、5対5に戻す議論は行っておらず、今後の課題であると考えている。なお、外国客船誘致については、県、四日市港管理組合、市、商工会議所が中心となって誘致活動を行っており、協力体制のもと円滑に行っている。

Q. 負担割合を検討していくにはよい時期であると考えている。特に、四日市港の役割については周辺市町も期待しており、本市への主導権を期待する声が寄せられていること

も加味しながら進めるべきであると考えているがどうか。

A. 四日市港については、他市町にも影響を与えるものと考えている。また、今後は負担割合についても検討していく必要があると考えている。

Q. 今後は、霞ヶ浦地区と千歳地区との連携について考えていく必要があるのではないか。また、負担割合は議員構成だけでなく、職員数にも関わることであり、県と十分に調整していく必要があり、四日市港管理組合の市職員とプロパーの職員が円滑に連携を取れるような体制を構築してほしいと考えるがどうか。

A. 霞4号幹線にかかる残事業完了後は、直轄の大型事業がなくなるため、1つの候補として、千歳運河沿いを中心に交流拠点を持っていくという従来からの港湾計画の実現を目指すことも考えられる。また、本来の港湾業務が滞らないよう千歳地区に人流を持っていくという考え方もあるため、まちづくりと連動した構想について今後研究していきたい。

Q. 千歳地区の整備については政策推進部が中心となって検討してほしい。また、負担割合については、当時の本市の財政力もあったと思われるが、国際コンテナ戦略港湾には選定されなかったことや、近年、負担金額が減少傾向にあるため、市の発言力を増すためにも最低でも負担割合を5対5とするべきであり、見直すべき時期ではないか。さらに川越町の四日市港管理組合への参画の意向についても聞き及んだことがあるため、首長同士で協議すべきであると考えているがどうか。

A. 四日市港管理組合と千歳地区のあり方について、今後十分議論していきたい。また川越町とも、首長同士が集まる機会があるため、そのような機会において話をしてみたい。

Q. 本市の負担割合に対する今後の考え方はどのようなか。

A. 現状においても、市として必要なことはしっかりと発言し、県や四日市港管理組合との間で協議しながら施策に反映できるよう努力しているが、負担割合の変更が必要となった場合には議論していく。

Q. 市民が港に訪れるのは外国客船入港時だけでなく、自衛隊の艦船の入港時においても非常に多くの市民が集まる。自衛艦の入港は本市の防災力を高めることも目的としており、積極的に自衛艦の入港を働きかけるべきであると考えているがどうか。

A. 四日市港管理組合と自衛隊で協議を行っており、市から自衛隊に対して入港誘致を申し入れたことはないが、多くの市民が集まってくることは認識しており、市としても入港が継続されるよう努めていきたい。

(意見) 昨年入港した自衛艦においては、隊員が本市で回遊し、本市の経済にも貢献してもらっており、あわせて、本市には自衛隊の窓口である地域事務所があるため、意見交換を行い、入港誘致とあわせ、防災面からも重要な位置づけであるという認識を高めてほしい。

(意見) 港湾施設や海岸保全施設の老朽化対策等、市の要望が通らないことも多いが、四日市港は四日市市域にあり、本市が主体的に港の管理を担うべきである。

第2条 債務負担行為

別段の質疑および意見はなかった。

【消防本部・経過】

第1条 歳入歳出予算

《歳出第9款消防費 第1項消防費 第1目常備消防費》

人事管理

- Q. 南部分署と南消防署の救急出動件数は同件数程度であるが、今後の人員配置についてどのように考えるか。
- A. 南部分署の救急出動件数は中央分署や南消防署と同程度の件数であり、北部分署開署後の運用を見極めたうえで人員配置について検討したい。
- Q. 中央分署は消防車と救急車の同時出動ができるが、南部分署は、人員配置が異なるため消防車と救急車の同時出動ができず、南消防署や中央分署から出動しており、現に課題であると認識しているため、北部分署開署後ではなく、来年度の体制から見直すべきと考えるがどうか。
- A. 人員配置については、消防需要及び特殊要件等を鑑みて配置しているが、昨年の決算審査において適正な人員配置について意見を受け、南部分署においても、常時ではないが、平日の昼間等で可能な場合には、救急車が出動中であっても消防車が出動できるよう運用を見直した。今後、北部分署が開署後、市内18部隊体制となるため、火災出動件数や救急出動件数の推移を見極めながら、各署所の負担も考慮して、十分検討していきたい。
- Q. 交通事故や中高層階での救助活動等、消防車と救急車の同時出動の必要性は明らかであり、課題として認識しているにもかかわらず、なぜ対応しないのか。人員が足りないのであれば、定数条例を改正し、増員を図るべきである。決算審査において、総務部に対しても適切な人員配置について指摘を行ったにもかかわらず、なぜ予算に反映していないのか。
- A. 北部分署開署後、適切な部隊配置について検証を行い、その結果、さらなる人員が必要と判断した場合には増員したいと考える。なお、現在、出張所は救急を中心とした人員配置であるため、消防車の出動が困難なケースもあり、課題として捉えており、出張所と分署の連携をうまく取れば、現場での同時対応が可能になるのではないかと考える。消防車と救急車をそれぞれの場所から同時に出勤させることにより、現場での処置を充実することができると考えている。また、小型タンク車や水槽車の導入についても検討を行い、現在の人員体制で消防車と救急車が同時出動できるよう取り組んでいる。
- (意見) 同一の拠点から消防車と救急車が同時出動することにより、交通事故のリスクがより低減するとともに、市民としても、多方向からのサイレン音による混乱を回避できることから、同時出動が望ましいと考えるため、適正配置と人員増加をあわせて検討してほしい。

Q. 消防車と救急車が同時に現場へ出動しているのは本市だけか。

A. 本市だけではないが、高齢者への対応や、高層階での救急活動等に対応するため、消防車と救急車が現場で連携して活動できるよう今後も十分に組み込んでいきたい。

(意見) 消防職員の重要性は、市民も理解しているため、消防車と救急車の同時出動が望ましいと考えるのであれば増員要求を行うべきである。

(意見) 決算審査において、適正な人員配置について議論しており、十分検討してほしい。

火災予防関係事業活動費

Q. 救命講習会の受講者数を確認したい。

A. 毎年 5000 名から 6000 名受講しており、平成 29 年は約 5000 名の受講者数であった。

(意見) 市民が救命活動を行えるよう、救命講習会への参加の機会をさらに増やすべく、受講人数の目標を定め、市民へ積極的な啓発を図ってほしい。また、新たな分署を開署することにより、火災や救急等への迅速な対応が図られるが、今後は予防活動にも注力すべきであり、防災訓練やイベントでの啓発等の火災予防関係事業活動費の増額を検討してほしい。

消防指令センター共同運用事業費

Q. 外国語三者間電話通訳システム導入後、どのように外国人に周知していくのか。

A. 消防本部ホームページ、講習会、広報紙等を通じて、本市、桑名市、菰野町の 3 消防本部で PR していきたい。

(意見) 外国人に十分に浸透するよう、しっかりと周知してほしい。

(意見) 地区市民センターも活用し、利用開始時期等も含めて十分に周知してほしい。

Q. 本市が単独で運用するのか、それとも、各自治体が共同で運用するのか。

A. 民間通訳業者のサービスを利用するものであり、予算については、本市、桑名市、菰野町の 3 消防本部で分担するため、本市の負担額は約 29 万円である。

Q. 今後は、障害者の円滑な通報への対応も研究してほしいと考えるがどうか。

A. 新たな通報手段の導入費用やシステム等を見極めながら早期に導入を図っていききたい。

Q. 消防通信指令事務協議会の負担割合について、朝日町、川越町は負担していないのか。

A. 朝日町、川越町からの事務受託の負担割合に応じた負担分が含まれている。

消防防災情報システム整備事業費

Q. 消防防災情報収集アプリを開発している企業は何社程度あるのか。

A. 気象情報会社や大学等により研究がなされており、今後、仕様を検討する段階において調査を行う。

Q. 平成 30 年度の予算額の積算根拠及び導入時期について確認したい。

A. 予算額については先進都市の予算額を参考とした。また、導入時期についてはアプ

りの検証期間を鑑み、6月頃の導入を目指している。

Q. 導入にあたり、議員に対しても災害情報の情報提供を求めているかどうか。

A. 市民に接する機会が多い議員の皆さんにも協力してもらいたいが、情報提供に伴い危険が生じる可能性もあるため、まずは消防職団員、市職員で安全な運用方法を検証し、協力者を広げていきたい。

救急関係事業活動費

Q. 救急車の配備状況について確認したい。

A. 中消防署のみ2台保有しており、その他の消防署、港分署を除く消防分署、出張所は1台である。

《歳出第9款消防費 第1項消防費 第2目非常備消防費》

非常勤職員報酬

Q. 消防団の定数及び現在の分団員数等の現状を確認したい。

A. 定数620名に対し、現在586名であり、定数には機能別団員も含んでおり、機能別団員は55名程度の人数で推移している。また、各地区における昼間災害対応班や訓練指導班の機能別団員は、10名である。

Q. 本市は全国的に見ても消防団員の充足率は高いが、年齢構成はどのようなか。

A. 平成27年4月時点で、18歳から20歳が3名、21歳から25歳が15名、26歳から30歳が27名、31歳から35歳が47名、36歳から40歳が85名、41歳から45歳が121名、46歳から50歳が107名、51歳から55歳が74名、56歳以上が99名である。

(意見) バランスのとれた年齢構成であり、若手分団員への指導や伝統を引き継いでいくためにも、今後もバランスのとれた年齢構成を保ってほしい。

Q. 楠地区消防分団の一分団化にかかる現状を確認したい。

A. 現在、平成32年4月からの一分団化に向けた諸課題について各分団長から聴き取っている段階であり、平成30年度からは規則等の整備に向けた準備などを行う。

Q. 楠地区にある複数の分団車庫は、どのように整理を行うのか。

A. 分団車庫、水防対応班の車庫、防災資機材の保管場所として現在も活用しており、また、地域での会議等で活用されている実績もあるため、一分団化後においても、しばらくの間は活用する予定である。

Q. 現在、水防対応班の団員が楠地区に集中しているが、一分団化後は、沿岸部や河川等への活躍が見込めるため、全市的に活躍できる水防対応班としての役割を期待するかどうか。

A. 現在、楠地区に水防対応班が集中しているものの、今後は、さらに円滑に全市的な活動ができるように対応していきたい。

Q. 大規模河川は他地区にもあり、全市対応である以上、他地区でも十分に出動できるよう検討すべきであり、円滑な対応を図るべく、水防対応班を拡大する予定はないのか。

A. 現在も団員の確保に苦慮している面もあり、現在予定はないが、今後は団員の増員

について取り組んでいきたい。

Q. 全市対応の水防対応班であるならば、市内全域で活動できるよう十分な体制をとるべきではないのか。

A. 水防対応班の充実のためには、これまでの楠地区での経験を生かしたいと考えており、楠地区消防分団の一分団化に向けた検討の中で、人員配置や一分団化した場合に楠分団の定数を超える団員への協力を求めながら十分検討したい。

Q. 楠との合併から10年以上経過しており、本来であればすでに他地区との整合性が図られているべき時期にもかかわらず、未だに他地区と異なる運用が続いている。2分団としていることで、人件費や分団車庫の維持管理費等、他地区に比べ費用も多くかかっており、不公平感があるのではないのか。

A. 他地区に比べ費用が多くかかっていることは認識しているが、治水対策が完了するまでの間は暫定的な措置として運用をしているため、一分団化に向けて十分に取り組んでいきたい。また、平成28年2月定例月議会における附帯決議の内容も踏まえた上で、しっかりと推し進めたいと考えており、さらに、1分団22名とした場合の定員外となる団員への協力体制について十分検討していきたい。

Q. 水防対応班のさらなる充実を図り、総合力を高め、より本市が災害に強いまちになるよう検討すべきであると考えているがどうか。

A. 2分団で計60名程度を1分団22名とした場合に定員外となる団員について、本市への消防力向上のための協力を仰ぐべく今後も取り組んでいく。

Q. 楠との合併後、予算の都合上、火災出動する分団員の人数を制限するようにしたのか。先日、羽津地区で発生した建物火災は鎮火までに3時間半要したにもかかわらず、地元分団のみの出動であったのはなぜか。

A. 通報内容や出動した消防部隊において鎮圧できると見込んで増強しなかったとの報告を受けている。

Q. 消防分団が出動する建物火災の出動基準が不明瞭である。今後、楠地区の基本団員に有効に活動してもらえるような手法について探っていく必要があると考えており、よりよい分団活動ができるよう研究してほしい。

A. 通報内容による出動基準について示していくべきであると考えているため消防団の幹部会議でもしっかりと示していきたい。また、楠地区消防分団の一分団化後も、有効に活動してもらえるよう十分に検討していきたい。

《歳出第9款消防費 第1項消防費 第3目消防施設費》

分団等整備事業費

Q. 旧橋北分団車庫に隣接する借地の駐車場は地権者に返却するのか。また、跡地について、防災行政無線の管理に必要な部分以外の土地も危機管理室に所管換を行うのか。

A. 借地については地権者に返却する予定である。また、跡地については危機管理室への所管換を行う予定である。

Q. 跡地の有効な活用方法について検討するよう、危機管理室に申し送ったうえで所管換を行ってほしいと考えるがどうか。

- A. 現在、新たな活用方法の予定はないと聞いているが、危機管理室に対し、跡地の有効な活用方法について検討するよう申し送ったうえで所管換を行うこととしたい。
- Q. 橋北地区及び四郷地区の消防分団では軽トラックを保有しているのか。また、移転後も分団車庫に格納するのか。
- A. 橋北分団は保有しており、現在、分団車庫に格納している。移転後は分団車庫内ではなく、車庫の裏側に保管する予定である。
- Q. 四郷地区市民センター駐車場内への分団車庫の移転に伴い、減数分の駐車台数の確保のため、既存の駐輪場を撤去し、新たに3台分の駐車場を確保するのか。
- A. 駐輪場を撤去することなく、現在の植栽スペースに駐車場を確保しようとするものである。なお、四郷地区市民センターと協議を行い、樹木の伐採を行うことで、普通車が3台駐車可能なスペースを確保することができた。
- Q. アクセルの踏み間違えにより、建物への追突事故が起こらないよう、安全確保のためにも車止め等の工夫を行ってはどうか。
- A. 市民文化部と安全配慮についても十分協議しながら施工していきたい。
- Q. 駐車場内に消防分団の車両が出入りすることとなるが、どのような安全対策を考えているのか。
- A. 分団車は、センター正面の入口ではなく、西側の入口から出入りを予定しており、分団員に対しても十分に注意喚起を促し、事故防止に努めていく。
(意見) 道路の状態等についても把握し、円滑に消防活動ができるよう配慮をしてほしい。
- Q. ホース乾燥塔はどこに設置するのか。
- A. 第2駐車場内の利用者の駐車に支障がない場所への設置を考えている。
- Q. 第2駐車場には何台の車両が駐車可能であるのか。また、分団員は第2駐車場を利用することになるのか。
- A. 70台以上は駐車可能であり、分団員は第2駐車場を利用することになる。
- Q. 平成31年度には富洲原分団車庫の更新を予定しているが、例えば、神前分団や羽津分団のように女性の消防団員を想定したトイレの設置や、さらに更衣室の設置といった設計を検討してはどうか。
- A. 現在もトイレについては女性に配慮した設計を行っているが、その他の設計内容については今後検討したい。
- Q. 分団車庫の設計にあたっては、消防車両の全長を見越した設計内容とすべきであり、これまでの富洲原分団車の全長の推移について確認したい。
- A. 平成13年にボンネットタイプのBD-I型車両に更新し、従前までのシングルキャブ型の車両からダブルキャブ型になり全長が69cm伸びたが、現在のキャブオーバータイプのCD-I型車両はBD-I型車両よりも全長が短くなった。
- Q. 富洲原分団車庫には、「四日市市消防富洲原分団」と「四日市市消防団富洲原分団」と2つの名称が併記されているが、どちらが正式な名称であるのか。
- A. 「四日市市消防団富洲原分団」が正式な名称である。「四日市市消防富洲原分団」は、地元分団が書いたと推察する。

(意見) 消防本部によって正しい表記に修正すべきである。

消防活動用ドローン整備事業費

- Q. コンビナート事業所におけるドローンの活用について、コンビナート施設は機密保持性が高く、事業所からの映像撮影許可が容易に得られないと考えるが、協力を得るため、事業所に対してどのような配慮を検討しているか。
- A. 映像撮影については事業所と十分に確認を行う予定である。
- Q. コンビナート事業所と協定を結ぶのか、それとも、本市以外の事業所の事例も含めた研究を行うのか。
- A. 事業所内の施設の日常点検への活用等、コンビナート事業者からも要望があるが、航空法上の規制や危険物施設等、安全な飛行に関しては課題があるため、本市としても四日市コンビナート消防連絡会と意見交換を行っており、そのうえで、協力を得られている事業所もあるため、十分に協議を行いながら、事業所内の安全なドローンの飛行方法やルール作りを進めていきたい。
- Q. 事業者によるコンビナート事業所内の施設、設備のメンテナンスへの活用のための調査研究であれば、商工農水部が実施すべきではないのか。本市の消防活動に生かすことができるのか。
- A. 消防本部としては、危険物施設における安全なドローンの飛行方法の検証を目的とし、共同して調査研究することとしており、商工農水部とも協議しながら実施する。
- Q. 本市の消防活動のために十分に活用できるよう実証を積み重ねるとともに、他市との情報交換等を通じて、本市の安全安心に生かすことができるよう取り組んでほしいがどうか。
- A. 本市コンビナートの安全性を高めるべく研究を進めていく。
- Q. 消防活動だけでなく、防災の視点から、危機管理室との連携も重要であると考えがどうか。
- A. 防災を目的とした活用方法についても今後の運用の中で危機管理室とともに検討していきたい。
- Q. 消防本部として、危機管理室へのドローン導入の有効性についてはどのように考えるか。
- A. 全国的にも防災面でのドローン活用の有効性は認められており、ドローン導入後、危機管理室とも連携を図っていく中で、ドローンの有効活用を検討していきたい。

【危機管理監・経過】

第1条 歳入歳出予算

◀歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第14目防災対策費▶

地域防災力向上支援事業費

- Q. 新たなハザードマップ完成後は、各地域の特性に合わせた訓練への活用、ひいては災害時の活用に期待するが今後の作成に向けた方向性はどのようなか。また、平成30年

- 度にすべての地域のハザードマップを作成するのか。
- A. 災害から命を守ることを重点に置きながら、防災訓練での有効活用や自身で避難行動を起こすことができるようなハザードマップを作成するとともに活用方法についても検討しており、ワーキンググループでの意見を参考にしながら今後も作成に注力していく。なお、平成30年度は鈴鹿川水系の5地区の作成を予定しており、以降、朝明川、海蔵川、三滝川の順で進めていく。
- Q. 平成31年度以降に活用していくのか。
- A. まずは鈴鹿川水系で検討を始めていくが、マップ完成後は順次配布し、平成33年度以降にその他の地域も統合し、利活用を進めていきたい。
- (意見) 実際に災害が発生したときに十分活用できるようにしてほしい。また、市民がマップを活用して避難できるような素地を作っていけるよう注力してほしい。
- Q. 公園等の避難地といったこれまで掲載がなかった避難場所を掲載することも有効であると思うがどうか。
- A. 紙面上では表記が細かくなり、見づらくなる可能性もあるため、例えばインターネットも併用して居住地付近の避難地がわかるような工夫も検討したい。
- Q. 表記が細かくなるのであれば、各地区別のハザードマップの作成も検討してはどうか。市民にとっては、自分の住んでいる地域の情報が得やすいようなマップが必要であり、地域ごとにマップがあればより有効になるのではないか。
- A. 地区別でのマップにすべきか、また、インターネットを活用すべきかについては専門家等と協議を行い、よりよい方法を検討していきたい。
- (意見) 有事の時にインターネットが利用できない可能性や紙媒体のメリット等を勘案しながら検討してほしい。また、避難訓練についても、毎年同じように、決まった時間や場所で訓練するのではなく、毎年、テーマを設定し、地域が考えて行動できるような訓練方法も有効である。
- Q. これまで防災士資格の取得を支援してきたがその成果はどうか。
- A. 昨年からの支援を開始し、28名受験し、全員合格した。

総合防災拠点整備事業費

- Q. 隣接する介護施設との間で災害時の協力体制について協議しているのか。
- A. 現在はしていない。
- (意見) 地域との協力体制についても検討し、充実した総合防災拠点を目指してほしい。
- Q. 平時の活用方法について確認したい。
- A. 防災に関する研修に活用していきたいと考えており、マンホールトイレを活用し、災害時のトイレにかかる研修のほか、消火訓練や水防訓練の実施について検討している。
- Q. 消防団や自主防災隊等の訓練場所としての利用方法も検討してはどうか。
- A. 地域と十分に協議しながら、平時の有効な活用方法について検討していきたい。
- (意見) 消防団の操法大会に向けた練習場所としての活用も検討してほしい。
- Q. 消火栓は設置しないとのことだが、飲料水兼用の耐震性貯水槽の設置等も含め、十

分に活用できるような拠点となるよう整備してほしいと考えるがどうか。

A. 充実した総合防災拠点となるよう設計を行いたい。

(意見) 地域の防災訓練や自衛隊の訓練等、平時から幅広く活用できるよう整備を進めてほしい。

Q. 今後の造成工事や舗装工事の予定はどのようなか。

A. 平成30年5月頃に設計が完了した後に、総合評価方式で入札を行い、8月定例会議に工事請負契約の締結について議案として上程する予定であり、1年間の工事期間を予定している。

避難施設等整備事業費

Q. 今回、災害時の生活用水を確保するために浄水器を整備するが、飲料水はどのように確保するのか。

A. 緊急用貯水槽、緊急遮断弁設置配水池等により給水を行う。

Q. 緊急用貯水槽等の緊急時に給水可能な設備は市内に何箇所あるのか。また、アルファ化米の調理用の水の備蓄は行っているが、飲料水の確保が特に課題であると捉えている。幾重にも対策を講じていくべきであり、例えばアルミ缶の泗水の里を長期保存水として活用できないのか。

A. 緊急用貯水槽14箇所、緊急遮断弁設置配水池8箇所である。また、アルミ缶の泗水の里はアルファ化米の調理用の水として活用する。なお、飲料水は各指定避難所に配備しているタンクを使用して配水池に取りに行ってもらっているほか、市民に対し、1人1日30分の飲料水の備蓄を1週間分お願いしており、市としての飲料水の確保の方法についてはさらに研究していく必要があると考える。

Q. 災害時の避難者に向け、少なくとも3日間は避難所で生活できるような備蓄品を市が用意すべきであり、特に飲料水の備蓄は重要である。河原田小学校に設置した緊急遮断弁付きの貯水槽は有効であり、他市でも設置している事例もあり、積極的に取り入れていくべきであるがどうか。

A. 有効な方法であると認識している。また、組長へのアンケート調査において半数以上が3日分以上備蓄しているとの結果を踏まえ、市として備蓄すべきかどうかについて研究したい。

(意見) 様々な方法を積み重ねて対応を図り、減災につなげていくべきである。

Q. 学校に特設公衆電話を設置する場合の設置場所について確認したい。

A. 指定避難所である体育館入り口のできるだけ高い位置に設置する予定である。

(意見) 指定避難所であっても、沿岸部は浸水する可能性もあるため、各地域の特性に応じた設置場所を考えてほしい。

Q. 特設公衆電話は、発災時ではなく発災後の通信手段を確保することが目的であるのか。また、電話の利用にあたり料金は発生するのか。

A. 長期にわたる避難生活者への通信手段の確保のために設置するものであり、料金については無料である。

(意見) 沿岸部においては、災害の種類によっては避難所として指定されない可能性も

あり、各地域の特性に応じた有効な設置場所について検討してほしい。

Q. 津波避難ビルの案内表示板が老朽化により剥がれ落ちている場所もあるため点検してほしい。また、津波避難ビルによっては、屋上へのトイレの設置や炊き出しができるように配慮した建物もあり、既存の津波避難ビルの有効性について再確認すべきではないのか。

A. 津波避難ビル指定後、年数が経過しており、現状を把握すべきと考えており、案内板表示を含め、全箇所について確認していく。

住宅等耐震化促進事業費

Q. 木造住宅無料耐震診断について、診断後、結果報告までの期間を確認したい。

A. 三重県木造住宅耐震促進協議会に1件あたり46,320円で耐震診断を委託しているが、建築士による現地確認後、審査内容が適正かどうか判定会に諮る必要があるため、タイミングによっては結果報告までの期間が長くなる事例もあり、申し込みから診断結果が出るまで最長3ヶ月程度かかる場合もある。申し込みのタイミングによっては、時間を要する場合もあるので、申し込み時に結果報告までの時期を説明していきたい。(意見)申し込み時に結果報告までにかかる期間を必ず伝えるようにしてほしい。

Q. 高齢者宅等の寝室における家具固定事業について、従前同様の事業内容であるのか。

A. 従前と同様の事業内容を継続して実施している。

Q. 予算額が77万円であるが、以前の基準では1件あたりの上限額が1万円であったため、最大77件分の実施が可能ということか。

A. 消費税率の改定に伴い、現在、1件あたり1万1千円を上限としているため、実施件数は70件分であるが、要望があった場合には極力応じていきたい。

Q. 高齢者宅等の寝室における家具固定事業や耐震シェルター設置事業について、対象者の総数や地区における充足度について分析しているのか。

A. 本件については消防OB職員である防災指導員が、火災予防上、高齢者家庭を訪問する際に、民生委員と一緒に訪問しており、対象者は絞り込んでいる。そのうえで3年で全地区を回るようにしているため、充足度の顕著な差はないと考える。

(意見) これまでの実績を検証しながらより効果的な運用方法について検討してほしい。

《歳出第9款消防費 第1項消防費 第4目水防費》

別段の質疑および意見はなかった。

第2条 債務負担行為

別段の質疑および意見はなかった。

【総務部・経過】

第1条 歳入歳出予算

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第1目一般管理費》

調達契約事務費

- Q. 消防団員を雇用する事業所への入札時における加点等、今後は多方面からの評価ができる入札制度が求められていると考えるがどうか。
- A. 入札制度については毎年改善を行っており、よりよい制度となるよう検討を進めていきたい。
- (意見) 入札制度には絶対的な答えがないため、本市に適した制度を積極的に取り入れて時代に合った制度にしてほしい。
- Q. 災害発生時、災害復旧協定を締結した業者への工事発注はどの部局が行うのか。
- A. 危機管理室が一括して業者と協定を結んでいるが、実際の工事は担当課が業者を選定し調達契約課が発注している。
- Q. 災害復旧協定の締結の有無は入札評価の加点とならないのか。また、市と三重県建設業協会との間で協定を締結する場合と、市と事業所との間で直接協定を締結する場合があるが、加点の点数は異なるのか。
- A. 総合評価方式による入札の場合には加点しており、加点の点数は同じである。
- Q. 緊急性を要する場合の復旧工事にかかる業者選定や入札手続きについてはどのように行うのか。
- A. 現場からの距離や即時対応可能かどうか等を勘案し、担当課において業者を選定し、担当課の算出した概算金額にて調達契約課が随意契約を行い、工事完了後、精算を行い、変更契約を行う。

検査室一般管理経費

- Q. 決算審査において、適正な工事検査について指摘したが、平成30年度予算に反映されているのか。
- A. 庁内で議論を行いながら検討していくこととしており、予算には反映していない。
- Q. 台風による大雨により、護岸が崩れた際の対応に問題があったにもかかわらず、工事成績評価が高かったことが判明したため、適正な工事成績評価について決算審査において指摘を行ったが、今後は適正に評価できると判断しているのか。
- A. 指摘の工事についても安全管理の項目で評価に反映している。
- Q. 安全管理の項目について、配点を見直すべきであるとの指摘を行ったが、安全管理の評価の重要度は低いということか。
- A. 現在も工事内容を反映した評価を行っており、今後も同様に評価をしていく。
- Q. 重大な事故を引き起こしかねない事案であり、現場管理や安全管理が不十分であったことが明白であったにもかかわらず、それでもなお、評価基準を変えないのであれば、決算審査での指摘が今後の改善につながらないのではないか。
- A. 予算には反映していないが、より適切な評価とすべく常に議論を行い、見直すべきと考えており、現在も国や県の情報も得ながら検討しており、適正に評価していく。
- (意見) 引き続き研究を行い、よりよい評価ができるような制度を確立してほしい。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第2目人事管理費》

職員安全衛生管理費

Q. ころの健康相談室の相談場所を確認したい。

A. 職員が安心して相談できるよう、場所については公表していない。

Q. 全国的には、過労により自殺に至る事案も発生しているが、本市においても深刻な内容の相談件数は増加しているのか。

A. 秘密保持のため、相談内容については、原則、人事課に伝わることはないが、本人の了解のもと、臨床心理士から報告を受ける場合もある。その相談内容には配慮が必要なものもあるが、相談件数自体は増加していない。

Q. より快適な職場環境の形成のためにどのようなことを心掛けているのか。

A. 平成28年度から新たにストレスチェック制度を導入し、自らのストレスの状況について気付きを促すよう取り組みを進めるとともに、周りが様子の変化に気づくよう管理職への研修等をはじめ、今後も十分に組みんでいきたい。

(意見) 今後も快適な職場環境づくりに努めてほしい。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第3目恩給及び退職年金費》

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第4目文書広報費》

別段の質疑および意見はなかった。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第9目計算記録管理費》

窓口支援システム保守運用経費

Q. 本市と同一のシステム保守に係る契約形態の市がなく、他市との比較が困難であるが、標準パッケージシステムを導入して運用している市もあり、データセンター利用料やシステム利用料で違いが生じるのか。

A. 本市はデータセンターを利用するのではなく、庁舎内にサーバー等を設置してシステムを運用しているため、データセンター利用料、システム利用料等の面で他市とは運用経費の構成が異なる。

Q. 標準パッケージシステムの導入により、経費の見直しの余地があるのか。

A. 本市では、市独自のシステムで運用しているため、事務改善により個別にシステム改修しているが、標準パッケージシステムの導入により、法改正時にはソフトウェア会社自身が一律でシステム改修を行うことができ、運用経費の見直しにつながる。

Q. 元号の改正についてはどのように行うのか。

A. 今後の課題と認識しており、あらゆるシステム内で元号の見直しが必要となるため、情報収集を行い、平成30年度から作業を行う予定である。

Q. 例えば、西暦表記であれば課題とならないのではないのか。

A. 元号が影響するシステムを洗い出し、対応準備を行っており、システム化されていない公文書等については、並行して洗い出し、元号表記について職員に注意喚起を促す。

行政サービスのIT化事業費

- Q. 行政サービスのIT化も重要ではあるが、インターネットを利用できない人に対しては、紙媒体での通知や情報のやり取りにより、きめ細かな市民サービスが必要ではないのか。
- A. インターネットを利用できない方への配慮を含め、より市民目線に立った視点を持った人材育成をしていかなければならないと考える。
(意見) 特に高齢者はインターネットを利用できない方も多いため、きめ細やかな市民サービスの提供に努めてほしい。
- Q. マイナンバーの活用については総務部が情報収集し、活用の方針を立てているのか。
- A. マイナンバーカードの市民案内や発行手続きやコンビニ交付については市民文化局が行うが、今後のマイナンバーの利活用については部局横断的に議論する必要があるため、IT推進課を事務局としたプロジェクトチームを組織している。
- Q. マイナンバーは、デマンド交通への活用、介護現場における個人ケアプランの作成、土地所有者の把握等、様々な利活用の検討がなされており、本市としても全庁的に活用方策や可能性について検証を行い、関連部局とともに方針を立て、積極的な活用を進めていくべきであると考えがどうか。
- A. 現在も情報収集しており、国による多目的利用に係る実証実験の結果も踏まえながら活用方法を検討していきたい。
(意見) マイナンバーカードは、行政だけでなく市民にとってもメリットがあり、十分に活用策を検討し、方針を決定して積極的な活用を進めてほしい。また、発行手続きが複雑であるため、今後工夫すべきである。

＜歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第15目人権推進費＞

人権リーダー養成事業費

- Q. 人権大学ステップアップ講座の目的はどのようなか。
- A. 地域における人権リーダーの育成を目的としており、基本的な学習内容だけでなくレベルアップした講座を受講したいとのニーズを受け、講座を開設している。
- Q. 人権大学ステップアップ講座では、高齢者、LGBT、ひきこもり、障害者、見た目問題、四日市公害、部落問題等、すべての人権に関する知識についてのレベルアップを目的としているのか。
- A. 人権課題を学習してもらい、人権感覚を身に付けてほしいと考えている。ただ、開催回数に限りがあるので年度ごとにテーマを絞って実施している。
- Q. 知識不足に起因する人権侵害もあり、毎年実施することに意味があると考え。特に、本事業では多岐にわたるテーマを取り扱っており、人権侵害をなくすためにも、リーダーとなる人物を養成し、人権感覚を持った市民の方を広げていく活動は必要であり、時代に適応した人権感覚を磨くためにも、引き続き実施すべきである。本市は人権尊重都市宣言をしており、今後も取り組みを広げてほしいと考えるがどうか。
- A. 人権学習には広がりや深まりが重要な視点であり、自分が当事者になった場合に起こる可能性も十分に自問自答をして、政策の中でも点検しながら、今後より一層取り

組みを進めたい。

Q. 目標参加人数は設定しているのか。また、受講者全員が目的を意識して受講し、修了後、地域の人権リーダーとして活躍しているのか。

A. あすてつぷは80名、ステップアップ講座は20名から30名程度を定員としている。修了生を対象に登録制度を設け、地域からの要請があった場合にマッチングできる仕組みを設けている。なお、講座の主旨を説明したうえで受講してもらっているが、仮に興味をきっかけで受講した人であっても、今後の人権啓発につながると考えており引き続き取り組んでいきたい。

(意見) 興味を持ってもらうことも重要であり、格差のない世の中に向けて、幅広いテーマを取り扱い、今後も事業を継続してほしい。

(意見) 平成31年度には市民人権意識調査を予定しており、平成30年度は各地区の人権・同和教育推進協議会への支援等、意識調査に向けた取り組みを進めてほしい。また、各地区の取り組みを精査して、今後の取り組みの展開について検証する機会も必要であると考えている。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第23目諸費》

別段の質疑および意見はなかった。

《歳出第2款総務費 第4項選挙費》

選挙啓発費

Q. 選挙啓発活動や有権者の投票行動の分析調査を行うための予算は計上しているのか。

A. 選挙啓発のための経費も計上しており、例えば統一地方選挙であれば通常12月に選挙の日程が決定するが、啓発活動に取り組むたいと考える。また、投票行動の分析等についても実施したいと考えており、調査方法について検討していきたい。

Q. 積極的に啓発活動を行うなど、投票率向上のために注力すべきであると考えてるかどうか。

A. 現在も分析は行っており、若年層の投票率の検証結果を踏まえ、本日開催された選挙管理委員会において、若者による啓発を促すよう、学生の選挙啓発活動ボランティアへの表彰制度を創設したところである。また、投票環境の充実とあわせて、若年層の投票行動についてより一層分析し、粘り強く引き上げていきたいと考えており、平成31年度執行の選挙における投票率向上に向けて研究を進める。

(意見) 投票率に目標値を設定することは困難であることは理解するが、少なくとも50%台を超えるよう、目標をもって積極的な取り組みを進めてほしい。

Q. 期日前投票所の充実だけではなく、当日投票所の環境整備も重要であると考えており、投票所までの道路が狭隘であったり、駐車場が確保されていない投票所もあり、環境面での見直しは検討しているのか。

A. 当日投票所の環境についても調査しており、統一地方選挙までに駐車場の手配等早期に対応していきたい。

(意見) 時代とともに市内の人口配置も変化しており、新たな投票所の設置についても

検討してほしい。

Q. 住民票を異動せずに市外に住んでいる学生等の投票率の向上についても検討する必要があると考えており、わかりやすく、かつ、投票を促すようなホームページの作成や工夫した案内方法が必要であると考えてるがどうか。

A. 進学、就職等で市外へ転出する学生に住民票異動の案内と、事情があつて市外に滞在する人への不在者投票の案内の両方について、さらなる工夫を行いたい。

(意見) ホームページには不在者投票の方法も掲載されているがわかりづらく、若者や初めて選挙する人は困惑すると思われるため、わかりやすく案内してほしい。

《歳出第2款総務費 第5項統計調査費》

調査事務費

Q. IT推進課では統計用資料としてデータを作成し、人口推計等に担当部局が活用するのか。

A. そのとおりである。

第2条 債務負担行為

別段の質疑および意見はなかった。

【会計管理室・経過】

第1条 歳入歳出予算

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第6目会計管理費》

会計管理経費

Q. 平成30年度、最も重点的に実施する事業を確認したい。

A. 近年、実地検査に注力しており、検査に伴う事前調査、事後指導にも重点を置いている。実地検査は全庁画一的な研修とは異なり、所属の抱える具体的な案件について、担当者に対し直接指導を行うことができるため、今後も検査や指導の強化に努めたい。

Q. 会計帳票の検査や備品の実査等、全般にわたる検査を行うのか。

A. 支出関係と物品・現金の出納関係に対象を分けて、それぞれ3年に1回各所属を検査するようにしている。

(意見) 会計管理室は、本市の財政規律の要であることを十分に留意して、会計事務の適正な執行に努めてほしい。

【監査事務局・経過】

第1条 歳入歳出予算

《歳出第2款総務費 第6項監査委員費》

一般経費

Q. ふるさと納税について監査の観点からの見解について確認したい。

- A. 平成 28 年度定期監査において、監査委員から、ふるさと応援寄附金に関する業務に人件費や委託料などの経費をかけているが、それに見合う収入は得られていない。他自治体へ寄附を行った市民の税額控除に関する業務もあるが、費用対効果を考慮した上で効率的な業務の執行や収入増に向けた取組みについて検討するよう意見があった。
- Q. 人件費が前年度に比べて減少しているが、職員数が 1 名減るのか。
- A. 職員数に変更はないが、平成 29 年度末で定年退職を迎える職員を除いた人数で予算額を算出すると平均給与額が下がるため、予算額としては減額となった。

【財政経営部・経過】

第 1 条 歳入歳出予算

《歳出第 2 款総務費 第 1 項総務管理費 第 1 目一般管理費》

別段の質疑および意見はなかった。

《歳出第 2 款総務費 第 1 項総務管理費 第 5 目財政管理費》

財政管理経費

- Q. 四日市市行財政改革プラン 2017 に基づき、平成 30 年度予算においては、何を最重要視し、かつ、行政コスト計算書を活用して、どのような視点から健全な財政運営を推進していくのか。
- A. 人口減少や高齢者の比率の増加により、今後さらに義務的経費の中でもとりわけ扶助費が一層増加していくと予想される中、公債費の管理について重要視し、また、行財政改革プランにおいて新たなストックの指標として、全会計市債残高を設定し、将来の世代に過重な負担を残さないよう市債残高の削減に重点を置いた。さらに、国体関連施設整備や中学校給食の実施等の大型投資事業が控えており、都市基盤・公共施設等整備基金の残高についても指標の一つとし、特に市債と基金というストックに関して、明確化している。平成 30 年度予算に関しても、この点も意識し、健全な財政運営を推進することを重視している。また、行政コスト計算書により、施設のコストや使用料のバランスが検証できるようになる等、新たな公会計の仕組みにより課題も明らかになるため、将来にわたり、様々な施策を展開できるよう財源を確保していきたい。
- Q. 今後、大型投資が予定されており、市債残高を増やさないような健全な財政経営をお願いしたい。また、行政コスト計算書作成後は、施設の経年的な変化を分析し、受益者負担と公費負担のバランスや、施設のあり方について見直すべきであると考えており、例えば老人センター等、位置づけが不明瞭な施設等について積極的なマネジメントを行ってほしい。さらに、実質公債費比率において、本市の設定した指標は達成しているが全国的にみるとよくないため、改善に向けて努力してほしい。特に、今後は部局間での連携や縦割り行政の弊害の是正について、財政経営部としてマネジメントしてほしいと考えるがどうか。
- A. 少子高齢社会の進展で、税収が先細りしていく中で、施設、インフラの老朽化への

対応や社会保障についての財源の確保が課題である。これらの課題を意識した行財政運営を行い、市債発行の抑制や将来に備えた基金の積み立て等、中長期的な財政シミュレーションを行い、目標を設定していきたい。また、行政コスト計算書により、新たな切り口からコストパフォーマンス等を明らかにし、施設管理のための材料にしていきたいと考えている。

Q. 政策判断を行ううえで、財政的な判断材料を揃え、マネジメントの視点を取り入れることが財政経営部の大きな責務であり、さらなるマネジメント力を発揮してほしい。また、新しく部が設置されることから、併せてマーケティングも見据えたうえで、今後予想される課題への対応とともに、次期総合計画の策定に向けて、財政経営部としても役割を担ってほしいと考えるがどうか。

A. 中長期の視点を持って行財政運営をしていきたい。

Q. 市民アンケートの結果をどのように予算に反映しているのか。また、どのような方法で予算配分を行い、年度ごとの予算を立てているのか。

A. アンケート内容についても、まず担当課がその声を受け止め、予算要求を行い、財政経営部において、担当者ヒアリング、財政経営課長による担当課長ヒアリング、市長を含めたレビューなどを経て予算に反映されることになり、最終的に収支バランスを調整して予算を立てていく。

Q. どのように予算を重点配分し、特長のある予算付けを行うのか。

A. 市長の掲げる7つの基本方針も踏まえた第3次推進計画事業に、積極的に予算を配分して、特徴のある施策を推進できるよう予算配分を行うことで、メリハリのある予算としている。

＜歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第7目財産管理費＞

公共施設LED化推進事業費

Q. LED化による経費削減効果について確認したい。

A. 平成28年度に市庁舎6～11階を対象として実施したLED化工事においては、年間電気料金の削減効果を302万7千円と試算している。

(意見) 大きな経費削減効果が見込め、また、電灯交換の手間や長寿命化といった点でもメリットがあるため、今後も導入を進めてほしい。

本町プラザ管理運営経費

Q. 駐車施設の解体撤去にあたり、周辺住民に対する安全の配慮はどのように行うのか。

A. 工事内容について、地元には説明済みである。また、周囲への騒音等、安全面には十分に配慮して工事を行う。

(意見) 細心の注意を払い、周辺住民への配慮をお願いしたい。

Q. 警備員の常駐人数が2名から1名に減少するが、これまでと同様の安全性は担保できるのか。

A. 以前より協議を行っており、また、他の施設についても1名で警備を行っている施設もあるため、安全性の担保は可能であると考えている。

Q. 本町プラザには男女共同参画センターがあり、相談内容にはDVに関する相談も多いという実態を鑑みると、警備員1名体制であっても安全性の担保やリスク管理は十分であるのか。

A. 男女共同参画センターにおいても独自に防犯カメラを設置し、セキュリティの強化を図っていくと聞いており、男女共同参画センターと十分に協議を行ったうえ、1名で対応可能との判断に至った。

(意見) 非常時における業者からの応援体制の確立等、リスク管理が十分に行われていればよいが、単に2名から1名にただけであれば、リスク管理について危惧する。これまで大きな事件や事故がなかったが、可能性はゼロではないため、本町プラザで取り扱う業務内容を十分に認識したうえで、リスク管理にあたってほしい。

Q. 平成21年度から23年度までは、2～3名の警備員であったが、平成24年度には、駐車施設管理業務を兼ねた警備員2名とした経緯があるが、さらに今回、1名としてもこれまでと同じ水準の安全な警備が可能であるのか。

A. これまでは駐車施設への対応業務が非常に多かったが、当該業務がなくなるため、1名であっても、館内巡回時の警備員への通報連絡体制を構築することにより対応可能であるとの判断のもと1名とした。

Q. 駐車施設の利用者が少なかったため、警備員の人数を削減した経緯もあり、駐車施設の管理業務は多忙ではなかったはずである。また、警備員に年齢制限等の条件を付すのか。

A. 仕様上、警備員に資格等の条件は付していない。

Q. これまでと同様の仕様で人数を削減したにもかかわらず、安全度は変わらないという説明では疑問を感じるがどうか。

A. 防犯カメラの設置や警備室へのモニター設置を予定していることに加え、業者との間で、例えば巡回時のリスク把握の方法等、運用上の改善点について協議していく。

Q. 業者側の緊急時の応援体制について協議を行い、市民から見ても安心できるような警備体制にしてほしいと考えるがどうか。

A. 緊急事態には業者側への対応を求める仕様としているため、十分に協議しながら安全性に万全を期すように対応したい。

Q. 警備業務だけで3年間で5032万8千円もの経費を要するのか。

A. 警備業務だけでなく、清掃、機械保守も含めた金額であり、警備が約2400万円程度、清掃が1800万円程度、設備保守が700万円程度、その他60万円程度の内訳である。

Q. 宝くじ売り場の購入客の路上駐車への対応として、駐車施設跡地への停車スペース確保について検討するよう求めたが、状況を確認したい。

A. 現在、宝くじ売り場の事業者に対し、新丁ひろば駐車場の利用への誘導をお願いしており、事業者としても新丁ひろば駐車場への駐車を促す掲示物やチラシ等で周知を図っている。また、駐車施設跡地に整備する駐車場は、思いやり駐車場であることを鑑みると、進入、退出のスペースについてある程度の広さが必要であるため、停車スペースを確保することは困難である。そのため、新丁ひろば駐車場への誘導を最優先

とし、駐車場への案内や掲示についてさらにわかりやく周知していく必要があると考える。

Q. 思いやり駐車場として2台整備したうえで停車スペースも確保できるよう、レイアウトの工夫について検証は行ったのか。

A. 可能な限り多くの台数を駐車できるよう、多方面から検討したが、現状のレイアウトが一番望ましいとの結論に至った。

土地開発公社の清算について

Q. 公社が保有する土地を引き受け、その後の土地の管理は本来の土地の用途に応じた部局が管理していくことになるとの説明が政策推進部からあったが、財政経営部としてどのような対応を検討しているのか。

A. 土地の管理方法については整理を行ったうえ、全部または一部を財政経営部として管理していくということは十分あり得ると考えている。

(意見) 公社の清算にあたっては、政策推進部とともに十分に説明責任を果たしてほしい。また、引き受ける土地の適正な管理方法や活用方法について検討を進めてほしい。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第23目諸費》

別段の質疑および意見はなかった。

《歳出第2款総務費 第2項徴税费》

四日市市ふるさと応援寄附金関連経費

Q. 返礼品として新たに充実を図ったものはあるのか。

A. 昨年10月から体験型メニューの充実を図っており、その予算については担当部局が計上している。また、昨年4月に寄附額に対する返礼割合を3割以下とするよう総務省から通知が出されたことを受け、昨年10月の制度リニューアル時に返礼割合をすべて3割以下に見直したため、平成29年度に比べて関係予算額は減少している。なお、平成30年度から市民税課の予算で、新たに追加した返礼品や体験型メニューはない。

固定資産税賦課経費

Q. 所有者不明の土地が全国的に課題となっているが、本市においても所有者不明の土地について調査しているのか。

A. 固定資産税の賦課が少額免除となる土地については所有者や相続人等を調査していないため、所有者不明土地について把握できていない。

Q. 今後、プロジェクトチーム等を組織して、情報収集をはじめ、実態把握や今後の予防策について検討すべきではないのか。

A. 全国的な課題であり、現在、法務局を中心に調査を検討しており、庁内においても十分に連携していく必要があると考え、検討を始めていきたい。

Q. 全庁的に検討できるようにしてほしい。あわせて、財政経営部においてもマイナン

バーの活用について、積極的に進めてほしいと考えるがどうか。

A. マイナンバーは税制上の重要な役割を果たすため、課税事務の合理化や他部局との連携をはじめ、国で示されている活用法以外の方法でも住民サービスの向上につながるよう検討していきたい。

Q. 所有者が不明となった土地や家屋に対し、何年間まで遡って賦課徴収できるのか。また、何年間で不納欠損となるのか。

A. 税法上5年間まで遡って賦課徴収が可能である。法定相続人すべてが相続放棄するなど納税義務者が不存在となった場合は、公示送達の手続きを行い、5年間で不納欠損となる。

Q. 家屋の評価方法について確認したい。

A. 家屋については3年に1度評価替えがあり、経年劣化分を考慮した評価を行っている。

Q. 家屋の場合、老朽化に伴い損壊しており、適正管理がなされていない場合であっても課税対象となるのか。また、老朽化が著しく、屋根が崩れ落ちた危険な状態の家屋であっても課税対象となるのか。

A. 建築指導課が危険家屋として法に基づき勧告した家屋については、土地に関する住宅特例が解除されるが、家屋が存在する限り課税対象となる。しかし、屋根が壊れて、外気の遮断性がなくなれば、家屋として評価しないため課税対象ではなくなる。

Q. 相続人が相続放棄した場合はどのように課税を行うのか。

A. 当該不動産の債権者や利害関係人が相続財産管理制度を利用して、相続財産管理人を立てた場合においては、相続財産管理人に対して賦課徴収を行うことになる。相続については、まずは相続登記を促していく必要があると考えるが、相続財産管理人が立たなかった場合などは、今後検討していかなければならない課題であると考えている。

Q. 所有者不明の建物が、隣地に被害を及ぼすこともあり、早期解決を図るべきであると考えているがどうか。

A. 関係部局と連携し、取り組んでいきたい。

(意見) 国では所在者不明の土地の公共事業への利活用について議論がなされており、本市においても研究を行い、議論していくべきである。

《歳出第4款衛生費 第4項病院費》

《歳出第8款土木費 第7項下水道費》

《歳出第12款公債費》

《歳出第13款予備費》

別段の質疑および意見はなかった。

第2条 債務負担行為

車両リース

Q. 法人であればリース費用を損金として計上できるため、メリットがあるが、行政も同様に損金として計上できるのか。

- A. 自治体の会計上、損金処理は行っていない。
- Q. リースのメリットとして、車検切れの防止をメリットとして挙げているが、購入の場合でもあってはならないことであるが、以前そのような事案があったということか。
- A. 以前に他部局で車検切れの車両を運転していた事案があった。購入の場合も車検切れがないよう対応しているが、リースのほうがより確実であるため、メリットとして挙げている。
- (意見) 車検切れは発生してはならないため、購入であってもリースであっても十分に管理することが大前提であり、リースのメリットではない。
- Q. リースの場合の残価設定は把握しているのか。
- A. 法人としての契約の場合は、多くが残価設定の開示がなされないクローズドエンド方式であるため、本市の場合も残価設定は把握していない。
- Q. 残価設定が開示されなければ、購入とリースの比較ができないのではないかと。また、車両購入において値引きは発生するのか。
- A. 購入、リースともに値引きが発生することは考えられるが、購入と同じ価格の車両をリースした場合で積算しており、値引きの金額で比較検討をしている。
- Q. 購入のほうが値引き額は大きいため、実勢に応じた経費比較ができないのではないかと。
- A. 入札の結果により値引きの金額が判明するため、値引きを考慮した比較は難しいことから、リースの見積りについても、購入と同じ価格の車両をリースした場合で積算しており、購入及びリースで同じ金額の車両を調達するという前提で比較検討をしている。
- Q. 金額のみの比較によりリースを選択することに疑問を感じるがどうか。
- A. 購入とリースの経費を比較したうえで、いずれかを判断しているが、指摘のとおり、値引きが発生することも考えられるが、予算執行時でなければ、その金額が判明しないため、両者の経費比較に関してはいずれも値引きの金額で検討比較している。しかしながら、車両管理にかかる人件費の算定方法等については検討の余地があると考えている。
- Q. 人件費を鑑みても購入の方が安価であると考えているが、ほかにもリースを選択する理由があるのか。
- A. 平成 14 年度以前は、一元管理車両はすべて購入しており、市長車の運転手のほか、購入車両を管理するために正職員を配置していたが、行革に伴い、職員を削減し、リース車両を導入してきた経緯もあり、今後も一元管理車両については、すべてリース化していく。
- Q. 職員削減による合理化を理由としてリース契約を選択するのであれば理解できるが、経費比較だけでリースを選択することについては疑問を持つがどうか。
- A. 調達に係る費用だけを比較するのであればリースの方が高額になる。ただし、購入した場合は車両管理にかかる事務が発生するため、人件費を加算しているが、人件費の積算方法については課題として捉えている。
- Q. 平成 14 年度当時に車両係として配置されていた正職員は車両管理だけでなく、市長車の運転手も兼務していたため、当時の人数ベースで計算した金額との比較では整合

- 性が取れないのではないか。リース契約であっても、リース会社の人件費がかかっているため、車両本体価格や残価価格で比較すべきである。
- A. リース料には会社の従業員の事務コストも含まれており、購入と比較した場合に車両管理に関する人件費を除くと、適切に比較できないため、人件費を加算し均衡を図っている。
- Q. 市長車の運転にかかるコスト分は抜いた金額で人件費を算出する必要があるのではないか。
- A. 車検や自賠責保険の手続きなどメンテナンスにかかる事務量を考慮したうえで、臨時職員2名が必要であると想定しており、人件費の中に運転手分としてのコストは含まれていない。
- (意見) 例えば1名は兼務の臨時職員とするなど、コスト面の見直しだけでなく、業務の効率化の側面からも検討してはどうかと考える。今後もリースと購入の比較方法については多方面から検討し、議論すべきである。
- Q. リースと購入の場合で任意保険の種類や等級等に違いはあるのか。
- A. 全国市有物件災害共済会と契約しており、任意保険や等級といった考え方はない。
- Q. 自動車税は課税されるのか。
- A. 地方自治体においては自動車税や軽自動車税は非課税である。なお、自動車重量税は課税される。
- Q. 購入の場合には、安全運転管理者を設置する必要があるのか。また、車両購入する場合は大幅な値引きや下取りが発生することもあるため、経費のみを理由としたリースの優位性については疑問に感じるがどうか。
- A. 購入、リースいずれの場合も、安全運転管理者を設置する必要がある。リースの見積りにについても、購入と同じ価格の車両をリースした場合で比較できるよう定価ベースとし、同じ条件で比較している。
- Q. リースの場合、実際の価格は積算金額よりも安価になるのか。
- A. 入札を経ると積算金額よりも安価になる。平成29年4月より導入した軽貨物車の場合、積算金額は月額18,360円であったが、入札の結果、月額14,580円であった。
- Q. 購入とリースの経費比較ではない判断材料でリースの優位性について説明すべきであるがどうか。
- A. メンテナンス付きリースは、職員の負荷の軽減が図られ、また、点検や修理、リコール対応等、全てリース会社が行うことで、車両の安全性が向上し、法定点検や継続車検を確実に実施することができ、管理瑕疵による車検切れの車両の発生が少なくなる。また、トータルコストとしては高額となるが、財政負担を平準化できるなどのメリットが考えられる。
- (意見) 後日、資料として提出してほしい。

第5条 歳出予算の流用

別段の質疑および意見はなかった。

【財政経営部&会計管理室・経過】

第1条 歳入歳出予算

＜歳入全般＞

法人市民税

Q. 法人市民税当初予算見込参考用法人アンケート調査について、今年度から実施しているのか。また、アンケートの回答がなかった法人に対し、再度どのように回答を依頼しているのか。

A. アンケート調査は毎年実施している。また、回答がなかった場合は、再度アンケート用紙を送付し、回答を依頼している。

Q. 企業ごとにアンケートの回収率に差があると考え、傾向を分析したうえで、回収率を上げるための取り組みは行っているのか。

A. 傾向はあるが、企業側の担当者が変わると、回答がある場合もあり、毎年地道にアンケート用紙を送り続けて協力を求めている。

財産貸付収入

Q. 南部分署の自動販売機の入札においては、貸付料率による入札の結果、貸付料率が5%になったのか。

A. 3回入札を実施したが、いずれも応札がなかった。しかし、消防職員の福利厚生のためにも自販機は設置すべきと考え、最低貸付料率の条件を緩和して事業者を公募し、1社の応札があった。

Q. 設置場所によっては採算性が見込めない場所もあり、設置場所に配慮した入札方法を採るべきであると考え。また、福利厚生を目的として自動販売機を設置するのであれば一般競争入札に適していないのではないか。

A. 事業者にとっては採算性が低い設置場所となる可能性もあり、入札できない場合には、設置の委託契約も考えられる。

Q. 以前は、福利厚生のために販売金額を安価にした自動販売機もあり、今後は福利厚生面を考慮した入札方法を取り入れるべきであると考えがどうか。

A. 市の公有財産に設置する自販機の販売価格が一般販売価格よりも安価であることについては、職員が購入することもあり、市民への説明が難しいため、入札にあたって、販売価格は通常の自動販売機での販売価格と同額とするようにしている。

Q. 南部分署の自販機設置場所は市民が購入できる屋外に設置したのか。

A. 市民も購入可能な屋外に設置した。

Q. 福利厚生を目的として、食堂等、市民への販売を目的とした場所ではない位置に設置する場合、福利厚生の考え方を取り入れた入札方法も可能であるのか。

A. 今後の検討課題としたい。

(意見) 今後の入札に際しては設置目的に応じた配慮も必要であると考え、ためお願ひしたい。

Q. 三浜文化会館に設置した2台の自動販売機はともに貸付料率が30%を超えているが、

何社の応札があったのか。

A. 2社である。一抜け方式を採用しており、それぞれ1台ずつ落札している。

Q. 以前に実施した自動販売機の入札におけるアンケート調査において、適正な貸付料率を15%~20%と答えた業者が多かったが、その数字を大幅に超えた貸付料率であり、採算を度外視した過当競争となっているのではないか。

A. アンケート対象者9社のうち、回答があったのが7社であり、適正な貸付料率について15%~20%未満が2社、20%~25%未満が3社、25%~30%未満が1社という結果であった。そのため、30%を超える貸付料率は事業者が一般的と考える貸付料率よりも高いと認識している。

(意見) 過当競争にならないよう、よりよい入札制度について検討してほしい。

Q. 一般競争入札で設置した自動販売機については災害対応型の自動販売機であるのか。

A. 災害対応型の自販機も設置している。特に避難所に指定された施設に設置するよう入札を行っている。

Q. 災害時に水があれば自家発電でお湯を供給できる自動販売機もあり、例えば、乳児へのミルク、アルファ化米、カップ麺等への利用が可能であり、設置を検討してはどうか。

A. 施設内に自家発電設備があれば、別の方法でお湯を用意することも可能であるため、自動販売機に災害時の給湯機能を持たせることについては今後の検討課題としたい。

(意見) 災害時の備えとして検討してほしい。

第3条 地方債

第4条 一時借入金

別段の質疑および意見はなかった。

【議会事務局・経過】

第1条 歳入歳出予算

《歳出第1款議会費》

議会費全般

Q. 当初予算に占める議会費の割合が減少傾向しているが主な要因は何か。

A. 議員数の減少による議員報酬額の縮小及び一般会計予算の予算規模の拡大であると考えられる。

Q. 平成30年度、議会事務局として特に重点的に取り組む分野はあるのか。

A. 現在、広聴広報委員会において、市議会だよりの充実をはじめ、広報広聴機能の強化について議論がなされており、市民へのさらなる議会情報の提供を図るべく、広報広聴経費を増額している。

(意見) 市議会だよりの充実を含め、広報広聴機能は今後強化すべきであり、引き続き十分に議論を行いたいと考えるため、議会事務局もサポートをお願いしたい。

Q. 議会のICT推進検討会での検討の結果、広報広聴機能や政策立案を向上させるた

めに活用できる仕組みは導入すべきと考えるが、ハード整備が必要となった場合には、財政的な裏付けのもと、計画的な整備を進める必要があり、そのためにも議会側からも必要な予算を示すことができるよう、議会事務局にサポートをお願いしたいと考えるがどうか。

- A. ICTを活用した新たな仕組みの導入にあたっては、広報広聴委員会や議会運営委員会での議論も必要であるが、議会事務局も共に議論を行い、平成30年度から活用できる仕組みについては取り入れるとともに、次の改選期を見据えた予算計上をしていくためにも、議会事務局としても努力したい。

事務局体制

Q. 事務局職員の能力向上に向け、どのような取り組みを行っているのか。

- A. 全国で開催される研修会に積極的に職員を派遣し、研修後は事務局内で成果を報告し、他の職員にも研修内容を広げているほか、随時職場内研修を開催し、職員の能力向上のため研鑽しているが、今後は、政策立案能力を向上させるための長期派遣研修について執行部とも協議のうえ検討していきたい。

(意見) 議会のサポート体制充実のためにも、必要であれば予算計上してほしい。

議案第 81 号 平成 30 年度四日市市桜財産区予算

別段の質疑および意見はなかった。

議案第 109 号 平成 29 年度四日市市一般会計補正予算（第 8 号）

【政策推進部・経過】

第 1 条 歳入歳出予算の補正

＜歳出第 8 款土木費 第 5 項港湾費＞

四日市港管理組合負担金

Q. 四日市港管理組合単独の災害復旧事業として千歳運河緑地護岸崩壊に対する応急対策を実施するのか。

- A. そのとおりである。

Q. 河川等の災害復旧工事であれば、国により災害復旧事業として認定された後に国から交付税措置が受けられるが、なぜ単独の事業であるのか。

- A. 本件は、これ以上護岸が崩壊しないよう補修するための応急対策経費として計上したものであり、本格的な工事については、平成30年度以降となる。

Q. 千歳運河の緑地帯については、当面、活用が予定されておらず、整備の優先順位が低い箇所であり、補正予算を計上してまで工事を行う必要があるのか。

- A. このままでは護岸が崩壊する危険性があり、応急対策の必要性があること及び末広橋梁の見学者の安全を確保するため工事を行う。

(意見) 末広橋梁の見学には関係のない場所であり、整備の優先順位は低い場所である

ため、十分に説明できるような資料を提出してほしい。

Q. 今回の補正予算で購入する資機材購入は外国客船以外の船の入港時にも利用できるのか。

A. 外国客船だけでなく、自衛艦等の入港にも利用する。

(意見) 資料では外国客船の受け入れ対応に限定した資機材として読み取れるため、丁寧な説明をお願いしたい。

【消防本部・経過】

第1条 歳入歳出予算の補正

《歳出第9款消防費 第1項消防費 第1目常備消防費》

《歳出第9款消防費 第1項消防費 第3目消防施設費》

別段の質疑および意見はなかった。

【危機管理監・経過】

第1条 歳入歳出予算の補正

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第14目防災対策費》

別段の質疑および意見はなかった。

第2条 繰越明許費の補正

総合防災拠点整備事業費

Q. 年度内に完了が見込めなくなった理由を確認したい。

A. 総合防災拠点を有効活用するため、人命救助、ライフライン等の関係機関や地域住民の意見を聴き取り、設計に反映させるために時間を要したことから年度内の完了が見込めなくなった。

【総務部・経過】

第1条 歳入歳出予算の補正

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第1目一般管理費》

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第2目人事管理費》

別段の質疑および意見はなかった。

第2条 繰越明許費の補正

別段の質疑および意見はなかった。

【財政経営部・経過】

第1条 歳入歳出予算の補正

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第21諸費》

《歳出第11款公債費》

別段の質疑および意見はなかった。

【財政経営部&会計管理室・経過】

第1条 歳入歳出予算の補正

《歳入全般》

市たばこ税

Q. 紙巻きたばこと加熱式たばこの税金の違いを確認したい。

A. 1箱440円の紙巻たばこを例に挙げると、現在のたばこの税額は245円であり、うち市税は105.24円である。1箱460円の加熱式たばこを例に挙げると税額は192円であり、うち市税は82.61円である。

学校施設環境改善交付金

Q. 補助金の内容について確認したい。

A. 泊山小学校の大規模改修事業である。

Q. 本市のほかにも津市、松阪市、名張市、伊賀市、志摩市、明和町が採択されており、本市は1校のみが対象であるのはなぜか。

A. 夏休みに工事を計画している大型事業を中心に採択されているのではないかと考えるが、確認したい。

内部・八王子線基金寄附金

Q. 名称について、内部八王子線ではなく、あすなろう鉄道の基金ではないのか。

A. 会社名はあすなろう鉄道であるが、基金の名称は条例に基づいた名称としている。

第4条 地方債の補正

別段の質疑および意見はなかった。

議案第116号 平成30年度四日市市一般会計補正予算（第1号）

【総務部・経過】

第1条 歳入歳出予算の補正

《歳出第1款議会費、第2款総務費、第10款教育費（人件費補正分）》

特別職の報酬改定に係る人件費補正

Q. 各款への影響額について確認したい。

- A. 議会費として110万8千円、総務費として市長、副市長分で29万4千円、常勤監査委員分で3万7千円、教育費で43万2千円である。
- Q. 教育長の給料月額を他都市との同額程度まで改めたとのことであるが、どのような基準で金額を決定したのか。
- A. 人口同格都市、予算額同格都市、税収額同格都市という3区分に分けてそれぞれ比較しており、人口同格都市においては現在15位が改正後に13位、予算額同格都市においては現在14位が13位、税収額同格都市においては現在15位が13位となる。
- Q. 比較対象の同格都市は何都市あるのか。
- A. それぞれの区分において本市を中心として前後10都市との比較を行っており、重複する都市もあるが、例年約40都市と比較している。

【財政経営部・経過】

第1条 歳入歳出予算の補正

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第23目諸費》

別段の質疑および意見はなかった。

《歳出第8款土木費 第7項下水道費》

下水道雨水処理費等負担金、下水道汚水処理等基準内補助金

- Q. 下水道企業会計への繰出基準について、雨水分が55%、汚水分が45%であるのか。
- A. そのとおりである。

【財政経営部&会計管理室・経過】

第1条 歳入歳出予算の補正

《歳入全般》

- Q. 本市のふるさと応援寄附金については税額控除額が約1億円以上であるが、予算上はどのように計上されているのか。
- A. 個人市民税において歳入予算に計上する額は、市民が他の自治体にふるさと納税をしたことによる個人市民税の税額控除後の額となっているため、税額控除額は予算に計上されない。

第2条 地方債の補正

別段の質疑および意見はなかった。

【結果】

以上の経過により、当分科会の所管部分につきましては、いずれも別段異議なく原案のとおり可決すべきと決した次第であります。

また、全体会に申し送るべき事項についても、特段ありませんでした。

これをもちまして、総務分科会の審査報告といたします。

4. 所管事務調査報告書

総務常任委員会

○災害時における情報共有・伝達手段について

1. はじめに

災害時に人的被害を最小限に抑えるには早期避難が重要ですが、そのためには情報を迅速かつ確実に伝えることが重要です。災害時に市民に情報を伝達する手段として、防災行政無線や広報車による広報に加え、近年はインターネットやメールなど、数多くの情報伝達手段が存在します。

本市では、平成29年1月14日から16日にかけての大雪時において、情報収集や市民への情報伝達が十分ではなかったため市民生活に多方面で影響を及ぼし、災害対応の体制や情報共有・伝達に対する課題が浮き彫りになりました。

これを受けて、当委員会では、平成29年7月に兵庫県姫路市を訪問し、災害時におけるICTを活用した情報共有・伝達に関する取り組みについて視察を行ったところです。

そこで今回、当委員会では、災害時における効果的な情報共有・伝達手段について調査すべく、所管事務調査として取り上げ、議論することとしました。

2. 災害時における情報の収集・共有について

本市では、災害時において下記の方法により情報の収集及び共有を行っている。

(1) 主な情報収集方法について

①気象情報

- ・四日市市総合防災システム（テレメーターによる市内の雨量や河川水位、潮位のリアルタイム観測）からの情報収集
- ・危機管理室内の三重県気象端末パソコンによる県や気象台からの情報収集
- ・株式会社ウェザーニューズ等から受信するメールによる情報収集
- ・株式会社ウェザーニューズや気象台への架電による情報収集
- ・気象情報提供会社ホームページによる台風等の現況、雨量等の今後の見込みに関する情報収集
- ・国土交通省 三重四水系河川状況ライブカメラによる河川の水位等に関する情報収集

②被害情報など

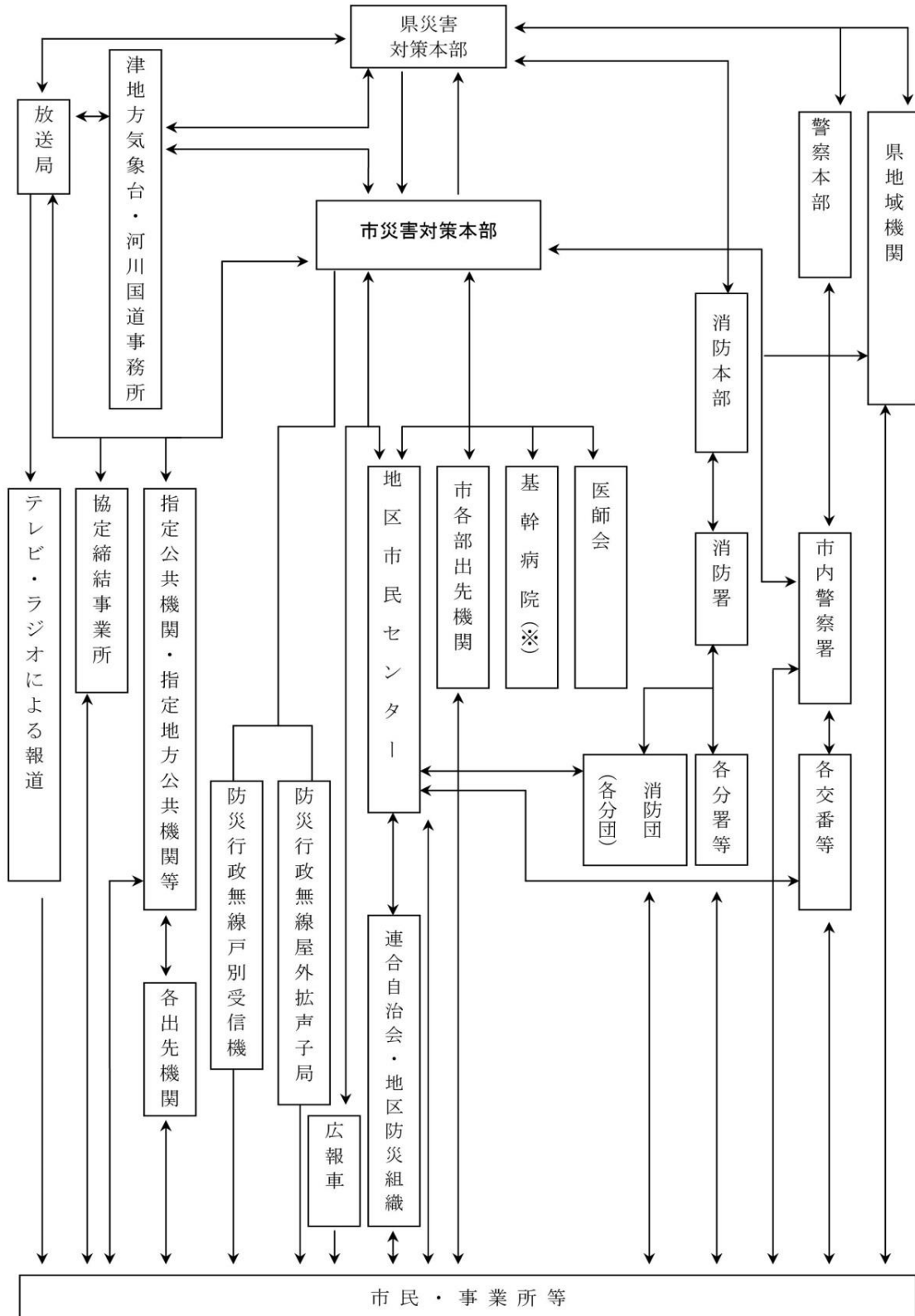
- ・市民からの電話による情報収集
 - ・市民からのメールによる情報収集
- ※市民から寄せられる情報の内容
- （道路冠水情報、浸水対策（土のう袋の配備等）、避難情報等発令に伴うサイレン内容等
いずれも十数件程度）
- ・その他、各機関からの電話による情報収集（三重県、国土交通省三重河川国道事務所、警察、公共交通機関、地区市民センター、消防本部等）

※主な情報収集内容

- （今後の気象の見込み、河川の水位に関する情報、冠水等による道路の通行止め情報
公共交通機関の運行情報、地区内で発生した土砂崩れなどの情報
いずれも十数件～数十件程度）

災害対策本部を中心とする通信連絡系統図

災害対策本部において、関係機関等と相互に緊密な情報交換を行い、情報収集・共有等を行っている。



※基幹病院とは、市立四日市病院、県立総合医療センター、四日市羽津医療センターをいう

(2) 情報共有方法について

上記(1)で収集した情報について、災害対策本部において情報伝達経路を定め、情報の共有を図っている。

- ①各種情報の収集および他機関との連携（情報収集チーム）
- ②災害対策活動の割り振りおよび処理状況の確認（部局連携チーム）
- ③情報分析および災害対応方針に基づく災害対策活動の指揮調整。（指揮・調整チーム）
- ④本部員および災害関係主管課長との連絡・調整（指揮・調整チーム）
- ⑤災害対応時系列一覧の作成（記録・広報チーム）
- ⑥記者発表資料および本部員会議資料の作成（記録・広報チーム）

情報共有方法イメージ



3. 市民への情報伝達手段について

市民への情報伝達については、多くの市民に的確に情報を周知することが必要であり、広報車、防災行政無線、ホームページ、メールなど多様な媒体を通じて情報を伝達している。

(1) 情報伝達手段について

・ 広報車

市民文化部等で実施しており、避難情報を発令した地域内で開設している避難所など避難に関する広報を実施する。

・ 防災行政無線

市内 117 カ所のスピーカーから避難情報等を放送する。危機管理室内の親機から放送をできるほか、三重県北部に震度 4 以上の揺れが予想される場合は、緊急地震速報に連動して放送を行う。全スピーカーを一斉に鳴らすことも、対象を絞って鳴らすことも可能。天候等の要因で、音声放送を聞き取れないこともあるため、内容を電話にて自動応答で確認できるようにしている。

なお、消防庁からの国民保護情報、気象庁からの緊急地震速報・大津波警報・津波警報および特別警報は防災行政無線と連動して放送される。

・ ホームページ

ホームページのトップページに災害情報等の緊急速報を表示するとともに、四日市市防災情報ページ内に雨量や河川の水位についての情報を発信している。

・ メール

四日市市安全安心防災メール登録者（平成 29 年 10 月 13 日現在 13,951 人）を対象に注意報・警報や、避難情報等の情報発信を行う。避難情報については、市内全てのキャリアの携帯電話保有者（一部対象外あり）を対象に緊急速報メールやエリアメールでも配信を行う。

・ 緊急告知ラジオ

市内在住の一部世帯・自治会長・民生委員等に配布。FM三重に配信を依頼した避難情報等を自動起動・最大音量にて放送する。三重県内に震度 5 強以上の揺れが予想される場合は、緊急地震速報に連動して放送を行う。

・ C A T V

危機管理室からの情報に基づき C T V の放送に乗せて広報を行う。データ放送については、危機管理室内のパソコンから情報発信を行うことが可能。

・ F A X

聴覚障害者への避難情報等を担当部署から適宜、F A X にて伝達する。

・ Lアラート

全国共通のシステムに県の防災情報システムから情報を提供することにより、Lアラートを利用している情報伝達者（報道機関等）に対し、即時に情報を提供する。

《先進事例：兵庫県姫路市「ひめじ減災プロジェクト」》

姫路市では、ウェブサイトの地図上に、地震や気象災害によって市内で発生した被害の状況を市民から投稿をしてもらい、リアルタイムで反映する住民参加型のシステムである「ひめじ減災プロジェクト」を活用し、市民との情報の共有・伝達を図っている。



(ひめじ減災プロジェクト ホームページより)

(2) 各情報伝達手段の特性について

災害情報伝達手段には、情報の受け手や伝達範囲、気象の影響による災害耐性など、それぞれに特性がある。

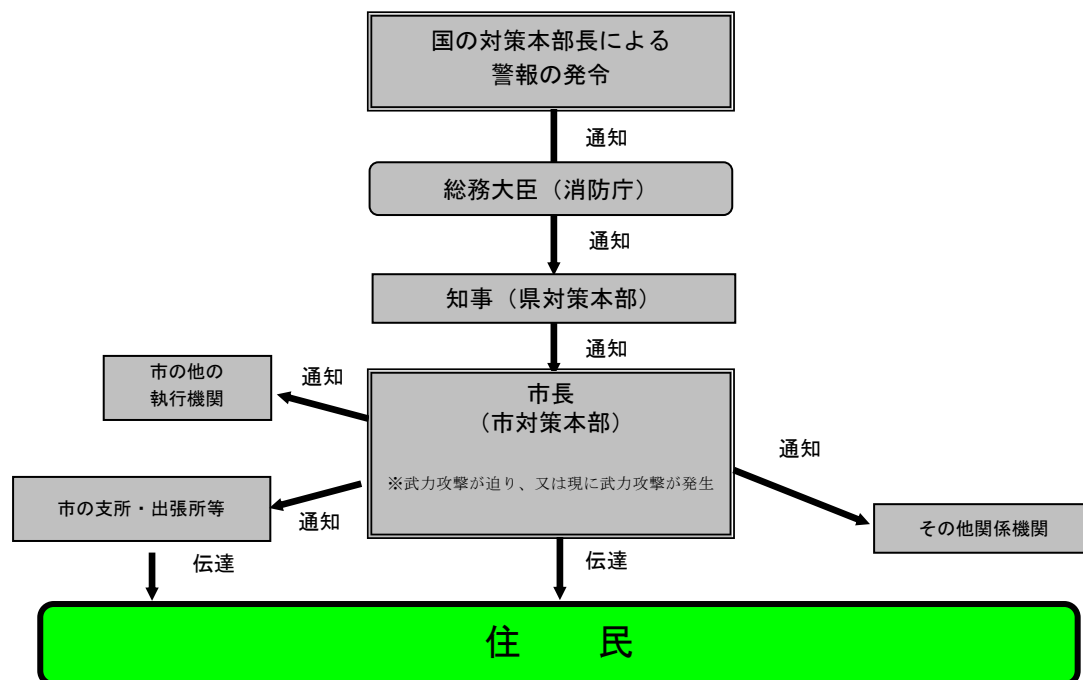
表 2-5-1 情報伝達能力

災害情報伝達手段	情報の受け手					伝達範囲	情報量	耐災害性				情報伝達形態 (PUSH/PULL)
	居住者		一時滞在者		通過交通 (車内等)			荒天時	輻輳	停電	断線リスク	
	屋内	屋外	屋内	屋外								
防災行政無線 (屋外拡声子局)	△	○	△	○	△	○	○	△	◎	○	◎	PUSH
防災行政無線 (個別受信機)	○	-	×	-	-	○	○	◎	◎	○	◎	PUSH
エリアメール・緊急速報メール (対応端末保有者)	○	○	○	○	○	◎	○	◎	◎	○	○	PUSH
登録制メール (登録者)	○	○	○	○	○	◎	◎	◎	△	○	○	PUSH+PULL
SNS (Twitter, Facebook)	○	○	○	○	○	◎	◎	◎	△	○	○	PULL
コミュニティ放送 (受信機保有者)	○	○	○	○	○	△	◎	◎	◎	○	◎	PUSH+PULL *
CATV (ケーブルTV) (契約者)	○	-	-	-	-	△	◎	◎	◎	△	△	PUSH+PULL *
ワンセグ放送 (受信機保有者)	○	○	○	○	○	△	◎	◎	◎	○	△	PUSH+PULL
IP告知放送 (受信機保有者)	○	-	-	-	-	△	◎	◎	◎	△	△	PUSH+PULL *
備考	○：有効 △：あまり適していない ×：適していない -：対象外					◎：広い ○：普通 △：限定	◎：詳細 ○：限定	◎：優れている ○：普通 △：課題あり				*：自動起動機能あれば PUSH

・上記評価は相対的なものである。 ・受け手の居場所により伝達効果が異なることに注意。

(総務省消防庁防災情報室「災害情報伝達手段の整備等に関する手引き (平成 28 年 3 月)」より)

※武力攻撃事態等においては、県から通知を受け、国によりあらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段及び伝達順位）により、速やかに市民及び関係団体に警報の内容を伝達する。



4. 現状の課題及び今後の対応について

執行部より示された現状の課題及び今後の対応は、以下のとおりである。

<課題>

- ・災害情報の伝達については、災害時の情報発信だけでなく、平時から情報発信者と受信者の共通認識を構築するための啓発が必要である。
- ・情報の伝達手段については、広報車、防災行政無線、ホームページ、メール、緊急告知ラジオ、CATVなど多様な手段、媒体を通じて行っているが、特にインターネット環境下でない市民への情報伝達・周知に課題がある。
- ・災害情報の伝達を実効性のあるものとするためには、平時からの啓発が重要であるが、行政と地域が連携して出前講座等を行う必要がある。
- ・市民へ情報が伝わったかどうかの確認をとることができない。
- ・積雪量など地域ごとに異なる災害状況の災害対策本部での把握、それに伴う市民への避難情報の発信が困難な場合がある。

<今後の対応>

- ・今後もあらゆる広報媒体を通じて、災害時の情報伝達に努めることとするほか、新しい有効な媒体について研究する。
- ・インターネット環境下でない市民への情報伝達・周知については、上記3の広報媒体のほか、今後も広報よっかいちや、各地区市民センターだよりを通じて、状況に応じた適切な避難行動や、サイレン等の避難情報についての広報を継続して実施する。

- ・災害時の情報伝達は、市民にとって受動的なものが多く、今後は災害時に、市民が積極的に情報を入手してもらえよう、本市の出前講座等を通じて啓発し、各地区防災組織等ともさらに連携を密にし、災害情報の共有化を図る。
- ・各地区の緊急分隊を早期に配備することや、災害対策本部と地区市民センターや緊急分隊が必要な訓練を実施することにより連携の強化を図る。

5. 委員からの主な意見

<関係機関との連携について>

- ・消防団が収集した被害状況等の情報を地区市民センターや緊急分隊員等との間で十分に共有できるよう連携体制を強化すべきである。
- ・沿岸部における災害対応のため、四日市港管理組合や関係企業等との連携体制を強化すべきである。
- ・災害時に自衛隊との緊密な連携が行えるよう、平時から情報共有等の連携を図るべきである。
- ・災害時の混乱した状況において、本市が定める通信連携系統図のとおりに関係機関との連携が十分に機能するのかが危惧するため、訓練等を通じて検証すべきである。特に、地域のニーズに合った情報を発信する自主防災組織は重要になると思われるため、防災意識が高い人材を登用し、十分に機能するようすべきである。

<情報伝達手段について>

- ・地震、豪雨、大雪等、災害の特性に合わせた効果的な情報伝達手段について検討すべきである。
- ・市民が適切な避難行動につなげることができるよう、わかりやすい内容で情報を伝達すべきである。
- ・インターネットを利用しない人を考慮したアナログ式の方法による情報伝達も重要である。本市独自のアナログ式の情報伝達手段も検討してはどうかと考える。
- ・障害者、外国人等、情報の受け手に合わせた情報伝達方法を検討すべきである。障害者に対しては、当事者の声を聴きながら、障害の特性に応じた情報伝達方法を考えることが重要であり、健康福祉部や関係団体とともに検討すべきである。また、外国人に対しては、本市に在住する外国人市民だけでなく、一時的に本市に滞在する外国人への情報伝達方法も検討すべきである。
- ・河川の状況等を確認できるよう、ライブカメラを設置し、民間のケーブルテレビ会社と協力して、リアルタイム映像をテレビ放映し、視覚的に注意喚起を促すことも効果的であると考える。そのため、カメラ設置に要する費用や利用可能な補助制度等についても研究すべきであると考えている。
- ・災害時には、消防団において地区の河川水位等を目視で確認し、適宜、状況報告を行っており、目視が難しい場所にカメラがあれば効果的であると考える。また、職員がSNSを活用し、河川の状況を動画配信している自治体もあり、他市の事例も参考に検討すべきである。

- ・津波避難マップのほかにも、各部局で災害時の注意喚起を促す冊子等を作成しており、どの情報源を活用すべきかが分かりにくい。
- ・実際に避難行動を起こした人に対して、どのような情報源によって避難行動を起こすに至ったのかを調査すべきである。
- ・武力攻撃事態等も災害であるとの認識を持って、市の責務として、市民に対して的確かつ迅速に情報伝達すべきである。
- ・電源の供給が止まった場合の情報収集、伝達手段の方法や非常時の電源確保も検討すべきである。
- ・緊急告知ラジオは停電や通信障害等による影響を受けにくいことから、有効な情報伝達手段である。
- ・コンビナート災害が発生した際は地域への情報伝達を地元の消防団が担うため、コンビナート事業所と地区住民との意見交換や事故発生時の連絡体制の確立等を目的とした霞ヶ浦地域公災害防止協議会に消防団が参加することでより円滑な情報共有を図ることができるのではないかと考える。
- ・コンビナート災害に対しては、視認できない化学物質への対応等、安全確保が特に重要であり、地域への情報伝達活動を担う地元の消防団に対し、十分な訓練等を行うべきである。

<市民との情報共有について>

- ・地域ごとに災害状況が異なる場合もあるため、それぞれの地域に住む市民からの情報を収集し、共有することが重要である。
- ・近隣住民で声を掛け合える環境づくりも重要である。
- ・市民に対し情報の提供を求める場合は、情報提供目的で災害現場へ行くことも危惧されるため、十分な注意喚起等、安全への配慮もあわせて検討することが不可欠である。
- ・それぞれの地域の被害状況等を知るためにも、今後は市と市民との双方向で情報をやり取りできる体制について検討すべきである。情報の正確性等、検討すべき課題はあるがICTを活用した姫路市の取り組みは有効な手法である。
- ・姫路市の取り組みは、能動的に情報を得ようとする市民を増やす効果も期待できる。
- ・姫路市では、市民からの情報提供、行政からの情報発信、さらに、ハザードマップ等、災害時に必要な情報を同一のページで確認できるよう情報を一元化しており、市民が情報を得やすく、本市においても検討すべきである。

<議会の役割について>

- ・災害時における議会としての情報収集や市民への情報伝達等についても検討すべきである。
- ・大津市議会では、災害時の議会、議員の役割や行動方針を定めた議会としてのBCP（業務継続計画）を策定しており、本市においても災害時における議会のあり方について議論の必要があると考ええる。

6. まとめ

冒頭にも述べたとおり、災害時に市民に情報を伝達する手段として、近年のICTの普及に伴い、インターネットやメールなど、数多くの情報伝達手段が存在します。

執行部から示されたように、あらゆる広報媒体を通じて災害時の情報伝達に努めることも必要ですが、市民に的確かつ正確に情報を伝えるためには、受け手を意識した手段、表現方法等について工夫することも重要です。特に、障害者、外国人、高齢者等、受け手の立場に立った、情報が得やすい方法を構築していくべきであると考えます。あわせて、災害時には、時間の経過とともに必要とされる情報が変わっていくことから、それぞれの時点において必要な情報を伝えることが重要であり、例えば、様々な手法を効率よく組み合わせて伝達を行うといった方法を検討することも有効ではないかと考えます。

また、市全体の災害情報だけでなく、自身の生活に身近な地域における被害状況や危険箇所といった情報を提供するためには、これまでのように市からの一方向の情報伝達だけではなく、市民との双方向で情報を共有し、かつ、市民間で情報共有できる体制を検討することが重要です。例えば、当委員会が視察した姫路市のようにICTを活用した手法も効果的であると考えます。

さらに、議会として、また議員としての災害時における市民との情報共有・伝達等、災害に際しての議会の役割を踏まえた危機管理体制について、議会として研究していくことも重要であると考えます。

当委員会としても引き続きこうした課題意識をもって議論を行いたいと考えるとともに、執行部においても、当委員会にて出された意見を踏まえたうえで、防災対策の大きな柱の一つである災害時の情報共有・伝達体制について、必要な情報を市民に的確かつ確実に届けることができるよう着実に取り組みを進めることを要望し、当委員会からの調査報告といたします。

[委員会の構成]

委員長	村山繁生
副委員長	平野貴之
委員	太田紀子
委員	笹岡秀太郎
委員	土井数馬
委員	中川雅晶
委員	早川新平
委員	森康哲

○入札制度について

1. はじめに

入札制度については、国において平成26年6月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の改正、また、本市において、平成27年1月に「四日市市公契約条例」が施行され、公正性・透明性の向上、監督検査の徹底、不良不適格業者の排除など、改善が重ねられてきているところです。

当委員会においては、これまでも入札制度について、複数回にわたって所管事務調査を実施してきたところではありますが、現状においても、最低制限価格と同額での抽選による落札決定が入札結果の大半を占めていることや、土木工事において変更契約が多く発生しているといった実態に鑑み、現在の課題や今後の方向性、改善すべき点について確認するため、所管事務調査を実施することといたしました。

2. 本市におけるこれまでの入札契約制度改善の主な取組み

平成9年度

○条件付一般競争入札の導入及び対象範囲の拡大

平成6年度から試行してきた条件付一般競争入札を、平成9年4月から1億5千万円以上について全て実施し、平成9年9月からその対象範囲を8千万円以上に拡大した。

平成10年度

○建設工事の予定価格を事後公表

平成10年4月から予定価格を入札後に公表した。平成9年以前に係るものについては開示請求に応じて公表していく。

○建設工事の予定価格を事前公表（試行）

契約事務の透明性を高め、予定価格を探ろうとする不正行為を防止するため、建設工事において予定価格の事前公表を試行した。（平成11年1月以降における一般競争入札から抽出）

平成11年度

○建設工事予定価格の事前公表（試行）の継続

建設工事における予定価格の事前公表を、原則として平成11年度の一般競争入札全てに実施する。

予定価格と同時に最低制限価格の事前公表に踏み切る。（平成11年6月）

平成 12 年度

○条件付一般競争入札の対象範囲の拡大

条件付一般競争入札の対象範囲を、現行 8 千万円以上の工事から次のように対象範囲を拡大した。

(土木、建築 5 千万円以上、舗装 3 千万円以上、その他、市外対象 8 千万円以上)

平成 13 年度

○条件付一般競争入札の対象範囲を更に拡大

条件付一般競争入札の対象範囲を 7 月 1 日から次のように拡大した。

(土木、建築 2500 万円以上、舗装 1 千万円以上、その他の工事 5 千万円以上、市外業者対象 8 千万円以上)

○建設工事の予定価格を事前公表（本格実施）

一般競争入札を対象に予定価格、最低制限価格の事前公表（試行）を行ってきたが、5 月 1 日から全ての入札工事について予定価格の事前公表を行う。ただし、最低制限価格の事前公表は 4 月 1 日から取りやめる。規則改正は 7 月 1 日。

平成 14 年度

○地域補正の導入

平成 14 年 4 月から建設工事設計・設計業務委託の積算に地域補正を導入

○工事に係る設計業務委託の予定価格を事前公表

建設工事と同様、設計業務委託についても予定価格の事前公表を 4 月から実施した。

○郵便入札の試行及び実施

参加者の立会負担の軽減及び入札事務の省力化を図るとともに、入札参加者が一同に会する機会を制限することによって入札の透明性・公正性を高めるため、4 月から一般競争入札を対象に試行した。10 月から建設工事、設計業務の入札全てにおいて郵便入札を実施。

○一般競争入札の対象範囲の拡大

平成 15 年 1 月から建設工事（50 万円以上、営繕工事は 100 万円以上）は、原則一般競争入札とする。

平成 15 年度

○最低制限価格の抽選による決定

入札の透明性・公正性を高めるため、開札時に立会人 3 名のくじにより最低制限価格の率を決定し、この率を予定価格に乗じて最低制限価格を算定する方法を導入。（4 月発注工事から）

○測量・調査・設計業務委託に最低制限価格制度の試行導入

工事に係る測量等業務委託についても、最低制限価格制度を10月から試行的に導入した。
(試行期間は平成15年度末まで)

最低制限価格の設定方法については、工事と同様に開札時に立会人のくじにより率を抽選して決定。(試行期間を平成16年度末まで延長)

平成17年度

○測量・調査・設計業務委託の最低制限価格制度本格実施

平成15年度試行的に導入した測量等業務委託に関する最低制限価格制度を、平成17年4月から本格実施、それに伴い契約施行規則の最低制限価格の率の設定範囲を改正。

平成19年度

○四日市市入札契約制度等改善検討委員会の設置

地域補正制度及び最低制限価格制度を中心に審議し、地域補正を廃止して実勢価格の変動に対応できる希望価格制度を導入すること、入札参加者の平均に一定率を乗じて最低制限価格を算出する変動型最低制限価格制度を導入することについて提言がなされた。

また、総合評価方式の試行及び測量調査設計業務委託の一般競争入札の導入について提言がなされた。

平成20年度

○希望価格制度及び変動型最低制限価格制度の導入

予定価格に建設工事は93/100、測量調査設計業務は90/100を乗じた価格を希望価格とし、希望価格を超えて入札する場合、工事費内訳書の提出を求めることとした。

また、入札参加者の下位6割の入札の平均額に90/100を乗じた価格を最低制限価格とする変動型最低制限価格制度を導入し、本制度導入に伴い立会人を3名から2名に変更した。

○総合評価方式の試行

本庁、上下水道局で特別簡易型、簡易型総合評価方式を試行開始。総合評価方式事後評価委員会を設置して事後評価を実施。

平成 21 年度

○変動型最低制限価格の算出方法の変更

平成 21 年 7 月 1 日以降の公告から下位 1 割の入札参加者数を除き、金額の低い方から下位 6 割の算出対象者の入札平均額を算出し、95/100 を乗じて最低制限価格を算出する方法に変更。

ただし、有効入札参加者が 5 者未満の場合は、予定価格の 70/100 とする。

○最低制限価格の算出方法を公契連モデルに変更

四日市市入札制度検討委員会からの提言を受け、平成 20 年度から導入した変動型最低制限価格制度を見直し、平成 22 年度から中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルを導入することを決定した。

これまで、希望価格を超えて入札する場合のみ工事費内訳書の提出を求めていたが、平成 22 年度から全ての工事に工事費内訳書を求めることを決定し、希望価格制度を廃止した。

平成 22 年度

○最低制限価格の算出方法を公契連モデル導入

工事及び測量等調査設計業務について、4 月から公契連モデルに準拠した最低制限価格制度を導入し、工事費内訳書の同封を義務化した。

○総合評価方式の試行

平成 20 年度から土木一式のみで試行していた総合評価方式について、建築一式・電気・機械器具等の他業種に広げて試行した。低入札価格調査を強化にするとともに、重点低入札価格調査基準価格を廃止した。

平成 23 年度

○最低制限価格を千円止めから万円止めへ変更

4 月から最低制限価格を千円止めから万円止めへ変更した。

○総合評価方式における失格基準価格の引き上げ

ダンピング対策として失格基準価格を予定価格の 7/10 から 15/20 へ変更した。

平成 24 年度

○最低制限価格の算出方法変更

現場管理費に乗じる率を 70/100 から 80/100 へ変更した。

平成 25 年度

○最低制限価格の範囲を変更

「予定価格の 20 分の 17 から 5 分の 3」から「予定価格の 10 分の 9 から 10 分の 7」に

変更した。

○最低制限価格の算出方法変更

一般管理費に乘じる率を 30/100 から 55/100 へ変更

平成 27 年度

○最低制限価格制度の適用範囲の拡大

過度な価格競争となっていた建設工事に関連する業務委託（除草、樹木管理・剪定、雪氷対策等）についても、最低制限価格制度を適用し、ダンピング対策を図った

平成 28 年度

○最低制限価格の算出方法変更

共通仮設費に乘じる率を 90/100 から 95/100、現場管理費に乘じる率を 70/100 から 90/100、一般管理費に乘じる率を 30/100 から 65/100 へ引き上げ

※中央公契連モデルからさらに上乗せした三重県モデルに準拠

また、測量等調査設計業務についても、各経費に乘じる率を引き上げ

平成 29 年度

○最低制限価格の算出方法変更

直接工事費及び共通仮設費に乘じる率を 95/100 から 97/100 に引き上げ

また、測量等調査設計業務についても、各経費に乘じる率を引き上げ

3. 最低制限価格制度について

入札の透明性・公正性を高めるため、平成15年度から開札時に立会人3名のくじにより最低制限価格の率を決定し、この率を予定価格に乘じて最低制限価格を算定する方法を導入した。しかし、くじのため最低制限価格の算定根拠が無く、最低制限価格を下回る参加者が多数あった。

平成19年度に、四日市市入札契約制度等改善検討委員会を設置し、審議の結果、入札参加者の平均に一定率を乘じて最低制限価格を算出する変動型最低制限価格制度を導入することについて提言を受けた。

これに基づき、平成20年度から導入した変動型最低制限価格制度は、入札参加者の入札額により最低制限価格を決定し、実勢価格を反映するという面においては有効な制度である。しかしながら、四日市市においては予想しがたい低価格入札状況となり、落札率が著しく低下したため、平成22年度から中央公共工事契約制度運用連絡協議会（中央公契連）モデルを採用している。

中央公契連モデルは、最低制限価格の算出根拠も明らかで、全国でも多くの自治体が採用

しており、変動型最低制限価格のように低価格入札になることを防止できる制度である。

最低制限価格の算出方法の推移

時期	区分	算出方法	範囲
H15. 4	<p>【率抽選方式】</p> <p><効果> 同額入札による抽選がほとんど起こらない。</p> <p><課題> 最低制限価格がくじで決まることから算定根拠が無く、結果として業者が積算せずに入札するようになる。</p>	立会人3名のくじにより率を決定し、この率を予定価格に乗じて算出	予定価格の 80.00% ～ 84.99%
H20. 4	<p>【変動型】</p> <p><効果> 業者が見積もった価格（実勢価格）をもとに算出される。</p>	入札者の下位6割の入札の平均に90/100を乗じて算出	予定価格の 17/20(85%) ～ 3/5(60%)
H21. 7	<p><課題> 価格競争が激化されることにより、結果として、工事の品質低下が懸念される。</p>	入札者の下位1割を除いた6割の入札の平均に95/100を乗じて算出	
H22. 4	<p>【中央公契連(※)モデル】</p> <p><効果> 算定根拠が明確であり、業者の積算能力が向上する。</p> <p><課題> 計算上最低制限価格が算出できるため、同額の抽選が発生する。</p>	各経費に率を乗じて算出 (一般土木工事の場合) 直接工事費×95/100 共通仮設費×90/100 現場管理費×70/100 一般管理費×30/100	
H24. 4		現場管理費に乗じる率を変更 現場管理費×80/100	
H25. 6	(※)中央公契連（中央公共工事契約制度運用連絡協議会）	一般管理費に乗じる率を変更 一般管理費×55/100	予定価格の 9/10(90%) ～
H28. 6	:公共工事の契約制度の運用の合理化を図るため、国の行政機	共通仮設費、現場管理	7/10(70%)

	関、公社・公団、都道府県、政令指定都市などが会員となって、発注機関相互の連絡調整や調査研究などを行う組織	費、一般管理費に乗じる率を変更 共通仮設費×95/100 現場管理費×90/100 一般管理費×65/100	
H29.6		直接工事費、共通仮設費に乗じる率を変更 直接工事費×97/100 共通仮設費×97/100	

4. 入札状況の推移

(1) 建設工事

		H 2 7	H 2 8	H 2 9
本 庁	件 数	349	373	302
	落札価格 (千円・税抜)	6,351,004	8,180,185	6,821,120
	落 札 率	86.6%	89.3%	90.2%
抽 選 件 数	抽 選 件 数	244	313	262
	抽 選 率	69.9%	83.9%	86.8%

上 下 水 道 局	件 数	146	143	155
	落札価格 (千円・税抜)	5,874,020	6,624,240	7,871,365
	落 札 率	85.4%	88.9%	90.0%
	抽 選 件 数	117	116	134
	抽 選 率	80.1%	81.1%	86.5%

合 計	件 数	495	516	457
	落札価格 (千円・税抜)	12,225,024	14,804,425	14,692,485
	落 札 率	86.2%	89.2%	90.1%
	抽 選 件 数	361	429	396
	抽 選 率	72.9%	83.1%	86.7%

※ 落札率は、「1件ごとの落札率を合計したもの÷件数」で算出

(2) 測量設計業務

		H 2 7	H 2 8	H 2 9
本 庁	件 数	66	62	90
	落札価格 (千円・税抜)	304,655	249,381	360,923
	落 札 率	81.7%	84.9%	84.4%
	抽 選 件 数	37	33	62
	抽 選 率	56.1%	53.2%	68.9%

上 下 水 道 局	件 数	35	31	31
	落札価格 (千円・税抜)	283,550	336,620	274,980
	落 札 率	77.5%	80.6%	82.3%
	抽 選 件 数	31	27	28
	抽 選 率	88.6%	87.1%	90.3%

合 計	件 数	101	93	121
	落札価格 (千円・税抜)	588,205	586,001	635,903
	落 札 率	80.2%	83.5%	83.9%
	抽 選 件 数	68	60	90
	抽 選 率	67.3%	64.5%	74.4%

※ 落札率は、「1件ごとの落札率を合計したもの÷件数」で算出

(3) 主な工事別の入札状況

① 土木一式工事

予定価格	H 2 7				H 2 8			
	件数	落札率	抽選 件数	抽選率	件数	落札率	抽選 件数	抽選率
5000 万円以上	31	86.1%	17	54.8%	32	89.9%	19	59.4%
2500～5000 万円	27	85.2%	27	100%	34	89.5%	34	100%
1000～2500 万円	38	84.8%	37	97.4%	35	88.4%	35	100%
500～1000 万円	35	84.2%	35	100%	40	89.2%	40	100%
500 万円未満	121	84.2%	115	95.0%	106	88.5%	105	99.1%
全体	252	84.6%	231	91.7%	247	88.9%	233	94.3%
					H 2 9			
					40	90.1%	26	65%
					38	90.0%	38	100%
					47	89.7%	46	97.9%
					32	89.9%	32	100%
					95	89.7%	92	96.8%
					252	89.8%	234	92.9%

② 建築一式工事

予定価格	H 2 7				H 2 8			
	件数	落札率	抽選 件数	抽選率	件数	落札率	抽選 件数	抽選率
5000 万円以上	12	92.0%	0	—	15	89.7%	2	13.3%
1000～5000 万円	19	91.7%	2	10.5%	16	90.1%	11	68.8%
1000 万円未満	20	91.5%	1	5%	15	91.7%	5	33.3%
全体	51	91.7%	3	5.9%	46	90.5%	18	39.1%
					H 2 9			
					13	92.3%	7	53.8%
					14	90.0%	13	92.9%
					7	89.9%	4	57.1%
					34	90.8%	24	70.6%

③舗装工事

予定価格	H 2 7				H 2 8			
	件数	落札率	抽選 件数	抽選率	件数	落札率	抽選 件数	抽選率
500万円以上	21	84.4%	21	100%	29	89.0%	28	96.6%
200～500万円	20	83.7%	20	100%	24	88.5%	24	100%
200万円未満	11	81.0%	11	100%	16	88.2%	15	93.8%
全体	52	83.4%	52	100%	69	88.6%	67	97.1%
※一般競争入札（総合評価方式を含む） ※落札率は、「1件ごとの落札率を合計したもの÷件数」で算出 ※数字は上下水道局発注を含む					H 2 9			
					24	90.0%	23	95.8%
					22	89.6%	22	100%
					3	89.6%	3	100%
					49	89.8%	48	98.0%

5. 委員からの意見

- ・最低制限価格での入札が複数あり、落札者を抽選により決定しているという現状は、望ましい姿ではない。全国的な課題であり、抜本的な対策が難しいことは理解するが、本市独自の入札制度について検討すべきである。
- ・土木一式工事については、全体での抽選率が100%に近い状況となっており、入札後に金額や工事期間が変更となることも多いとのことである。土木工事の性質上、やむをえない部分もあると考えるが、その割合が他の市町に比べて突出して高いのであれば、現在の入札契約制度のあり方を見直していく必要があるのではないかと。
- ・抽選において、同一事業者が年間に複数回落札するケースもあれば、一度も当たらないケースもあり、不公平に感じられる部分もある。より透明性を高めるため、市域を複数エリアに細分化し、そのエリアごとに入札を実施すべきではないか。このことは以前より指摘しており、真摯に受け止め庁内で議論すべきである。
- ・落札者が工事を実施するにあたって、地元で迷惑をかけているような事例が散見される。そのようなトラブルを防止する観点からも、より現場に近い地元業者が施工できるよう、地域割りの細分化による入札の仕組みづくりについて検討すべきである。
- ・最低制限価格の算出において、本市が中央公契連モデルを採用したのは、落札率の著しい低下があったことが背景にあるが、現状においては、抽選率の高さと同一事業者による落札の多さが課題であると考えられる。このことを踏まえて、制度の改善を検討していくべきである。
- ・地域割りの細分化を行った上で入札を行うことにより、地域間で工事の多少に差が出るなど、かえって不公平感を生ずることになるのではないかと危惧する。

・建築基準法違反者に対して建築指導課が指導する一方で、市として公共事業を発注しており、法令を遵守して業務を行っている業者や市民からの疑念が生じていることから、庁内で連携し、改善に向けて検討すべきである。

・一般競争入札においても検査室との連携は重要であり、縦割り行政ではなく、常に連携をとって情報交換ができるようにする体制の確立をすべきである。

・本市の事業者数は比較的多い状況であり、競争性が担保されるとの意味においては良いことであると考えるが、全国的に土木技師が不足しているという現状を踏まえ、入札への参加資格要件の徹底により、適正な事業者による工事の実施が担保されるよう配慮をお願いしたい。

・消防団員を雇用する事業所への入札時における加点も検討すべきである。

・現在の公契約条例施行規則では、受注者に労働条件の確保に係る報告を求めることができる工事請負契約は、予定価格が1億円以上のものとされている。しかし、市内事業者を育成し、労働環境を整備する観点からは、対象を予定価格5千万円以上とするなど、一定程度範囲を拡大する必要があると感じており、公契約審議会の議題として取り上げてもらいたい。

・入札制度について、どの手法を選択しても何らかの課題が発生するという状況においては、同一の手法を継続するのではなく、一定周期で部分的に見直しを行うことにより、リスクの回避を図ることが必要ではないか。

・入札制度の公平性、透明性を高めるとともに、あわせて地元事業者の育成という観点も必要である。工事の発注者となる本市としても、事業者の健全な育成につながるよう、技師を重点的に配置すべきと考えるため、同格市の状況も勘案し、職員体制の強化に努めるべきである。

・入札制度の見直しに関し、これまで提案・指摘した内容について、行政側からは明確な考え方は示されていない。また、本件については、時代に応じたもっとも適切な手段を見出す必要があり、難しい問題ではあるが、今後もより公平・公正な制度の実現に向け議論を継続していく必要があると考えることから、新体制の総務常任委員会においても、入札制度について引き続き議論していただきたい。

6. まとめ

本市は、平成26年度に四日市市公契約条例を制定するなど、適正な公契約の確保や適正な契約内容の履行及び良好な品質の確保を目指して日々取り組みを進めているところであります。入札制度については、平成22年度に、価格競争の激化による工事品質の低下を防ぐため、最低制限価格の算出方法に中央公契連モデルを導入し、以降、当モデルに基づいて入札の透明性・公正性の確保を図っているところであります。

しかしながら、中央公契連モデルにおいては、計算上最低制限価格が算出できる場合があることから、最低制限価格と同額での入札による抽選が発生することが課題であり、特に土木一式工事の抽選率については、近年100%に近い状況が続いている状況です。また、この土木一式工事については工事の性質上やむを得ない部分はあるものの、契約締結後の金額や工事内容の変更が多いことも一つの課題であると考えられます。

加えて、公共工事においては地元事業者の健全育成・活用という観点も大変重要となります。現在は、入札において同一事業者が複数工事を落札する場合もある一方、一度も落札できない事業者もあるなど、まだまだ改善すべき点はあると感じるところです。担当部局では、一部の工事で、市域を複数ブロックに分けた入札や一抜け方式を採用するなど、試行錯誤を繰り返しているところではありますが、地域をよく知る地元事業者の公共工事への参加機会の確保や、市民の雇用機会の拡大に向け、このような取り組みの適用範囲の拡大については今後も検証していく必要があると考えます。

本市ではこれまでも時代の変化に合わせてながら、入札制度の透明性・公正性の確保に向けた試行錯誤を繰り返してきたところであり、担当部局として現在考えられうる最善の手法で取り組みを進めていると理解しますが、上述のような課題があるなど、入札制度には絶対的な正解がありません。今後も、他市町の状況も勘案しながら、さらなる透明性・公正性の確保や、地元事業者の健全育成に向けて、本市によりふさわしい入札制度のあり方について、引き続き調査研究を進めていく必要があります。ついては、新体制の総務常任委員会においても、引き続きよりよい入札制度の実現を目指して議論していただくことをお願いし、当委員会の調査報告といたします。

[委員会の構成]

委員長	村山繁生
副委員長	平野貴之
委員	太田紀子
委員	笹岡秀太郎
委員	土井数馬
委員	中川雅晶
委員	早川新平
委員	森康哲

5. 行政視察報告書

平成 29 年 12 月 19 日

四日市市議会

議長 豊田 政典 様

総務常任委員会

委員長 村山 繁生

総務常任委員会行政視察報告

総務常任委員会が行政視察を行いましたので、その結果を次のとおり報告いたします。

記

1. 視察日時 平成 29 年 7 月 24 日（月）～ 7 月 26 日（水）
2. 視察都市 坂出市、呉市、姫路市
3. 参加者 村山繁生 平野貴之 太田紀子 笹岡秀太郎
土井数馬 中川雅晶 早川新平 森 康哲
(随 行) 中嶋友哉
4. 調査事項 別紙のとおり

(坂出市)

1. 市勢

市政施行 昭和 17 年 7 月 1 日

人 口 52,322 人

面 積 92.49 平方キロメートル

2. 財政

平成 29 年度一般会計当初予算	226 億 3880 万円
平成 29 年度特別会計当初予算	166 億 8528 万円
平成 29 年度企業会計当初予算	85 億 6760 万円
合 計	478 億 9168 万円

3. 議会

条例定数 20

3 常任委員会（総務、教育民生、市民建設）

4. 視察事項（国際交流事業について）

（1）視察目的

坂出市では、多くの市民の国際感覚を高めるため、アメリカ合衆国カリフォルニア州サウスリート市と姉妹都市提携を締結し、毎年交互に、多数の交換留学生の受け入れ及び派遣を行っている。また、国際交流員を招聘し、学生や地域住民との交流機会を提供することで、市民の国際感覚を身につけるとともに、海外での活躍者を輩出する契機となっている。

さらに、地域国際化を推進するための事業として、毎年多くの市民が参加するイベントや講座を開催することで、異文化に触れ合える機会を多く提供し、海外への興味や理解を高める活動を行っている。

本市では、平成 30 年に姉妹都市ロングビーチ市との姉妹都市提携 55 周年を迎え、今後さらなる国際交流の機運が高まる中、本市の国際交流の取り組

みの参考とすべく視察を行った。

(2) 国際交流都市について

① 姉妹都市について

<都市の概要>

都市名：アメリカ合衆国カリフォルニア州サウスリート市

人 口：約 7,400 人

面 積：約 6 平方キロメートル

産 業：第 2 次世界大戦当時は、2 万人の労働者が働く工業都市であったが、その後、芸術家村や水上生活社会が形成され、風光明媚な海岸を利用したヨットハーバーが並ぶ、アメリカ国内でも有名な高級リゾート地となり、現在は観光産業が中心である。

<姉妹都市提携までの経緯について>

坂出市では、瀬戸大橋事業を契機として、長大橋を有する海外都市と姉妹都市提携を締結し、あらゆる分野での交流を図りながら友好親善を図ることを目指していた。

そこで、昭和 62 年、アメリカのゴールデンゲートブリッジ開通 50 周年記念行事ならびに瀬戸大橋とのシスター・ブリッジ提携の際に、湾岸都市との姉妹都市提携を要望し、サウスリート市と協議を重ね、昭和 64 年に姉妹都市提携を締結した。

② 友好都市について

<都市の概要>

都市名：アメリカ合衆国ミシガン州ランシング市

人 口：約 113,000 人

面 積：約 93 平方キロメートル

産 業：1887 年以降、自動車産業が急速に発展し、現在もゼネラルモータ

ーズを中心とする自動車工業が盛んであり、幅広い関連産業を持つ主要自動車生産センターとして発展している。

<友好都市提携までの経緯について>

昭和 63 年 4 月の瀬戸大橋開通にあわせて坂出市に観光型商業施設であるフィッシャーマンズワーフが開業し、地域国際化の一翼を担うべく、ランシング市にある大規模な大学であるランシング・コミュニティ・カレッジと提携し、同大学から招聘した学生を交流研修生として受け入れ、平成 7 年までに 180 名以上の学生が坂出市の小中学生や市民との交流を深め、友好親善に努めてきた。平成 7 年に交流事業は終了したが、友好関係を継続するために平成 8 年に友好都市提携を締結した。

(3) 坂出市国際交流協会について

坂出市の国際交流に関する事業は主に坂出市国際交流協会が担っており、協会の概要は以下のとおりである。

- ①設立年月日 昭和 63 年 11 月 1 日
- ②協会の目的 昭和 63 年のサウサリート市との姉妹都市協定、ランシング市との友好都市協定の趣旨に基づき、幅広い分野の交流を促進することを目的として、坂出市姉妹都市協会を発足した。その後、平成 24 年 1 月に、坂出市国際交流協会へ改編し、市民参加による国際交流事業を通して地域の国際化と多文化共生社会の実現を目指す。
- ③協会の事業
 - ・ 姉妹都市、友好都市との交流事業
 - ・ 国際交流事業の計画及び実施
 - ・ 多文化共生の地域社会づくりを目指す事業
 - ・ 市内在住外国人への支援事業
 - ・ 国際交流事業に関する情報、資料の収集及び普及
 - ・ 国際交流事業に関する諸団体との連携及び協力

- ・その他目的達成に必要な事業
- ④運営資金 会員の会費収入及び坂出市からの補助金
- ⑤予算・決算額・平成29年度予算額 6,570,000円
 - ・平成28年度決算額 4,672,723円
- ⑥構成員
 - ・会員数 個人 522名 (会費一口 年1,000円)
 - 団体 119団体 (会費一口 年5,000円)
 - ・役員数 39名
 - ・都市間交流委員 8名
 - ・地域国際化委員 7名

(4) 平成28年度の国際交流事業について

<都市間交流事業>

①第15回サウサリート市派遣短期留学

昭和63年より、毎年、サウサリート市と短期交換留学生の受け入れ及び派遣を交互に行っており、これまでにサウサリート市から132名の受け入れを行い、坂出市から223名を派遣している。なお、過去の留学生の中には現在海外で活躍する人も多数輩出している。

派遣前：姉妹都市招聘交流員による全6回の英会話講座を受講

派遣期間：平成28年7月27日～8月10日

派遣先：サウサリート市近郊及びロサンゼルス市

派遣団：高校生9名、中学生3名、引率者2名(※)

※引率者のうち1名は市職員が職員研修の一環として参加

活動内容：在サンフランシスコ日本総領事館訪問、サウサリート市役所訪問、歓送迎パーティー、博物館等施設見学、リサイクルアート、カリフォルニア大学見学、ロサンゼルス市内観光等

派遣後：帰国報告会

②市内の児童生徒の作品送付による文化交流

市内の幼稚園児、小中学生の図画、書写をサウサリート市へ送付し、現地で掲示し、文化面での交流を行っている。

③姉妹都市招聘交流員

市民の姉妹都市に対する関心を高め、国際感覚を育むことを目的として、サウサリート市より交流員を1名招聘している。

交流員：平成23年度のサウサリート市からの受け入れ留学生（1名）

期間：平成28年6月11日～9月7日

活動内容：・市内公立幼稚園・小中学校訪問（全23校）

- ・英会話講座（大人向け3レベル6コース、子供向け1コース）
- ・サウサリート市への派遣留学生向け英会話講座（6回）
- ・姉妹都市カフェ（28回）
- ・英語での読み聞かせ（4回）
- ・国際理解講座（2回）、子供国際理解講座（4クラス）等

④サウサリート・アート・フェスティバルへの参加

サウサリート市で開催される全米で最も古く、名声のある屋外芸術イベントの一つである「サウサリート・アート・フェスティバル」を訪問するとともに、坂出市出身の芸術家による出展・参加を行い、芸術分野における絆を深めている。

<地域国際化事業>

外国人講師による地域国際化に向けたイベントや講座を開催

①異文化理解イベント（世界各国のイベントや祭りの体験講座を開催）

- ・ハッピーイースター in 坂出
- ・ハッピーハロウィーン in 坂出

②国際理解講座（国際理解を深めるための講座を開催）

- ・韓国のお正月料理
- ・インドネシアを知ろう！
- ・英語で挑戦！ホームメイドハンバーガー
- ・素敵に飾ろう！コラージュアート教室
- ・魅惑の味・トルコ料理

③子ども国際理解講座（中高生向けの語学講座、小学生向けの絵画教室及び料理教室を開催）

- ・中高生のための英語でしゃべろーDAY！（全4回）
- ・交流員チョコのお絵かき教室（全2回）
- ・英語で挑戦！世界のスイーツ教室（全3回）

④在住外国人のための生活ガイドブック

英語、中国語、日本語（ルビ付き）の3言語でガイドブックを発行

⑤外国語としての日本語教室（ボランティアによる日本語学習支援）

開講日時：毎週日曜日の午後2時～3時30分

学習者数：のべ412名

ボランティア登録者数：13名

⑥その他広報活動

国際交流活動の広報のため、会報誌「坂出市国際交流協会ニュース」を発行

（5）委員からの質問

Q. イースターやハロウィーンといった異文化理解イベントでは、毎回多数の参加者があるが、どのように広報しているのか。

- A. 広報紙及びホームページ上での広報のみであるが、イベント開始後5年が経過し、市民にイベントが浸透している。また、ハロウィンイベントでは仮装して商店街を練り歩くため、市民の口コミがイベントの周知につながっている。
- Q. 特に参加者数の多いイベントは、本来の交流事業目的に加えて、地域を活性化させるイベントとして、規模を拡大して開催する予定はないのか。
- A. 人員が不足しており困難である。
- Q. 姉妹都市招聘交流員は、JETプログラムを活用しているのか。また、今後も継続するのか。
- A. JETプログラムではなく、サウサリート市の姉妹都市協会に交流員の派遣依頼を行っている。また、姉妹都市への理解や国際交流への関心が高まり、市民からも好評であったため、隔年で継続していく。
- Q. 姉妹都市カフェではどのような活動を行っているのか。
- A. 姉妹都市招聘交流員が週2～3回、国際交流協会に常駐し、市民が気軽に英語と触れ合える場として設置した。なお、日中の開催であったため高齢者の利用が多く、リピーターとして複数回利用する人も多かった。
- Q. サウサリート市へ短期留学した学生がその後、長期の海外留学や英語教員となった事例はあるのか。
- A. 人数は把握していないが、海外での活躍者も多く輩出している。
- Q. 短期留学生として受け入れたサウサリート市の学生がその後、坂出市に移住した事例はあるのか。
- A. そのような事例はない。
- Q. サウサリート市からの学生のホームステイ先はどのように決めているのか。
- A. 市のホストファミリー募集や国際交流協会からの紹介である。
- Q. 海外留学の引率は教職員が担当する自治体が多い中、坂出市では行政職員の研修の一環として市職員を派遣しているが、教職員は派遣しないのか。
- A. 市職員1名に加え、国際交流協会からも教職員等を1名派遣している。
- Q. 引率する市職員は、国際交流担当の職員であるのか。

- A. 係長級職員の研修の一環であるため、部局にかかわらず選任している。
- Q. 国際交流協会の会員は、普段どのような活動をしているのか。
- A. 全員ではないが、各種イベントに参加してもらっている。
- Q. 国際交流協会の会員であれば、イベントへの参加料は無料であるのか。
- A. 一般の料金設定よりも安価な金額としている。
- Q. サウサリート市と医療分野での交流は行っているのか。
- A. 行っていない。
- Q. 今後、国際交流を行う都市を拡大する予定はあるのか。
- A. 拡大の予定はない。
- Q. ふるさと納税で50万円を国際交流事業のために寄附を受けたとのことであるが、どのように活用するのか。
- A. 市民向けの英会話講座や機関誌の発行等に活用する。
- Q. 文部科学省では、ふるさと納税を活用し、学生の長期海外留学をサポートするとの方針を示しているが、そのような活用方法は検討していないのか。
- A. 今後検討していきたい。
- Q. 国際交流事業の予算額と決算額の差異はあるのか。
- A. 留学生の人数により必要経費が大きく変動するため、多額の不用額が発生することもある。
- Q. 留学生の受け入れと派遣ではどちらのほうが多く予算を要するのか。
- A. 受け入れ時のほうがより多くの予算が必要となる。
- Q. 秘書担当課が国際交流事業を所管することになった経緯及び利点はどのようか。
- A. 以前までは、企画担当課が国際交流事業を所管していたが、組織機構の見直しに伴い、秘書担当課が所管することとなり、市長や副市長の交流行事への出席調整がしやすくなった。しかし、事業担当課と円滑な事業連携が取れないこともあるため、課題として捉えている。
- Q. 東京オリンピック・パラリンピックに向けたホストタウン事業は行っているのか。

A. 昨年6月にカヌーのカナダチームが坂出市を視察しており、カナダ大使館を訪問するなどの活動を行っている。

Q. 香川県はブラジルをはじめとする多くの国のホストタウンとして登録されているが、県が主体で活動しているのか。

A. 県が誘致活動のための予算を計上し、事業を実施している。

Q. 本市では教育委員会がホストタウン事業を担当しており、国際交流のノウハウを持つ国際交流担当との事業連携を強化すべきであると感じるが、坂出市ではどうか。

A. 坂出市も教育委員会がホストタウン事業を行っており、国際交流担当と翻訳等での連携を図っている。

(6) 委員会としての所感

坂出市では、外国人との出会いや交流できる機会が身近にあまりないことから、より多くの市民の国際感覚を高めるため、国際交流事業において外国人との交流や異文化に触れる機会を多く提供している。

特に、姉妹都市への短期留学事業においては、一度の留学で10名を超える学生を姉妹都市へ派遣し、多くの学生が海外への興味や国際感覚を身に着ける契機となっており、その成果として、海外での活躍者も多数輩出している。さらに、学生の引率を市職員の研修の一環と位置付け、職員の人材育成にもつなげており、興味深い視点であると感じた。

また、市民向けの事業において、特にハロウィーンイベントでは、市、国際交流協会、地域が連携してイベントを盛り上げ、国際交流事業が地域の活性化につながっており、参考となるものであった。

本市では、昨年、ハイフォン市との経済交流に関する覚書を締結し、また、平成30年には姉妹都市ロングビーチ市との姉妹都市提携55周年を迎え、さらなる国際交流の機運が高まる中、これまで以上に市民への国際理解や興味を高め、国際感覚を育むうえで、坂出市の取り組みは参考となったと考える。

(呉市)

1. 市勢

市政施行 明治 35 年 10 月 1 日

人 口 229,868 人

面 積 352.80 平方キロメートル

2. 財政

平成 29 年度一般会計当初予算	980 億 8000 万円
平成 29 年度特別会計当初予算	643 億 1000 万円
平成 29 年度企業会計当初予算	264 億 5000 万円
合 計	1888 億 4000 万円

3. 議会

条例定数 32

4 常任委員会（総務、民生、文教企業、産業建設）

2 特別委員会（新庁舎建設調査検討、総合交通対策）

4. 視察事項（広報紙のデジタルブック化について）

（1）視察目的

呉市では、市の広報紙をより多くの市民に読んでもらえるよう、また、若い世代にも地域の情報を届けるため、近年のライフスタイルに着目し、広報紙のデジタルブック化を行った。

デジタルブック化に伴い、紙媒体にはない動画による情報配信や音声読み上げ機能を付与したほか、多言語に対応した翻訳機能により、外国人への支援も可能としている。

現在、本市においても、スマートフォンやタブレットで広報紙を閲覧できるようにしているが、デジタルブック化により広報紙にさらなる付加価値を与えている先進事例を参考とすべく、視察を行った。

(2) 広報紙のデジタルブック化について

①導入の経緯

呉市の広報紙は、かつて表紙と裏表紙がカラー印刷で中は2色刷りであったが、行財政改革のため、平成20年に全ページを2色刷りとした。

しかし、財政改革がある程度改善したこと及び読者を若年層に広げることがを目的として、平成28年2月より、広報紙を全面的にリニューアルすることとし、広報紙をフルカラー化してこれまでどおり紙媒体で配布するとともに、電子媒体でも閲覧できるようデジタルブック化を図った。

②デジタルブックの特徴

- ・いつでもどこでも読める

→パソコンのブラウザだけでなく、スマートフォン、タブレットに対応



- ・多言語で読める

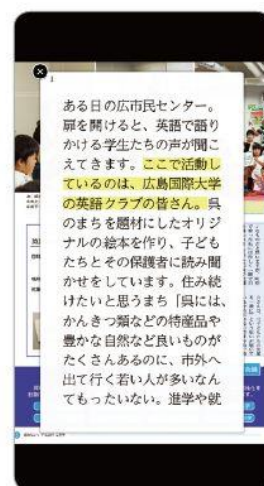
→7言語に対応（日本語、英語、中国語（簡体）、中国語（繁体）、韓国語、タイ語、ポルトガル語）

- ・音声による読み上げ

→記事の内容を音声読み上げ（7言語対応）

- ・大きな文字で読める

→見えやすく読み間違えにくいユニバーサルフォントを使った文字を簡単な操作で拡大できる



- ・紙面以外の情報が読める

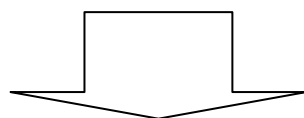
→動画による情報配信や、紙媒体にはない記事や写真を掲載している

③導入にあたっての検討事項

デジタルブック導入前は、広報紙の原稿のテキストデータ等を印刷業者に渡し、業者が編集して印刷していたが、全ページのフルカラー化及びデジタルブック化に必要な費用を確保するため、印刷業者と同様の編集用ソフトを導入して市職員が編集を行い、印刷用データを入稿することとし、業者の作業量を減らすことで1ページあたりの単価を下げ、経費の削減を図った。

<年間経費の比較>

	デジタルブック導入以前	デジタルブック導入後
紙媒体	<u>48,390,048円</u> ページ単価 1.3716円 ページ数 30ページ 発行回数 年12回 発行部数 98,000部/月	<u>42,674,688円</u> ページ単価 1.134円 ページ数 32ページ 発行回数 年12回 発行部数 98,000部/月
デジタルブック	/	<u>1,207,440円</u> ソフト・フォント使用ライセンス料 637,200円 電子書籍化ライセンス料 518,400円 編集用ソフト操作研修費用 51,840円
合計	<u>48,390,048円</u>	<u>43,882,128円</u>



これまでの2色刷りからフルカラー化したことに加え、デジタルブック化に必要なソフトのライセンス料などを含めても、広報紙にかかる年間予算を約450万円削減

④市民からの反応

- ・ユニバーサルフォントを使用しても、紙面上では読みにくいいため、タブレットでデジタルブックを利用している。
- ・紙面には掲載されていない画像が見られてよい。
- ・掲載された人の家族などが遠方にいる場合、発行されたらすぐに見てもらえることができると喜ばれている。

⑤外国人市民、インバウンドへの可能性（呉市観光振興課、呉市国際交流センターへの聞き取り）

- ・外国人市民、インバウンドとも、外国語翻訳が行われているという事実に「外国人を歓迎してくれている」という安心感を持つのではないか。
- ・外国人からの質問に対して、デジタルブック版の広報紙を使って説明できるので便利。

⑥障害者支援への可能性（呉市障害福祉課への聞き取り）

- ・文字を大きくして読むことができ、また、音声読み上げソフトを購入する必要もないので、障害者支援に役立っている。

⑦運用上の課題

行政用語が正しく翻訳できないため、なるべく平易な用語を利用する必要がある。

⑧今後の展開

現在デジタルブック化している市の出版物は「市政だより くれ」、「呉市議会だより」、「移住促進パンフレット」のみであるが、今後もデジタルブック化を進めていく。

(3) 委員からの質問

Q. デジタルブックの利用者数はどのくらいか。

A. 現在の利用者数は約 3000 名である。

Q. デジタルブック化に伴い、若い世代の行事への参加率が上がった等、具体的な効果はあったか。

A. 若い世代のスマートフォンやタブレットによる閲覧者が増えた。

Q. 現在、広報担当課の職員が編集作業を行っているのか。

A. そうである。職員 5 名で編集作業を行っている。

Q. デジタルブック化への移行に伴い、職員の増員は行ったのか。

A. 行っていない。また、時間外勤務の大幅な増加もない。

Q. 市職員による紙面デザインや編集内容について、市民の反応はどのようなか。

A. フルカラーによる効果もあるが、以前よりも見やすくなったと好評である。

Q. デジタルブック化に対する議会の反応はどのようなか。

A. デジタルブック化により年間約 450 万円の経費削減につながったため、好評価を受けている。また、市職員が広報紙の編集に携わることで、職員のスキルアップにもつながっている。

Q. デジタルブックは、高齢者や障害者にとって、広報紙のバリアフリー対応につながると考えるが、反応はどうか。

A. 文字の拡大機能が特に評価を得ている。

Q. デジタルブックをシティプロモーションのツールとして活用する予定はあるのか。

A. シティプロモーションのツールとしても活用できると考えるが、担当課との連携が不足しており、課題として捉えている。

Q. 外国語翻訳機能は外国人観光客を対象としているのか。それとも外国人市民を対象にしているのか。

A. いずれも対象としている。なお、これまでは外国人市民を対象に広報紙の重要記事を翻訳して配布していたが、デジタルブック化によりすべての記事を閲覧できるようになった。

Q. 紙媒体の広報紙には企業広告を掲載しているが、デジタルブックに企業広告を掲載しない理由は何か。

A. 広報紙への広告掲載契約において、デジタルブックへの広告掲載は契約に含まれていないためである。

Q. デジタルブックに掲載する写真について、本人への掲載許可はどのように行っているのか。

A. イベント時に腕章等を装着し撮影しており、本人に掲載許可が取れる場合には許可を取ることとしている。なお、本人との間で肖像権等の問題が発生したことはない。

Q. 市議会だよりは議会事務局が編集しているとのことであるが、部局が異なるため、別途ライセンス契約が必要となるのか。

A. 市全体として1つのライセンス契約で利用している。

Q. 図書館の蔵書の電子書籍化も見据え、デジタルブック化を行ったのか。

A. 図書館の電子書籍化を見据えたものではない。

Q. 教育現場において、デジタルブックを活用しているのか。

A. 県立高校で地域を知る学習で活用している。

Q. 今後、どのような出版物をデジタルブック化するのか。

A. 高齢者を対象とした福祉関係のリーフレットのデジタルブック化を検討している。

④委員会としての所感

呉市では、若い世代をターゲットに地域や行政の情報を届けるべく、平成 28 年度に広報紙をはじめホームページなどの広報ツールを大幅に刷新した。中でも広報紙については、若い世代のライフスタイルに着目し、スマートフォンやタブレットでいつでもどこでも読めるようにしたほか、動画による情報配信など、若い世代が興味を持つ内容を取り入れた手法で刷新を図っている。

さらに、機能面において、音声による文字の読み上げや簡単な操作で文字を拡大できるなど、高齢者や障害者への情報提供を支援する仕組みであり、加え

て、多言語への翻訳機能を付与しており、外国人に向けた支援としても効果的であると感じた。

近年のライフスタイルの多様化やスマートフォンやタブレットなどの普及と相まって、情報発信手段もこれまでの紙媒体だけでなく、動画配信やSNSが加わるなど多様化が進んでいる。そうした中、多くの市民に対して必要な情報を発信するためには、情報を受け取る相手方を意識した発信方法が重要であり、呉市のデジタルブックは、より多くの市民にわかりやすく伝えるための手段として有効であり、先進的な取り組みの1つとして視察できたことは大変有意義であった。

(姫路市)

1. 市勢

市政施行 明治 22 年 4 月 1 日
人 口 533,077 人
面 積 534.35 平方キロメートル

2. 財政

平成 29 年度一般会計当初予算	2137 億円
平成 29 年度特別会計当初予算	1240 億 9990 万円
平成 29 年度企業会計当初予算	568 億 9934 万円
合 計	3946 億 9924 万円

3. 議会

条例定数 47
5 常任委員会（総務、文教・子育て、厚生、経済観光、建設）
4 特別委員会（イベントゾーン整備、一般会計決算審査、特別会計
決算審査、公営企業会計決算審査）

4. 視察事項（ひめじ減災プロジェクトについて）

（1）視察目的

災害時の情報発信手段は、ICTの普及に伴い、多様化・多重化しており、市民も市から発信される情報を入手しやすくなっている。しかし、市民が得た災害情報を共有できる基盤がないという課題もある。そこで、姫路市では、ウェブサイトを通じて、市民同士が相互に災害情報を発信・収集でき、かつ、行政とも情報共有できる仕組みとして「ひめじ減災プロジェクト」を導入することとなった。

市民相互に災害情報を収集し、災害の軽減を目指すこの取り組みについて、本市における災害時の情報収集、発信方法の参考とすべく、視察を行った。

(2) ひめじ減災プロジェクトについて

ひめじ減災プロジェクトとは、株式会社ウェザーニューズとの官民共同プロジェクトであり、ウェブサイトの地図上に、地震や気象災害によって姫路市内で発生した被害の状況を市民から投稿をしてもらい、リアルタイムで反映する住民参加型のシステムである。

①目的

市民が観測した災害や被害情報等を投稿、閲覧し、市民間で相互に情報を共有し、防災意識の向上や災害による被害の軽減に向けた取り組みを支援することを目的としている。

②開設の経緯

近年のICTの普及に伴い、災害情報の入手手段が充実し、市民は情報を入手しやすくなっているが、市民自らが得た災害情報を地域住民と共有できないという課題があった。

これを受け、姫路市では「地域防災におけるICT利活用・風水害時の避難行等に関する検討専門委員会」において、総合的な視点から検討を行い、市民同士が互いに情報を共有できる仕組みの方向性について姫路市防災会議に提言がなされた。

姫路市はこの提言を受けて、市民相互に災害情報を収集でき、市民からの災害情報を市でも確認できる仕組みの第一歩として、ひめじ減災プロジェクトを導入することとなり、平成27年9月より運用を開始した。

③ひめじ減災プロジェクトの4つの特長について

○わかる（今の姫路を見る）

ひめじ減災プロジェクトサイトにアクセスすると、姫路市の地図が表示され、市民から投稿された情報が地図上にアイコンとして表示される。

アイコンは、災害の 카테고리 後ごとに分類されており、市内のどこで、ど

のような災害が発生しているのか一目で把握することができる。



○つたえる（今の姫路を伝える）

ひめじ減災プロジェクトへの投稿は、インターネットサイト、スマートフォンから誰でも無料で投稿可能としており、平常時は利用に慣れ親しむことができるよう、気象状況や身近な季節の話題などを投稿することができる。（誤情報の投稿を抑止するため、メールアドレスの登録を必須としており、また、公序良俗に反する不適切な投稿は、プロジェクトの趣旨に合わないので掲載されない。）

また、投稿された報告は、株式会社ウェザーニューズの予報センターによって道路冠水、強風被害、河川増水・氾濫、路面凍結など全19種類のカテゴリーに分類され、マップ上に表示される。

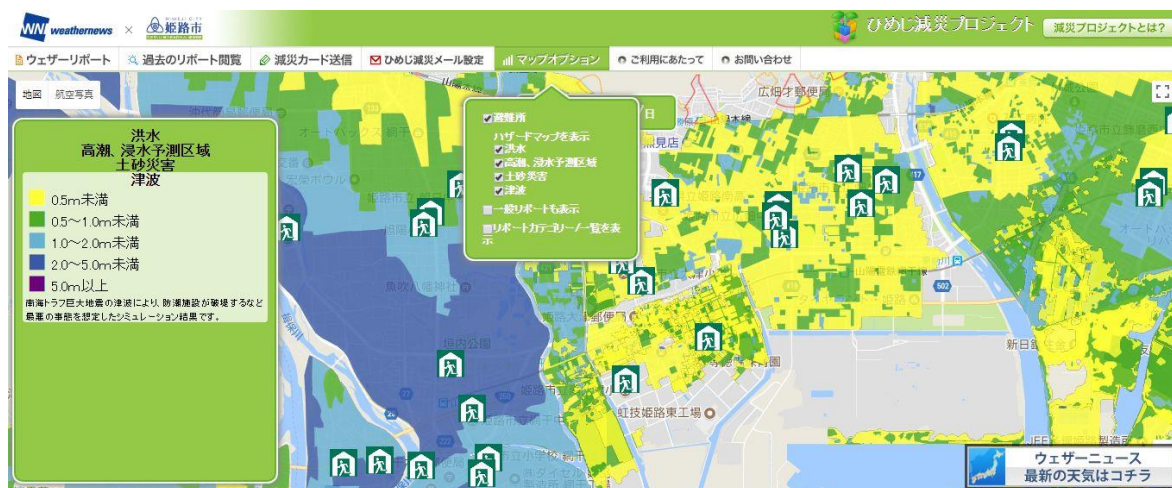
○そなえる（過去の情報を見る）

大きな被害が発生した災害ごとにレポートを履歴として保存しており、過去の情報を事前に確認するで、大雨や台風のときに河川増水・氾濫が発生しやすいアンダーパスなどの危険なエリアを把握することができる。

○そなえる<マップオプションを見る>

ひめじ減災プロジェクト上の地図には、マップオプションとして、洪水、高

潮・浸水予測区域、土砂災害、津波を想定したハザードマップを公開しており、市民からの投稿や避難所の情報をハザードマップ重ねて確認することができるため、平常時から有事の際に備えることができる。



④これまでの災害における利用状況等について

ひめじ減災プロジェクト導入以降、大きな被害の出た災害が発生していないため、大規模災害時の検証はできていないが、大雨時には40件程度の投稿がある。また、平常時においても10～20件程度の気象情報の投稿がある。

なお、ひめじ減災プロジェクトは、市民同士の情報共有ツールと位置付けており、市も被害状況等を確認するための手段とするが、投稿をもとにした現場対応は行っていない。

⑤導入費用、運用費用

株式会社ウェザーニューズとの協定に基づいて運営しており、導入費用、運用費用ともに不要である。

⑥運用上の課題

投稿内容が公序良俗に反する内容であれば、株式会社ウェザーニューズのオペレーターによって削除されるが、誤った情報は削除されないため、情報の正確性をいかに担保するか課題である。

⑦今後の展開について

利用者数を拡大すべく、啓発チラシを全戸配布し、周知啓発に努めており、「防災とボランティアの日」には駅前で街頭啓発を行うなど、多くの市民に参加を呼び掛けている。

なお、情報の信頼性を担保するため、消防団や自主防災組織等へ投稿を依頼することも検討したが、投稿が義務的になることで将来的に疲弊する可能性があるため、市民に普段から利用してもらい、この仕組みを浸透させ、利用者の裾野を広げ、市民同士のつながりで徐々にレベルを上げることで、共助、公助を促すきっかけとしていく。

(3) 委員からの質問

Q. 災害時だけでなく、平常時より気象状況等の情報を投稿する市民もいるのか。

A. スマートフォンでも気軽に利用できることから、平常時より天気等を投稿する市民もいる。

Q. 市内の各地区によって利用者数に差はあるのか。

A. 市中心部の利用者は多いが、山間部での利用者は少ない。

Q. 若年層の利用者が多いとのことであるが、利用者層の拡大に向け、どのような取り組みを行っているのか。

A. 高齢者でも操作が容易にできるため、街頭でのチラシ配布等により利用者数の拡大に努めている。

Q. 地図上に実際の浸水エリアを表示しているのか。

A. 地図上にはハザードマップの浸水エリアを表示しているが、市民からの投稿により、市内の災害状況を俯瞰して確認できるため、警戒心を持って現場で対応することができる。

Q. 大雪時は地区により積雪量が異なる場合があり、市民との情報共有の必要性が特に高いと考えるが、災害の種類によって市の活用方法は異なるのか。

A. 市民同士の情報共有手段として活用しているため、市としての活用方法に

大きな差はない。

Q. 投稿情報の信頼性の向上のために、どのような取り組みを行っているのか。

A. 市の積極的な介入により投稿を促すことで、利用者の疲弊を招き、事業が衰退するおそれがあるため、市民同士のつながりで盛り立てていくこととしている。

Q. 投稿時にメールアドレス登録を求めることにより、情報の正確性を担保できるのか。

A. 一定の効果はあるが、無料メールアドレスでも登録可能であるため、誤情報の完全な防止はできないと考える。

Q. 電話通報だけでなく、投稿をもとに現場へ出動しなければ、減災につながらないのではないのか。

A. 災害は生命・身体に関わる事案であるため、迅速な対応が必要であり、課題であると捉えているが、現在は電話通報により現場出動することとし、投稿内容は現場の状況等を確認するために利用する。

Q. 災害により電話が不通となった場合は、投稿をもとに現場へ出動するのか。

A. 携帯電話、衛星携帯電話、無線機等で対応することになる。

Q. 投稿内容に基づく実際の現場確認や情報収集はどのように行うのか。特に山間部はドローン等を活用しているのか。

A. 山間部は自治会長と防災行政無線を用いて状況を確認している。また、山間部は減災プロジェクトの利用者数が少ないため、ホームページや登録制メール、防災行政無線等で情報発信し、多くの市民に情報を提供している。

Q. 市民による自助、共助を充実させる取り組みとして有効であるが、実際の効果はどのようなか。

A. 導入後、大規模な災害が発生していないため、効果検証には至っていない。

Q. 過去の投稿が蓄積されることにより、信頼度も向上していくのか。

A. そうである。そのため、より多くの市民の利用を促したい。

Q. 積極的に情報を収集して活用している市民と、情報収集に不得手な市民との格差をどのように埋めていくのか。

- A. 熊本地震の際に、SNSに投稿された様々な情報が避難を留まらせたとの調査結果もあるため、今後の検討課題である。
- Q. 市が避難指示や避難勧告を発令しても、市民によっては避難しない場合があり、防災意識をいかに高めることが重要であると考えがどうか。
- A. 姫路市においても防災意識が薄い地域への意識向上は課題として捉えている。なお、平成23年の台風12号の際に、約10万に避難勧告を出したが、3%程度の避難者であった。
- Q. どのような協定に基づいて経費を必要とせずに運営しているのか。
- A. 減災プロジェクトは、株式会社ウェザーニューズが社会貢献事業として無償で自治体へサービスを提供しており、姫路市は全国で16例目である。なお、同社への依頼後、すぐに導入できるかどうかは不明であるが、姫路市は以前より同社と気象情報に係る業務委託契約を締結しており、円滑な導入が可能であった。
- Q. 同じ仕組みを利用している他の自治体と比べ、地図上に表示できるハザードマップの数が多いが、表示するデータの数はどのように決定しているのか。
- A. 協定に基づき決定している。なお、データの更新も可能であるため、例えば、津波想定エリアが変更になった場合等はデータを更新し反映していくことになる。

(4) 委員会としての所感

姫路市では、災害時における市民への情報発信のあり方や、住民の避難行動のあり方について総合的な視点から調査・検討を行い、ICTを活用し、市民相互に災害情報を収集、共有できる仕組みとしてひめじ減災プロジェクトを導入した。

導入後、幸いにも大規模な災害が発生していないため、災害時の効果検証は行われていないが、大雨時には道路や河川状況の報告等、一定数の投稿があるとのことであった。この仕組みにおいて、市民からの投稿は履歴として蓄積され、情報の信頼性も向上していくため、利用者数を拡大し、より多くの情報収

集が特に重要であるが、近年、SNS等への真偽不明の情報の投稿により、混乱を招いている事案が発生しており、導入にあたっては情報の信頼性の確保が大きな課題であると感じた。

この仕組みは、市民による情報収集の参画への間口を広げ、市民が参画しやすい環境を構築するとともに、同時に市も情報収集を行うことが可能であり、情報の正確性の確保といった課題はあるものの、災害時における情報収集、情報発信の手法の一つとして参考となるものであり、当委員会においてより深く調査したいと考える。

6. 議会報告会の概要

【議会報告会】

○コミュニティ助成事業費補助金について、事業が完了するまでは補助金が交付されないと聞いている。そのため、一時的に地域で事業費を立て替える必要があり、負担が大きいため、事業完了前であっても全額交付してほしい。

⇒議員 本事業にかかわらず、補助金は事業完了前であっても一部を前金として交付できる場合もあるが、地域に負担がかかっているとのことであるため確認したいと考える。

○マーケティング調査事業とはどのような事業であるのか。また、予算額はどのように算出したのか。

⇒議員 アンケート調査等を行い、本市のシティプロモーション方策を検討するための事業である。

⇒議員 他の自治体でも同様の調査を行っており、本市と同規模の自治体の事業予算額を参考としたとの説明を受けている。

○7月から8月にかけて業者選定を行うスケジュールであるが、短期間で業者を選定できるのか。

⇒議員 業務内容の仕様書を定め、応募のあった業者の中から選定するため、可能なスケジュールではないかと考える。

○マーケティング調査は市職員が行うのか、それとも業者に委託するのか。

⇒議員 業者への委託を行う予定であると聞いており、他都市でのアンケート調査という業務の性質を鑑みると、業務委託も手法の一つであると考えます。

○マーケティング調査を行う業者はどのように選定し、委託を行うのか。

⇒議員 プロポーザル方式で業者を選定し、履行期間を定めて、調査業務を委託することとなる。

○アンケート調査は市職員が行い、集計・分析作業を委託してはどうか。市職員が調査に

携わることで、市民の意見を直接受け取ることができるのではないか。

⇒議員 市職員が業務に携わることによる効果も期待できるため、ご意見として承る。

○マーケティング調査事業において、ふるさと納税の調査は行うのか。

⇒議員 ふるさと納税は調査対象ではないが、現在、本市ではふるさと納税の返礼品等について調査・検討を行っている。

○四日市港は四日市港管理組合が管理しているため、マーケティング調査事業の対象とはならないのか。

⇒議員 来年度より四日市港に外国客船が入港する予定であり、本市としてこの機会を生かすためにも、本事業の調査結果を活用し、四日市港も含めたシティプロモーション方策の検討を行うものとする。

○本市と四日市大学との連携が進んでおらず、議員、市職員ともに、四日市大学への関心が薄いのではないか。産学官連携に向けたさらなる取り組みを進めてほしいと考えるが、市としてどのような取り組みが必要であると考えるか。また、議員は四日市大学とどのような関わりをもっているのか。

⇒議員 四日市大学は本市との公私協力方式で設立した大学であり、産学官連携を進めることは重要であると考え。特に、学生の多くが本市で就職せず、市外へ流出しているため、いかに地元で就職してもらうかが課題として捉えている。今後は、学生数の増加やさらなる質の向上を目指すとともに、本市への就職を促進し、ひいては本市に定住できるようなサイクルを設けて、定住人口を増やしていきたいと考える。また、昨年より、四日市大学の学生が学生機能別団員として消防団で活動しており、市と連携して取り組みを進めている。

⇒議員 議員としても、四日市大学開催のセミナーなどに参加し、大学との交流を深めている。

○総合防災拠点整備のための用地取得費はどのくらいであったのか。

⇒議員 地権者から事業用地を取得することについて了承が得られたため、今回議案が上程されたものであり、予算議案ではないため、予算についての審議は行っていない。

【シティ・ミーティング：投票率向上について】

○なぜ投票率向上をシティ・ミーティングのテーマとして設定したのか。

⇒議員 近年、投票率が低下しており、民意を市政により反映させるためにも、投票率を向上すべく、今回のテーマとして設定した。

【シティ・ミーティング：防災全般について】

○尾張旭市では、市内のコンビニエンスストア全店にAEDを設置し、24時間体制でAEDが利用できるよう整備を行っている。各地区でAEDを管理することは困難であるため、本市においてもコンビニエンスストアへのAEDの整備を検討してほしい。

⇒議員 全く同意見であり、自身も一般質問を行っている。先進事例を調査し、前向きに取り組んでいきたいと考える。

○伊勢湾台風時には、遺体を包むブルーシートが不足していたため、大規模災害に備え、ブルーシートを備えるべきである。

○メガソーラー開発による自然環境に及ぼす影響や災害を危惧しており、本市において太陽光発電事業に関する規制を求める請願が採択されたことに感謝する。

○内部川の川底が高く、堤防を越えて氾濫する危険性があるため、河川の状況を把握し、適切な対応方法を検討してほしい。

⇒議員 河川の状況は把握しており、ご意見として承る。

○南小松町は総合防災拠点の立地場所として適地であるため、整備の候補地に加えてほしい。

⇒議員 本市では、神前地区及び八郷地区の四日市東インターチェンジ付近に整備する予定であり、新たに整備する予定はないと聞いている。

○市庁舎東側広場は、災害時の避難場所として、空地として確保すべき土地である。今秋に中心市街地拠点施設整備基本計画が策定されるため、議会において十分に議論してほしい。

⇒議員 ご意見として承る。

○市庁舎東側広場に計画している中心市街地拠点施設は、水害を想定した構造ではないのか。最大2mの津波が予測され、かつ、液状化の可能性のある場所に新たな公共施設を設置することに疑問を感じる。公共施設を新たに設置する場合、県の「地震・津波被害の低減に向けた都市計画指針」に従うべきとの意見や水害の危険性のある場所への設置を避けるべきとの意見はあるのか。

⇒議員 中心市街地にある市有地である市民公園、鶉の森公園、諏訪公園、庁舎東側広場のうち、庁舎東側広場において、基本計画を策定することとなったが、庁舎東側広場に建設することが決定しているわけではなく、庁舎東側広場への建設は議員の中でも賛否両論がある。なお、現在策定中の基本計画の具体的な内容は、現時点で議員に対して示されていない。また、南海トラフ地震では11か所の震源地を想定しているが、そのうち本市に最も影響のある震源地でマグニチュード9.0の地震が発生した場合、液状化や地盤沈下、また、防潮堤の決壊等の可能性があり、予見できない災害への対応は難しいと考えるが、図書館は建設後数十年間利用し続ける施設であるため、市有地という理由で安易に設置場所を決めるべきではないと考える。なお、現在の想定はあくまでシミュレーションであり、過大に怖がる必要もないと考えており、行政や議員からも災害時に関する情報は提供するが、自身の身の安全を守るためにも、正確な情報を把握するように努めてほしい。

○基本計画が策定された時点で、総務常任委員会として議論をする場を設けてはどうか。

⇒議員 中心市街地拠点施設は、商工農水部や教育委員会など複数の部局にわたることから、議員全体で議論することとなると思われるため、議会として十分に議論を行いたい。

○子供の安心安全を守るため、ボランティアで交通安全の見守り活動を行っているが、地域やPTAによる活動をより活発化させる必要があると感じている。特に、災害時には、地域やPTAの力が必要であると考えており、羽津地区では、地区内のゾーン30の整備をはじめ、地域での活動が活発であると聞いているが、どのような取り組みを行っているのか。

⇒議員 羽津地区では子供見守り隊を結成し、日々、子供の見守り活動を行っている。また、登下校時だけでなく、夜のパトロールなども行っており、保護者だけでなく、

地域全体で子供を見守っている。活動を長く続けるためには、義務的に参加するのではなく、毎日の健康づくりのために参加してもらうなど、一工夫加えることで長続きするのではないかと考える。

⇒議員 羽津地区ではゾーン30が整備されたが、他地区に向けた周知など、今後も取り組みを強化していきたいと考える。また、災害時には若い世代の力が必要であると考え、昨年より、小学校の体育館で避難体験を行う「防災サバイバル体験」を実施し、若い世代と地域を連携させるべく取り組みを進めている。

⇒議員 富洲原地区では防災訓練に中学生が参加しており、災害時には若い世代を含めた近隣での助け合いが重要であると考え。

⇒議員 笹川地区では防災訓練に四郷高校の生徒が参加しており、その姿を見習って小学生や中学生も積極的に訓練に参加している。

○東日本大震災時、小学生が高齢者の避難の手助けをしたという事例があるため、子供への防災教育に取り組んでほしい。

⇒議員 ご意見として承る。

○地区内のマンションを災害時の避難先として利用できるよう、自治会がマンション管理者と契約しているが、市が既存の建物等を災害時の避難先として指定できないのか。

⇒議員 現在、市では約120件の民間施設やマンションなどの建物を津波避難ビルとして指定しており、さらなる指定を目指しているが、夜間時の開錠対応などに苦慮するため協力に応じてもらえないケースもある。そのため、地域が直接、建物の管理者に依頼しているケースも多いと聞いている。

⇒議員 地震発生後、津波が到達するまでにはタイムラグがあるため、なるべく遠くの高い場所へ避難するためにも、平時より津波避難マップをもとに津波避難ビルの場所や避難経路を確認してほしい。また、災害時に支援が必要な場合には、事前に自治会や民生委員に相談するなど、災害に備えてもらいたい。

○本市ではコンビナート災害に対し、どのような対策を行っているのか。

⇒議員 本市では、国や県と共同してコンビナート災害への対策を講じており、特に、本市には、国により、特殊災害専門の即応部隊であるドラゴンハイパー・コマンドユニットが配備されているなど、コンビナート防災の先進都市であり、全国に向けて

情報を発信していく役割も担っている。

○災害時の円滑な交通状態を確保するためにも、内部地区内の国道1号を片側2車線化すべきである。さらに、平時の渋滞が緩和されることで、市南部の活性化が期待できると考える。

⇒議員 内部地区では大規模な宅地造成が進んでおり、さらなる渋滞が予測されるため、公共交通機関の利用促進など、ソフト面での渋滞緩和を進めており、渋滞が加速しないよう対策を講じながら国や県への要望が必要であると考えます。

○桜運動施設の利用者数が少ないため、利用を促進すべきである。

⇒議員 桜運動施設は、桜地区から市に移管され、全市民が利用可能となったが、周知が不十分であるため、多くの人に利用してもらえるよう、さらなる周知を行いたい。

⇒議員 担当部局に意見を伝える。

○本市には野球場が少ないため増設してほしい。

⇒議員 平成33年の国体開催に向けて、霞ヶ浦緑地に新たな球場を建設する予定である。

【議会報告会】

○今回、約 1 億 5 千万円もの高額な救助工作車を取得するが、車両の取得にあたっては、導入する車両の特長や活用方法を市民に向けて情報発信すべきではないのか。

⇒議員 高額な車両の取得にあたっては、市民の十分な理解を得る必要があると考え、積極的に情報発信するよう指摘を行った。なお、更新前の救助工作車について、車両本体は老朽化のため廃車とするが、積載している資機材は他の救助兼用の消防車両に載せ替え、有効活用するとの説明があった。

⇒議員 救助工作車には高性能な資機材を多く搭載しており、さらなる救命率の向上を目指して整備するものであるが、車両価格が高額であるため議会においても十分に議論を行っており、市民に対しても丁寧な説明を行いたいと考える。

○有事の際に、救助工作車を十分に活用できるよう、平時より操作訓練を実施すべきではないのか。

⇒議員 三重県消防学校での訓練や、地域の消防団と連携した訓練を行っている。

○消防職員だけでなく、行政職員も訓練に参加してはどうか。

⇒議員 操作には高度な技術が要求されるため、現在、消防職員の技能の向上に取り組んでいる。

○公用車のリース料について、年数の経過により車両の価値が減少するため、リース料も徐々に遡減していくのか。

⇒議員 基本的に 7 年間のリース契約であり、リース料の総額を按分し、毎月一定の金額を支払っている。

○先般の台風により、市道水沢宮妻峡線が通行止めとなったが、国の災害査定を待たなくとも被災直後から迅速に復旧工事ができるよう、当初予算に災害復旧のための予算を計上してはどうか。また、被災箇所を従前の状態に復旧するだけでなく、より強固にすべく、機能強化を図ることはできないのか。

⇒議員 国による災害認定を受けなければ、市単独の予算で工事を行うことになるため、

国や県の予算を活用して復旧すべきであるが、以前に米洗川が被災した際、災害認定までに時間を要し、被害が増大したため、再度の被害発生を防止すべく、市単独の事業として改良復旧工事により機能強化を図った事例もあり、市道水沢宮妻峡線も災害に強い道路に改良すべきであるとする。

○あらかじめ予算を確保し、災害復旧完了後に、工事に要した経費を国や県に予算を要求できるような仕組みとしてはどうか。

⇒議員 担当部局に伝える。

○市ではインターネットを通して様々な情報を発信しているが、自身が関心のある情報は積極的に取得するが、関心のない情報は能動的に取得しないため、新たな情報発信の手法を検討してはどうか。特に、今回の議会報告会への市民の参加人数が少ないと感じるが、周知方法は十分であったのか。また、他地区と比較して参加人数は多いのか。

⇒議員 開催日時の設定や当日の気象状況等で参加人数が変動するため、今回よりも参加人数が少なかったこともあるが、指摘のとおり、周知方法については紙媒体、電子媒体それぞれのメリット、デメリットを捉え、効果的な手法を検討したいと考える。

【シティ・ミーティング：防災全般について】

○水沢地区には、昭和56年以前の旧耐震基準の建物が多く、災害時に倒壊して救助活動に影響を与えるのではないかと危惧するが、今後どのような対策を行うのか。

⇒議員 国では幹線道路への無電柱化を推進しており、併せて、建物への対策を講ずる必要があると考えるが、住居等は個人財産であるがゆえに、市が主体的に改善に対して介入することは困難であるため、例えば、新たな団地開発において無電柱化を実施し、市民に対する建物の適正管理に関する意識を高めることが必要であるとする。

○市の住宅耐震補強補助制度を活用しても、経済的な理由で対応が困難な家庭もあるため、補助制度を拡充してはどうか。

⇒議員 シティ・ミーティングや地域における検討課題として、関係者等と意見交換を行い、議論を尽くしたうえで、よりよい制度設計となるよう十分に検討する必要があると考える。

⇒議員 税の公平性の観点からも、市が積極的に個人財産に介入することは困難であるが、本市では、要援護者等の住居に対し、家具固定を無料で実施しており、命を守るためにも、このような取り組みを多くの市民に知ってもらうことも重要である。

⇒議員 近年、全国的に所有者不明の建物が増加し、課題となっているため、本市においても同様の状況に陥らないよう、建物の適正管理について今後検討したいと考える。

○以前に水沢地区で開催された市の防災出前講座の内容が、津波をテーマとした講義であったため、地区の特性に応じた講座内容としてほしい。

⇒議員 地区特有の災害に対する意識を高めることは重要であるが、外出先で被災した場合を想定し、津波への防災意識を高めることも有効である。

⇒議員 担当部局に伝える。

○障害者や高齢者など、一般の避難所生活が困難な人に向けた公設公営の避難所はあるのか。

⇒議員 福祉施設等を利用して、障害者や高齢者を受け入れる福祉避難所を設置するが、二次避難所であるため、一旦は指定避難所に避難することになる。なお、今年度、障害者差別解消条例等調査特別委員会を設置し、災害時における障害者への合理的配慮についても議論しており、また、熊本地震においては、避難所で合理的配慮が提供できなかったとの報告もあるため、避難所において合理的配慮の提供がなされるよう、条例の制定や避難所運営マニュアルに位置付けることも重要であると考え

○例えば、登録制にして、発災直後から、支援の必要な人が優先的に避難できる場所を確保することはできないのか。

⇒議員 以前に、他の市民からも同様の意見を聞いており、担当部局に伝えたが、今後とも検討したいと考える。

⇒議員 担当部局に伝える。

○避難所運営は地域の自助と共助の力で行っており、特に、水沢地区では女性防災隊が積極的に活動しているため、多くの市民に活動内容を知ってもらうことで、活動の励みになり、さらなる活動の充実につながり、ひいては地域の防災意識が高まるため、ハード

面だけではなく、活動内容の周知といったソフト面に対する予算措置も必要ではないのか。

⇒議員 防災に対する意識向上のためには、ソフト面への予算措置も重要であると考えます。

また、本市では、女性の視点を取り入れた避難所運営に積極的に取り組んでおり、同様に障害者への合理的配慮に対する意識も高めてほしい。

○水沢地区の指定避難所は水沢小学校 1カ所のみであり、離れた場所に住む地区住民にとっては避難が困難であるため、地域の実情に合わせて指定避難所を設置してほしい。

⇒議員 担当部局に伝える。

⇒議員 現在、民間施設を避難所として利用できるよう協定を結んでおり、水沢地区においても候補となる民間施設を市に提案してほしい。

○河川の氾濫により、地区内の避難所への移動が困難な場合に、隣接地区の避難所へ避難できるよう他の地区と話し合ったが、市においても隣接する市町への避難者の受け入れについて検討してほしい。

⇒議員 ご意見として承る。

○水沢地区は高齢者にとって移動が不便な地域であるため、例えば、地区に専用車両を配備するなどの対策を講じてはどうか。

⇒議員 現在、市では交通不便地域への対策として、オンデマンド交通の導入について検討している。

【議会報告会】

- 四日市港への外国客船の寄港が大きく取り上げられているが、本市にどのような期待が寄せられているのか知りたい。
- ⇒議員 本市への外国客船の寄港は、これまで四日市港を整備してきた成果の一つであり、併せて、霞 4 号幹線の整備に伴い、四日市港を中心とした交通網がさらに充実し、本市は近隣市町を含めた拠点として、広域的な行政課題の解決に向けて大きな期待が寄せられている。
- 本市には公衆トイレが少なく、市外からの来訪者に向けたトイレの確保が課題であるが、市と観光協会との間で連携が取れておらず、未だに対応がなされていない。
- 国体開催に向けて、霞ヶ浦緑地にスポーツ施設が整備されるが、沿岸部においては交通アクセスが不便であるため、車がなくても行けるよう、市民の声をよく聴いて施設整備を進めてほしい。また、あすなろう鉄道においてもたくさんの人に利用してもらえようにしてほしい。
- ⇒議員 産業生活常任委員会及び都市・環境常任委員会に意見を伝え、各委員会で検討したい。

【シティ・ミーティング：選挙について】

- 今回、市議会が高校生を対象に実施したアンケート結果によると「18歳になったら選挙に行きますか」との質問に対し、「必ず行く」が18%、「多分行く」が48%という回答であり、選挙に行く高校生の割合が低いと感じるが、選挙権年齢が引き下げられた際に、議会において10代の投票率の向上に向けた議論は行ったのか。
- ⇒議員 これまでも投票率の向上について議論を行っており、例えば、四日市大学への期日前投票所の設置や、四日市大学と連携し、学生とともに選挙啓発活動に注力しているが、十分な成果が上がっていないのが現状である。今回アンケートに回答いただいた高校生が必ず投票に行ってもらえるよう、効果的な施策を講ずべきであると考えており、市民の皆さんからも意見をいただきたい。

- それぞれの候補者の政策や考えなどが見えにくく、詳しく知るためには、候補者を一

人ひとり調べる必要があり苦勞する。例えば一覧表を作成するなど、わかりやすくなるよう工夫してはどうか。

⇒議員 公職選挙法の改正に伴い、平成 31 年より、国政選挙と同様に市議会議員選挙においても選挙運動用のビラ配布ができるようになる予定であり、候補者の掲げる政策等をより詳しく伝えられるようになるのではないかと考える。また、選挙期間中は、候補者が個人演説会を開催し、特に力を入れたい政策や充実したい分野などについて、皆さんに訴えかける機会を設けているため、会場で生の声を聴くとさらに深く知ってもらえるのではないかと考える。なお、インターネットでも情報を得ることができるが、選挙に関する情報に限らず、インターネット上でやりとりされる情報の中には、信頼性の低い情報もあるため、正しい情報を選び抜くようにしてほしい。

○政治について知る機会が少なく、議会の仕組みや、どのような議論が行われているかわかりづらい。

⇒議員 特に若い世代にとって、議会の姿が見えにくいという声があることは認識している。インターネットでも情報を取得できるが、本市議会では定例月議会ごとに各地域で議会報告会を開催しており、議員からの報告を直接聞くことで、より詳しく知ることができるのではないかと考える。高校生も積極的に参加し、議会について知ってほしい。

○議会からの情報発信や議員個人による報告会等も行われているが、特に若い世代の関心が低いと感じる。

○高齢者にとっては、投票所が不便な場所にあるなどの理由により、投票所まで足を運ぶことが難しい場合もある。例えば、車に投票箱を載せて地域の集会所を巡回し、投票できるようにすれば投票率は上がるのではないか。また、入院中の不在者投票を行うためには事前に手続きが必要であるため、断念したこともあり、なるべく多くの人の投票しやすくなる機会を確保できるよう工夫してほしい。

⇒議員 他市町で行っている投票所への移動支援等の取り組みについて、本市でも検討すべきであると考え。また、本市では、初めて選挙人名簿に登録された 18 歳、19 歳の新有権者に対し、個別に啓発ハガキを送付しているが、十分な効果検証が行われていないため、追跡調査を行うように市にも伝えたとおりであり、早期から選挙啓

発の取り組みを行うことも重要であると考える。

○学校の先生からの案内を通じて今回のシティ・ミーティングの開催を知ったが、普段、学校からは議会に関する案内があまりないため、高校生の議会に対する認知度が低いのではないかと考える。

⇒議員 今後は学校へ協力を求めることも重要であると考える。

○学校の模擬選挙に参加したことにより、選挙を身近に感じることはできたが、実際の選挙となると、まだ知識が十分ではなく、また、誰に投票すべきか悩むため、自分の一票の責任の重さを感じ、選挙に行くことをためらってしまう。

⇒議員 国政選挙は選挙区ごとの定数が少ないため選挙の争点が絞りやすいが、市議会議員選挙は候補者数が多く、それぞれの候補者が掲げる政策が多様であるため、わかりやすく情報を発信することが重要であると感じた。

○前回の市長選挙の投票率は約36%であり、投票率が低く、課題として捉えるべきである。

○介護施設に入所する有権者に対し、どのように選挙を行っているのか調べてほしい。

⇒議員 ご意見として承る。

○不祥事を起こした者が議員活動を継続していることに対し、市民として不信感を抱く。

議員は正義感を持って市民に奉仕すべきで存在であり、そのような議員としての資質を持つ者が議員活動を行うことにより、投票率の向上につながると考える。

⇒議員 ご意見として承る。

○1月2日に外国客船が寄港した際に、市長の乗った車が道路交通法に違反した疑いがあるとの話を聞いている。

⇒議員 個別の事案であるため、担当部局に伝える。

【議会報告会】

○泊山小学校において大規模改修を実施する理由を確認したい。また、平成 30 年に実施予定であった当該事業をなぜ平成 29 年度に前倒しすることとなったのか。

⇒議員 本市では、老朽化した校舎を計画的に改修しており、平成30年度当初予算として泊山小学校の大規模改修事業費を計上していたが、国の平成29年度一般会計補正予算の経済対策に伴い、平成29年度に前倒して事業を実施することとなった。

○市の公共施設に設置された自動販売機 1 台あたりの市への収入額について確認したい。

また、橋北交流会館に設置された自動販売機は定価販売されているが、公共施設においては安価に販売できないのか。

⇒議員 自動販売機の設置場所に応じた貸付料を徴収することとなっており、設置場所により収入額が異なる。また、本市では自動販売機設置にかかる入札の条件として定価で販売することとしている。なお、自動販売機を設置した業者において、設置した自動販売機の売上金額が市に支払う貸付料を下回るケースもあり、市では入札方法の見直しを行っているが、今後も改善の必要があると考えており、市民のサービス向上のためにも引き続き調査を行う。

⇒議員 三浜文化会館においても 3 台の自動販売機設置にかかる入札を行ったが、応札者が少なく結果的に 2 台のみの設置となった経緯もあり、現在の貸付料率は高額であると考えため、橋北交流会館の貸付料率についても確認したい。

○首都圏におけるシティプロモーション事業について、費用対効果の検証は行っているのか。

⇒議員 シティプロモーションの具体的な成果を数値として出すのは難しい面があるが、現在、首都圏での物産販売、観光大使によるシティプロモーション、三重テラスでのイベント等、様々な方法で本市の P R を行っており、今後も継続的に本市の魅力を P R していくことが本市のシティプロモーションにつながると考える。

⇒議員 首都圏でのイベントにおける来場者数や物産の売り上げについて確認しているが、費用対効果として検証することは難しいと考える。今後も本市の魅力を継続して P R していく必要があると考えており、平成30年度より新たにシティプロモーション

部が設置されるため、本市のさらなる魅力発信に期待している。

○本市の土鍋は日本一のシェアであるが、市内外において認知度が低いため、市だけでなく事業者も積極的にPRを行うことが重要であり、事業者に呼びかけるとともに、市と事業者が共同してPRすべきである。

⇒議員 ご意見のように、市と事業者が共同してPRすることが重要であると考え。特に、平成30年は萬古焼の創始者である沼波弄山の生誕300年にあたることから、行政と萬古焼業界の双方で全国に向けてPRを行うこととしており、さらに、桑名市、朝日町、墨田区の協力も得ながら萬古焼の魅力を発信していく予定である。このようなイベントを契機として市と萬古焼業界が一丸となってPRしていきたいと考える。

○四日市港管理組合の負担金について、本市と三重県だけでなく、川越町にも四日市港管理組合への参画を求めているかどうか。

⇒議員 四日市港管理組合への川越町の参画については、四日市港管理組合議会においても質問を行っており、また、川越町としても参画の意思があることについて聞き及んでいるが、川越町の予算規模等、検討すべき課題があると考え。

○近年、緊急車両の優先に対する交通マナーが低下しており、緊急車両に対する市民の協力を求めるべく、警察に対しても協力を要請すべきである。

○新たなハザードマップの作成には期待を寄せているが、海拔表示板が有効に機能するよう危機管理室で検討してほしい。また、滝川公園は防災公園として整備が予定されているが、川原町駅に近いため、電車の利用客の一時避難場所としても活用が想定され、一時避難者への水も必要となるため、防災井戸を設置してほしい。

⇒議員 生活用水を確保するための防災井戸も必要であるが、避難者等への飲料水の確保も重要であるため、今後議論していきたい。

⇒議員 平成27年に水防法が改正され、避難体制の充実や強化等が挙げられており、地域においても毎年同じように、決まった時間や場所で避難訓練を行うのではなく、地域で工夫した訓練を実施することも有効であると考え。また、今回作成するハザードマップについては防災訓練での活用や、災害時に自身で避難行動を起こすこ

とができるよう、専門家の意見を取り入れながら実効性のあるハザードマップとすべきであるとする。

○市ホームページにより様々な情報を発信しているが、どの程度の閲覧者数や利用があるのか疑問である。また、CTYでは各地域で開催されたイベント等を市民に向けて発信しており、より多くの人に視聴してもらうための取り組みについて検討してほしい。

⇒議員 新しい事業を立ち上げるだけでなく実施した事業の検証を行うことが重要であり、当委員会においても各事業の成果検証を行うよう指摘しており、今後も事業成果を十分に見極めていきたい。

【シティ・ミーティング：防災全般について】

○台風等の災害時に地域の住民が自主的に避難所等に避難した際は、自治会役員も避難者が帰宅するまで避難所に滞在するため、食事や飲料水等にかかる経費が必要である。また、地区に配分される土木要望予算について、事業の実施箇所を決定する際の現地視察に要する経費は自治会の予算から支出しており、一定の経費は必要と考えるため一度検討してほしい。

⇒議員 災害時には自助、共助で協力し合うことも重要であり、例えば、避難所に滞在する際には、地域や市で備蓄している非常食や飲料水を活用することも有効ではないかと考える。

⇒議員 自治会の予算への影響や、自治会役員のなり手不足につながる可能性も危惧するため、担当部局に伝える。

○指定避難所開設の担当職員が開設担当の避難所から離れた場所に居住している場合もあると聞く。そのため、有事の際に開設できない可能性もあるのではないかと危惧する。また、避難所設営は地域住民だけでは困難であるため、市職員や学校等の施設管理者の協力が不可欠であり、地域においても避難所開設担当職員の協力を得ながら訓練を行いたいと考えており、十分に機能するような職員配置にしてほしい。

⇒議員 地元に住む職員が少ないといった状況は他の自治体においても見受けられ、全国各地で、防災の観点も踏まえ、職員採用方法について検討がなされていると聞き及んでいる。

⇒議員 各地区に在住する職員のうち複数名を緊急分隊員として指名しており、災害時に

は地区市民センター館長、副館長とともに指定避難所の状況確認等を行っており、地域の自主防災組織や消防団とともに災害対応を行っている。なお、緊急分隊員以外の職員についても市の定める配備基準に基づき、災害対応を行っているが、より地域に身近な職員による災害対応をきめ細やかに行うよう取り組んでいきたいと考える。

○泊の大型ショッピングセンターが来秋リニューアルオープンし、新たな建物が建つと聞いており、屋上駐車場が設置され、スロープ等で車椅子も移動できる構造であれば、津波の一時的な避難場所として利用できるのではないかと考え、事業者に要望したいと考えており、議員にも尽力してもらいたい。多くの市民の命を救うためにも、大型の建物を建設する場合には防災の視点を取り入れた設計となるよう市からも働きかけてほしい。

⇒議員 富田地区の大型ショッピングセンターでは津波避難ビルとして協定は結んでないが、有事の際には避難先として利用できるよう協力いただいている。また、富洲原地区では防災訓練に中学生が参加し高齢者等の避難の手助けを行う訓練も行っており、災害時には若い世代を含めた近隣で協力し合うことが重要であり、普段から顔の見える関係を築くことが重要であると考えます。

⇒議員 笹川地区では防災訓練に四郷高校の生徒が参加しており、その姿を見習って小学生や中学生も積極的に訓練に参加している。日永地区においても、例えば四日市工業高校に協力を求めているかどうかと考える。

⇒議員 都市整備部において開発許可等を行っているため、意見を伝えたい。

○東日本大震災の際、津波によって流れてきたがれきに引火して津波避難ビルであった小学校在延焼した事例もあり、津波避難ビルが必ずしも安全であるとは限らないと考える。日永地区においては四日市工業高校が津波避難ビルに指定されているが、コンビナート火災等が発生し、火災が拡大した場合、校舎が延焼する可能性も危惧するため、さらに遠くの安全な場所に避難するよう呼びかけているが、より多くの市民を救うためにも安心できる津波避難ビルが必要であると考えます。大型の建物が建設される場合は防災面で活用できるよう市としても検討してほしい。

⇒議員 市が新たに津波避難ビルを設置するには予算上の課題等もあり、既存の小中学校といったコンクリートの堅固な建物を津波避難ビルとして指定しており、民間施設やマンションなどの建物も津波避難ビルとして協定を結び、津波から一時的に避難

できる場所として協力いただいている。

○橋北地区では橋北交流会館、橋北小学校、橋北中学校が指定避難所として指定されているが、市とともに再考する必要があるのではないかと考える。

○防災大学やステップアップ講座は、非常に充実した講座内容であるが、市の受講募集案内を見ても魅力が感じられないため、市民が受講したいと思うような方法で周知すべきである。予算を要したとしても、防災に対する市民意識の向上に大いに効果が期待できるため、より効果的な周知方法を市に検討するよう求めてはどうか。

⇒議員 現在、議会においても、市民の皆さんが読みたいと思うような魅力ある市議会だよりについて議論を行っており、防災大学やステップアップ講座の募集方法を含め、魅力ある広報が必要であると考え、市民の皆さんからも知恵をいただきたい。

⇒議員 まずは興味を持ってもらうことも重要であり、市民が魅力を感じるようなPR方法を検討するよう、市にも伝えていきたい。

○市内に設置されている海拔表示板について、市民の目に留まらず効果が薄いと感ずるため、設置数の増加やより目立つよう工夫すべきである。例えば、海拔メートル数ごとに色を分けて表示してはどうか。

⇒議員 例えば、地域や子供たちで海拔表示板を作成し、自分の住む地域に設置することで予算をかけずに設置でき、さらに地域全体の防災意識向上につながるのではないかと考える。いただいたご意見は担当部局に伝え、今後の防災意識の向上につなげていきたい。

⇒議員 館長権限予算を活用して、地域で海拔表示板を設置している地区もある。ただし、海拔表示板を設置することにより、土地価格への影響を懸念し、設置に否定的な意見もあるため注意してほしい。

⇒議員 外出先で災害が発生する場合もあり、海拔表示は自分の命を守る行動指標となるため、その動機付けのためにも、色分けといった工夫はよいアイデアであると考え

る。

7. 4 常任委員会報告会で出された意見

4 常任委員会報告会で出された意見（総務常任委員会）

【災害時における情報共有・伝達手段について】

- 有事の際に的確に情報共有が行えるよう平時から双方向で情報共有ができる体制を整えておく必要があると考える。また、災害時において部局ごとに情報発信を行っており、内容について統一性がないことに加え、それらの情報を集約して発信できる体制が整っておらず課題であるとする。有事の際、有効に情報共有が機能できるような体制整備を行い、平時より情報共有に関する訓練を行う必要があると考えるため、議会としても議論を進めるべきである。
- 市民への情報伝達手段としてホームページやメール等、多様な媒体による周知方法を備えているが、例えば先般の小山町における火災発生時においても、今何が起きているのか市民への的確な情報伝達が行われず、十分に機能しているのか疑問に感じるため、現状の情報伝達手段についても検証を行うべきである。
- 過去に議論のあったコンテナの積み上げに関する課題や、緊急告知ラジオ配備後の点検や活用状況等について継続的な調査はなされているのか。これまでの議案審査や一般質問における答弁内容の履行状況等について、継続的に調査、点検を行い、報告を受けなければ、議会としての政策に対する牽制機能が失われるのではないかと感じるため、今後の課題として政策の検証について継続的に報告を受けていくことが必要である。
- 昨年1月の大雪時の情報伝達に課題があったことも踏まえ、所管事務調査を行ったにもかかわらず、今年1月の大雪時には安全安心防災メール配信が行われず、再度課題を呈する結果となった。しかしながら、所管の委員会に特段の報告がされていないとのことであり、危機管理監の対応としては不十分であるとするため、必要な報告が徹底されるよう、危機管理監に対し申し入れを行うべきである。
- 本市では、総合防災訓練においてアマチュア無線家の方々とアマチュア無線運用訓練を行っているが、例えば職員でアマチュア無線クラブを組織し、本庁舎にアンテナを設置して無線機を登録すれば各地区のアマチュア無線家との非常通信が可能となるため、アマチュア無線も情報収集、共有手段の一つとして検討してはどうかと考える。その上で、各地区で行っている防災訓練に当該地区に在住するアマチュア無線家に参画していただき、市との交信訓練を行ってはどうかと考えるため、今後議論してほしい。

⇒「災害時における情報共有・伝達手段について」に関する意見を受け、委員より、市民との双方向の情報共有手段については、姫路市に行政視察を行ったうえ、さらなる調査を行うべく、当該所管事務調査を行った。その結果、平成 30 年度予算として消防本部において双方向の情報共有システムの検討するための予算付けがなされており、当該調査が予算措置に結び付いたことから有意義なものであったと考える旨を申し述べた。

【入札制度について】

○これまで提案、指摘した内容について、行政側からは明確な考え方は示されていないとの意見が調査において出されており、平成 30 年度の入札制度の実施に当たり改善策が示されなかったと理解するが、新体制では強く改善を求めていく必要があるのではないかと考える。

⇒当意見を受け、委員長より、低価格入札防止の観点から、行政としては最低制限価格の算出根拠が明らかである中央公契連モデルを平成 22 年度から採用しており、以降も算出率の改定を随時行うなど、継続的に、落札率の向上等に向けた改善を行っている。個々の入札における問題はあるものの、行政からの答弁は、現状考える最良の方法を採用しているとの趣旨であったと理解している旨を申し述べた。